



イビデン株式会社
CSRレポート 2018



目次

トップメッセージ	2
イビデングループのCSR経営	3
IBIDEN WAY／To The Next Stage 110 Plan	3
CSR経営の考え方と推進体制	4
ステークホルダーとの対話・協働／第三者機関の診断と対応	6
内部統制／コーポレート・ガバナンス	7
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	7
現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要	8
役員報酬について	9
適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション	10
リスクマネジメント推進活動	11
コンプライアンス推進活動	13
サプライチェーンでのCSRマネジメント	17
人財経営	20
人財経営の考え方	20
人権の尊重	21
公正な評価と処遇	22
人財の育成	23
多様な働き方の尊重	24
働きやすい職場に向けた労使協業	26
労働関連法令遵守の徹底／労働安全衛生の取り組み	27
労働安全衛生マネジメント組織	28
労働安全衛生の活動指針と結果	29
社員の健康増進への取り組み	31
環境経営	32
環境ビジョン／環境方針／環境マネジメント組織	32
マネジメントシステム認証取得状況	33
環境および労働安全衛生関連法令の遵守／環境活動の指針	34
気候変動問題への対応	35
資源循環の取り組み	38
化学物質の適切な管理	39
生物多様性への姿勢	40
製品、事業での環境貢献	41
環境データ	42
環境会計	42
イビデングループのインプットアウトプット	44
事業場別環境測定実績データ	45
社会貢献	50
社会貢献の考え方と推進体制	50
地球環境保護活動	51
青少年育成活動	52
社会福祉・地域貢献活動	53
災害支援活動／社員の社会貢献・ボランティア活動推進	54
製品への社会的責任	55
顧客優先を支える品質管理	55
CSR活動の目標・実績一覧	57
2017年度の活動結果と2018年度の実践項目	57
会社情報	59
編集方針	62
GRIスタンダード対照表	64
持続可能な開発目標(SDGs)とイビデングループの活動対照表	70

トップメッセージ



代表取締役社長 青木 武志

イビデングループは、1912年、地域経済の振興を目的とした発電会社「揖斐川電力株式会社」として創業いたしました。105年の永きにわたる歴史の中で、当社グループを取り巻く環境は大きく変化してまいりましたが、当社にはいかなる状況下においても一致団結し、たゆむことなく独自の技術を究め、時代のニーズを捉えた製品開発に挑み続けてきた歴史があります。

そして現在、当社を取り巻く環境はまた大きく変化しております。この変化を乗り越え、次の100年も持続的な成長を実現するため、当社におきましては、2018年度より始動する新たな5ヵ年の中期経営計画「To The Next Stage 110 Plan」を策定しました。新計画におきましては、人財育成を基盤に、既存事業の競争力強化と新規事業の立ち上げにより、安定成長を実現すると共に、全てのステークホルダーの皆さまより信頼される会社に向け、ESG（環境安全・社会貢献・コーポレートガバナンス）経営の推進を目指してまいります。

人財育成を基盤に、多様な人材がいきいきと活躍できる会社を目指してまいります。

事業環境の変化に対応し、会社を成長させるための基盤づくりとして、「人財育成」に力を入れています。技術開発本部内に人財開発センターを設立し、当社の技術力の伝承と、次世代の開発につながるスキルを持った人財を育成することで、技術力の向上を図っています。

また、これまで取り組んでまいりました、「現地・現物・自掛」「5S活動」「TPM活動」「自工程完結活動」「クロスセクション・チームワーク活動」による「イビテクノの進化」に加えて、一人ひとりが当事者意識を持ち、上司は部下とよく話し込んで、ゴールを共有し、柔軟に権限委譲をすることで、全員がモチベーションを高く保ちながら、新たな成長に向かってチャレンジしていきます。

企業として責任を果たし、事業を通じて社会課題の解決に貢献してまいります。

世界の変化に目を向けると、大気や土壌、水源の汚染など地球環境の問題や、未だ人権侵害により不当な扱いを受ける人々の存在など、様々な社会的課題が顕在化しています。2015年に国連は、世界に差し迫った課題解決のため、2030年をゴールとした「持続可能な開発目標（SDGs）」を発表しています。

当社は企業理念に、『私たちは、人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します』を掲げており、これまでも培ってきた技術で、社会課題の解決に事業を通じて貢献してきました。変化する社会の課題に対応し、事業を通じて課題解決に貢献し続けていくことが企業としての責任であり、当社の事業拡大と持続的な企業価値の向上につながる道筋と考えております。今後も企業理念の実践を通じて、SDGsの達成に貢献してまいります。

また、当社の環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する活動の情報をコミュニケーションすることで、全てのステークホルダーの皆さまから信頼・評価される透明性の高い企業経営を進めてまいります。

ステークホルダーの皆さまとコミュニケーションを大切にします。

ステークホルダーの皆さまとコミュニケーションをとり、相互に協力しながらCSR活動を推進してまいります。当社グループでは、ステークホルダーの皆さまにご理解いただけるように、財務情報や製品、CSRに関する情報を積極的に開示し、透明性の高い経営に努めてまいります。

是非、私たちの取り組みを本レポートでご一読の上、ご意見、ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

IBIDEN WAY～イビデンの企業理念体系～

イビデンの長い歴史における、「幾多の困難を全員で乗り越え、イビデンを存続させてきた力」と「近年の飛躍的な成長を実現させた英知と活力」。これらを、世代や国籍を超えて受け継がれるように体系化したものが「イビデンウェイ」です。



イビデングループの企業理念 (MISSION)

私たちは、人と地球環境を大切にし、
革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。

共有すべき行動精神 (SPIRIT)

誠実 : Trust through Integrity
和 : “Wa” Teamwork & Synergy
積極性 : Challenge with Passion
イビテクノの進化 : IBI-TECHNO innovation

To The Next Stage 110 Plan

イビデングループを取り巻く事業環境は激しく変化し、グローバルに展開する企業間競争は熾烈を極めていきます。

当社グループでは、環境の変化を乗り越え、次の100年も持続的な成長を実現するため、2018年度より始動する新たな5カ年の中期経営計画「To The Next Stage 110 Plan」を策定しました。

人財育成を基盤に、既存事業の競争力強化と新規事業の立ち上げにより、安定成長を実現するとともに、全てのステークホルダーより信頼される会社に向け、ESG経営を推進していきます。

対象期間

2018年度～2022年度（5年間）

活動の柱

既存事業の競争力強化
新規事業の拡大
人財育成
ESG経営の推進

経営指標

□設備投資額：18～22年度総額1,900億円
□減価償却費：同1,900億円
□研究開発費：連結売上高比率5%以上を目安に継続的に実施

本レポートは、2017年度までの中期経営計画「Challenge IBI-TECHNO 105 Plan」での、グローバルCSR経営の活動を中心に報告いたします。2018年度から、従来取り組んできたCSR経営をより進化させる形で、ESG経営の推進に向け、具体的な取り組みをスタートさせています。

CSR経営の考え方と推進体制

イビデングループのCSRは、「人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。」という企業理念に基づいています。事業を通じて、社会と信頼関係を構築できるように、経営の信頼性と透明性を高める活動に取り組み、当社グループが永続的に存在し、社会の発展に貢献することをめざしています。

CSR活動の方向性は、グローバル企業としての役割や世界トップのお客さまをはじめとするステークホルダーの要請事項を反映した「イビデングループ行動憲章」（以下「グループ行動憲章」という）で表し、私たちが進むべき姿としてグループ全体で共有しています。

イビデングループ行動憲章（2011年7月改定）

第1条 法令および倫理の遵守

各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報ははじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

第2条 ステークホルダーとともに発展する会社

ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第3条 お客さまへの感動の提供

お客さまに感動を提供するため、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビテクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。

第4条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで、人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

第5条 地球環境との共存

すべての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

第6条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくります。

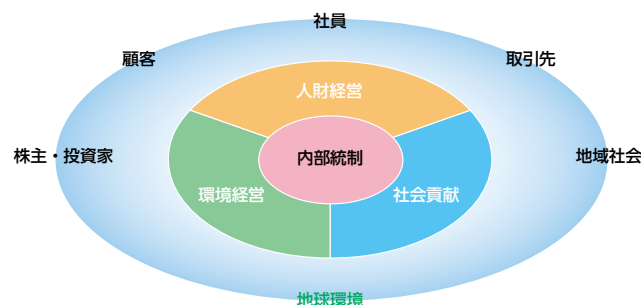
企業の社会的責任（CSR）の基本的な考え方

企業の社会的責任を果たすことで、当社グループが永続的に存在するとともに、社会の発展に貢献することをめざしています。当社グループのCSR経営の視点は、企業理念、グループ行動憲章に基づいて、中期経営計画の中で、内部統制、人財経営、環境経営、社会貢献の四つの領域で展開しています。四つの視点から、ステークホルダーの皆さまに対して、幅広い領域で活動を展開し、信頼関係を構築していきます。

<CSR方針>

責任ある誠実な行動が持続可能な事業につながるという認識を深め、経済的項目・環境的項目・社会的項目で、バランス良く責任を果たし、すべてのステークホルダーと共生することによって企業価値を向上させます。

<「CSR経営の実践」概念図>



CSR経営を実践し、ステークホルダーの皆さまと信頼関係を構築します。

グループ行動憲章と企業統治

グループ行動憲章の精神の実現は、経営層を含めて会社全体での取り組みであることを認識し、経営層の率先垂範のもと、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促します。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立します。グループ行動憲章に反するような事態が発生したときには、経営層が問題解決にあたる体制をもち、その姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めていきます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にしたうえで厳正な処分を行います。

CSR推進の体制

当社は、2006年4月からCSR活動の推進部門としてCSR推進室を設置しています。当社グループ全体のCSRの方針や活動については、CSR推進室が各事業場、グループ会社と連携し、方向性を共有しながらCSRを推進しています。各部門、国内関連会社には推進責任者を任命し、所管部署におけるCSR活動・コンプライアンスの推進、コンプライアンス実践の監督、所属メンバーに対する教育訓練の実施、所管部門におけるコンプライアンス違反リスクの改善と報告などの役割を持たせています。推進責任者が参集するCSR推進責任者会議を、2017年度は7月に開催しています。会議の中で全社での推進項目と進捗状況を確認し、各事業場、グループ会社での推進活動の事例を共有しています。海外グループ会社は、CSR推進室と定期的な会議体を持つことで全社の方針を共有し、地域の特性や各社の課題に合わせた活動を推進しています。

グループ行動憲章の活動マネジメント

グループ行動憲章は、企業理念体系イビデンウェイのもと、CSR経営を実践していくうえで、国際的な動向、外部ステークホルダーの要請事項を反映し制定しています。国際的な共通理解として、ISO26000のガイダンス規格や、国連グローバルコンパクトの中で求められる企業としての責任、また当社は所属していませんが、電子業界団体RBAの定める行動規範を、当社もサプライチェーンの一部として尊重して内容に反映させています。さらに当社が所属する日本経団連の企業行動憲章など、日本国内のイニシアチブが重視している項目についても評価の上、反映し制定しています。

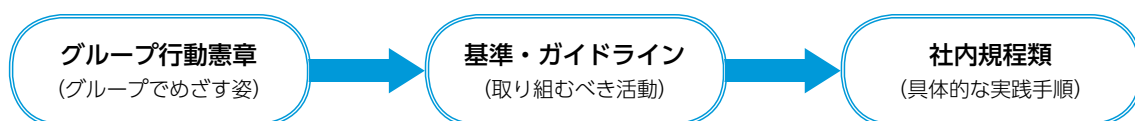
これらの考え方を具体的な活動に展開するために、国際的な基準や外部機関からの要請・評価項目などを踏まえて、会社としての対応、一人ひとりの活動、取引先に対しての展開と、三つのフェーズを分けて活動を進めています。

会社としてマネジメントすべき項目は「イビデン社会的責任管理基準（以下「社会的責任管理基準」という）」にまとめています。社員一人ひとりに対しては、具体的な実践行動の基準を「イビデン社員行動基準（以下「社員行動基準」という）」としてまとめています。社員行動基準は一人ひとりのコンプライアンス行動の指針で、グループ会社でもこれに準じて独自の社員行動基準を作成しています。また、取引先に対しては、「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン（以下「CSRガイドライン」という）」を制定し、基準の説明と実態の調査や監査を通じて遵守の指導を行っています。

これら三つの基準・ガイドラインの作成に当たっては、CSR推進担当部門が案を作成し、経営層の参加する経営会議で審議の上、発行されています。これらをイビデンマネジメントシステム（以下「IMS」という）の中で社内規程や要領など、具体的な実践手順に落とし込み、運用することで、常にしくみと活動レベルの向上を進めています。



イビデン社会的責任管理基準
(2017年8月第3版)



それぞれの活動の詳細は、次のページを参照ください。

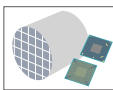
社会的責任管理基準、社員行動基準…………… P13「コンプライアンス推進活動」

CSRガイドライン…………… P17「サプライチェーンでのCSRマネジメント」

ステークホルダーとの対話・協働

当社グループは、地域に電力を提供する水力発電事業からスタートし、地域社会の皆さまをはじめ、多くの方々に支えられてきました。現在もさまざまな場面で、ステークホルダーの皆さまとコミュニケーションの場をもち、当社グループに求められている期待や要求を確認しています。コミュニケーションの結果得られた期待や要請事項を、当社を中心とするサプライチェーンの中で活動に取り組んでいくことが、ステークホルダーの皆さまとの信頼関係の構築と持続的な発展のために重要であると考えています。

■主なステークホルダーとのコミュニケーション一覧（2018年3月末現在）

ステークホルダー		コミュニケーション例		主な対応部門
社員		国内外37社(連結対象)のイビデングループの社員は15,574人です。私たちは、一人ひとりの創造性と個性を尊重します。	労使委員会、教育研修、評価面接 安全衛生委員会 コンプライアンス相談窓口	P22~26 P28 P15 人事・総務部 環境安全衛生部 CSR推進室
お客さま		電子部品からセラミック製品、建材製品まで、革新的な技術に基づく多彩な製品とその品質で、お客さまに貢献します。	顧客満足度向上活動 CSR関連調査への情報提供 行動規範監査	P55 P6 営業部 (各事業部門) CSR推進室
お取引先さま		国内、海外に事業を展開するイビデングループは、数多くのお取引先さまから調達を行っています。	取引先CSR説明会 安全衛生推進会 CSR調査、監査、取引先コンプライアンス通報窓口	P17 P29~30 P17~18 グローバル購買部 環境安全衛生部 CSR推進室
地域社会		世界18カ国に主要な拠点を持つ当社グループは、各国・地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を行います。	自治会との定期交流会 社会貢献活動	P34 P50~54 各事業場 人事・総務部
株主・投資家		イビデンの発行済株式総数は約1億4千万株で、株主数は、28,799名となっています。	株主総会 投資家説明会 SRI調査機関への情報提供	P10 P6 人事・総務部 経営企画部 CSR推進室

第三者機関の診断と対応

外部評価機関調査の活用

企業価値を測る材料に、企業の収益性などの業績・財務状況だけでなく、環境、社会面やガバナンスなどの側面を考慮して、企業に投資を行うESG投資が近年重視されています。当社は、SRI（社会的責任投資）評価機関などの外部評価の分析を行い、当社のギャップを抽出し、改善が可能な項目を、関連する部門の活動に展開しています。

2017年、FTSE Russell社^{*1}により構築された「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄となりました。また、社会的責任投資（SRI）の代表的な指標である「FTSE4Good Index Series」にも継続して採用されています。MSCI社^{*2}が2017年7月3日より提供を開始した「MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数」にも組み入れられています。

^{*1} FTSE Russell社：ロンドン証券取引所に所属する、世界的なインデックスプロバイダー。

^{*2} MSCI 社：米国・ニューヨークに拠点を置く金融サービス業。ニューヨーク証券取引所に上場しており、大規模公的年金や資産運用会社、ヘッジファンドという世界中の機関投資家に対して、投資意思決定をサポートする様々なツールを提供しているリーディング企業。



2017 Constituent
MSCI ジャパンESG
セレクト・リーダーズ指数

CSRに関する監査への対応

業界行動規範の遵守やお客さまの要請に基づいた第三者機関の実施するCSRに関する監査への対応を行っています。その中で要求基準と当社グループの取り組みとのギャップが確認され、対応すべき課題が抽出されます。監査での指摘事項は真摯に受け止め、原因分析を行い是正処置と予防策を実行し、改善に努めています。抽出された課題を改善していくことで、要請基準に対応したしくみづくりに取り組んでいます。

2017年度も継続して、業界団体の監査基準に対する社内の認定審査員と専門部門による社内の点検、内部監査を進めました。その結果、安全衛生面で緊急時の避難対応に関する指摘を日本国内の事業場で受けており、現在業界団体と話し合いの上対応を進めています。

今後も、良好な遵守率を維持できるよう、各職場で日常的な点検と、運用改善のサイクルを回していきます。また継続的に外部監査を受診することでその有効性を検証し、CSRの取り組みに対する信頼性を高めていきます。

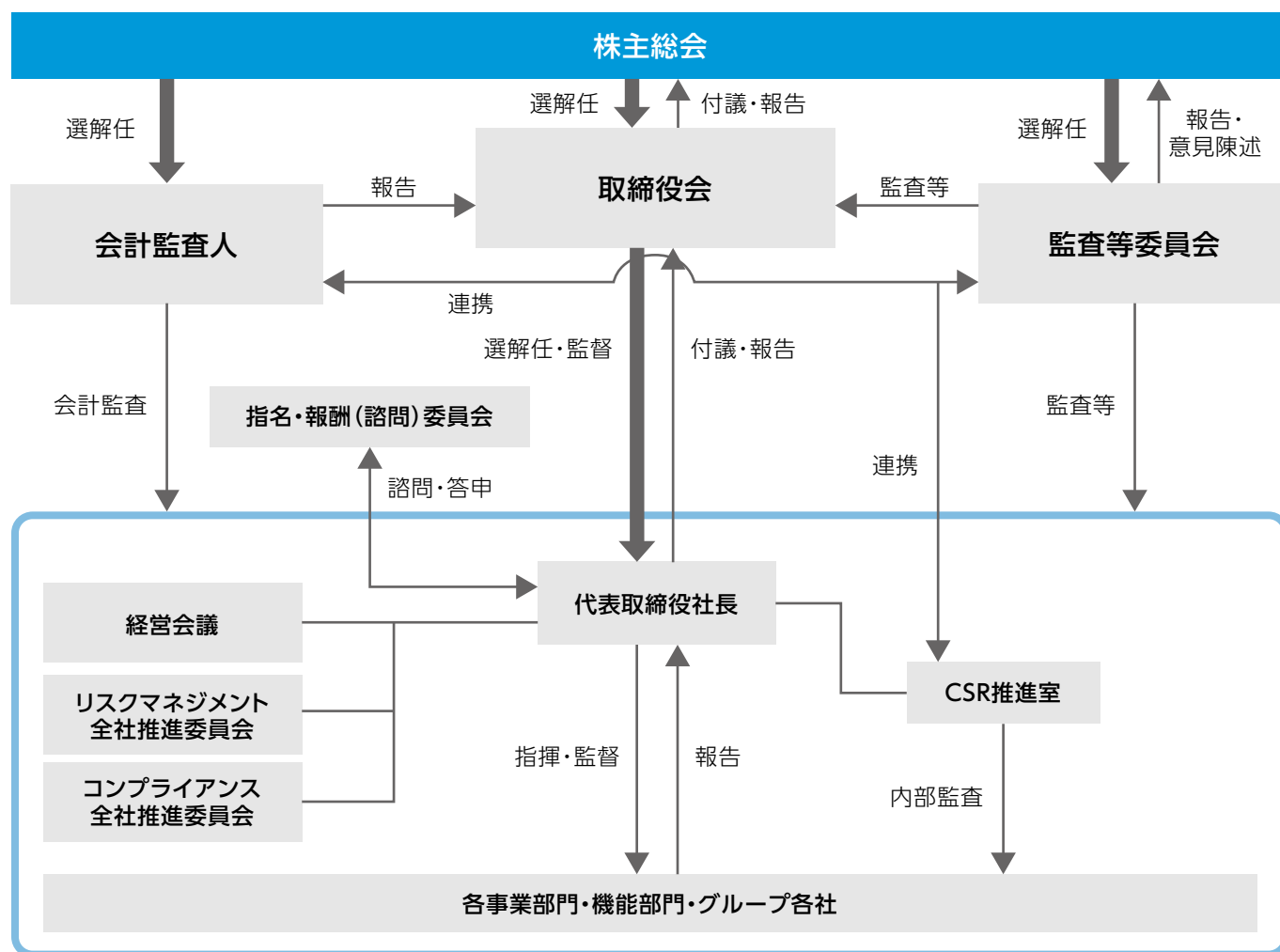
内部統制／コーポレート・ガバナンス

当社グループの内部統制システムの整備は、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスおよびリスクマネジメントの推進を中心に活動を行い、担当執行役員の下で速やかに実行されます。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための重要な経営のしくみとして認識し、グループ全社において積極に取り組んでいます。当社グループのコーポレート・ガバナンスにおいては、「コンプライアンスおよびリスクマネジメント推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査等委員会による監査機能を充実・強化させていきます。それにより、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼に応える透明な企業統治体制を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長による企業価値の向上を実現していきます。

当社グループの内部統制システムの模式図は、次のとおりです。



役員および会社組織図については、会社情報に記載しています（P61「役員・組織図」参照）。

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

現状の企業統治の体制の概要

当社は取締役会のより迅速な意思決定と、監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等による監督機能の強化を図るため、2017年6月より監査等委員会設置会社に移行いたしました。

取締役会の運営については、公正で透明度の高い経営を実現するために、6名の社外取締役に加わっていただき、経営の助言を受けています。指名・報酬決定等に当たっては、公正で透明度の高い手続きを担保するため、任意の指名・報酬(諮問)委員会を設置しています。

また、スピーディな経営の意思決定並びに業務執行の一層の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しています。なお、取締役会の意思決定及び代表取締役等の業務執行に対しては、監査等委員会の強力な牽制作用をもって、これを監視しています。

社外取締役について

当社の適正な企業統治への寄与および企業行動規範への助言機能を確保するため、社外取締役6名が就任し、取締役会における議案・審議につき、必要な発言を適宜行うなど、上記目的のため必要な行動が確保されています。

監査等委員の機能強化に向けた取り組み

監査等委員は、取締役会など主要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を、さらに常勤監査等委員は、内部監査部門であるCSR推進室監査グループおよび会計監査人と連携し、法令および諸規定に基づく監査を当社およびグループ会社に対して実施しています。なお、会計・税務・法律に関し相当程度の知見を有する社外監査等委員(3名)が就任している現状をもって、上記機能を適切に担保しています。

独立役員の確保の状況

当社においては、山口取締役、三田取締役、吉久取締役、加藤監査等委員、堀江監査等委員、川合監査等委員が、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため独立役員として、選任しています。

取締役会の役割・責務

当社においては、取締役会規則を制定し、法令および定款に準拠して、取締役会自身として何を判断・決定するのか、付議基準を定めて明確化しています。また、その他の意思決定・業務執行については、組織・職制・業務分掌管理規程および権限規程を制定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、指名・報酬(諮問)委員会の答申を参照しつつ、取締役候補を指名しています。

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数、および経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、選任・指名しています。また監査等委員候補については、会計・税務・法律に関する知見、当社事業に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しています。上記方針に基づき、監査等委員候補の指名については、監査等委員の同意を経て、取締役会で決議しています。なお取締役候補の指名については、取締役会での決議に先立ち、監査等委員でない社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しています。

取締役に対するトレーニングの方針

当社の取締役については、各自が必要な知識の習得および役割と責務の理解ができるよう、適宜外部の研修、セミナーなどを受講できるように費用面も含め、支援する体制としています。特に新任の監査等委員でない社内取締役に対しては、新任取締役向け講習会の受講を促し、必要な知識等の理解促進に努めています。また、常勤監査等委員については、コーポレート・

ガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得および監査等委員の役割と責務の理解促進に努めています。これらの取り組みと併せて会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家等による監査等委員でない社内取締役および執行役員向けの講習会を定期的に開催しています。

独立社外取締役の有効な活用

当社においては、持続的な成長と発展に寄与するように、社外取締役6名（うち監査等委員3名）を選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識、企業経営における幅広い経験等を当社の経営に活かしてもらっています。なお、社外取締役は、それぞれ自らの知見に基づき、経営の監督、経営方針、経営改善等について、活発な発言をするなど、当社が期待する役割を十分果たしています。なお、社外取締役の比率については、今後の事業規模、分野、機関設計や会社をとりまく環境などを総合的に勘案して、適宜検討していきます。（2017年度社外取締役の取締役会出席率：96％）

独立社外取締役および社外監査役の独立性判断基準および資質

監査等委員でない社外取締役の選任にあたっては、会社法および当社が上場する金融商品取引所が定める基準に加え、会社経営もしくは業界に関する豊富な経験と高い識見を重視しています。また、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、会計または税務もしくは法律に関する豊富な経験と高い知見を重視しています。当社においては、以上の条件を満たし、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員として指定しています。

役員報酬について

報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の監査等委員でない社内取締役、執行役員および理事の報酬については、月額報酬と賞与により構成されています。監査等委員でない社内取締役の月額報酬については、株主総会で決議された限度枠内で、各監査等委員でない社内取締役の職位に基づき算定し、取締役会で決議しています。また、賞与については、株主総会で決議された所定の計算式に基づいた総額の範囲内で、監査等委員でない社内取締役の各々の業務に対する貢献度に基づき配分額を決定し、取締役会で決議しています。

執行役員および理事の月額報酬については、取締役会で決議しています。その算定にあたっては、監査等委員でない社内取締役の月額報酬とのバランス、個々の業務能力の評価等を総合的に勘案して決定しています。また、賞与についても、支給金額は、取締役会で決議しており、その算定にあたっては、各執行役員および理事の業績に対する貢献度等に基づいて決定しています。なお、監査等委員でない社内取締役、執行役員および理事の報酬および賞与の内容については、取締役会での決議に先立ち、監査等委員でない社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬（諮問）委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しています。また、監査等委員でない社外取締役および監査等委員の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬のみ支給しています。

当社においては、株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、監査等委員でない社内取締役、執行役員および理事を対象として、株式報酬制度を導入しています。

役員区分ごとの報酬の総額、報酬などの種類別の総額および対象となる役員の員数は、以下の通りです（2017年度）。

役員区分		支給人数	報酬等の総額	内訳		
				月額報酬	賞与	株式報酬
監査等委員でない 取締役	社内取締役	9	336	211	90	34
	社外取締役	4	31	31		
	小計	13	367	243	90	34
監査等委員である 取締役	社内取締役	2	50	50		
	社外取締役	3	25	25		
	小計	5	75	75		
監査役	常勤監査役	2	16	16		
	社外監査役	2	5	5		
	小計	4	22	22		
小計		22	465	341	90	34

1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めています。なお、当社は2017年6月16日に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行(以下、本件移行)しています。
2. 支給人数につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は18名です。
3. 上記のうち、社外役員の延べ人数は9名であり、実際の支給対象者は7名です。
4. 監査役に対する報酬等の額は、本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、本件移行後の期間に係るものです。
5. 本件移行前の取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第154回定時株主総会において月額45百万円以内(うち社外取締役分3百万円以内、その他の取締役分42百万円以内、なおストックオプションによる報酬は別枠とし、使用人兼取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)と決議されています。
6. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第164回定時株主総会において月額30百万円(うち社外取締役分5百万円以内、その他の取締役分25百万円以内)以内と決議されています。
7. 上記6. の確定額金銭報酬とは別に、2017年6月16日開催の第164回定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役に対して、賞与総額として、各事業年度の連結当期純利益の0.5%と当該事業年度の年間配当金総額の1.6%との合計額(ただし年額4.4億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てて。)を支給することが決議されています。
8. 上記7. に基づく計算上の取締役賞与支給額は135百万円ですが、諸般の事情を鑑み、2018年5月16日開催の取締役会において、90百万円を支給することを決議しました。
9. 2017年6月16日開催の第164回定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役に対する株式報酬制度の導入が決議されています。
10. 本件移行前の監査役の報酬限度額は、2012年6月20日開催の第159回定時株主総会において月額9百万円以内と決議されています。
11. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第164回定時株主総会において月額13百万円以内と決議されています。

適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション

ステークホルダーとの関係と適時開示

当社グループは、企業価値の向上をめざし、株主のご期待に応えることが使命であることを踏まえたうえで、社員、取引先、投資家、地域住民、地域社会などの株主以外のステークホルダーに対するそれぞれの責任を果たしていかなければならないと考えています。

すべてのステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とした、ディスクロージャー規則に基づき、代表取締役社長、財務部門担当執行役員等で構成するディスクロージャー委員会による決裁をもって、当社グループに関する経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示を実施しています。

また、金融商品取引に関連する法令および証券取引所の諸規則を遵守するとともに、インサイダー取引管理要領に基づき、インサイダー取引規制に関し厳重に管理を行い、証券市場における当社の社会的信用を維持します。

株主・投資家とのコミュニケーション

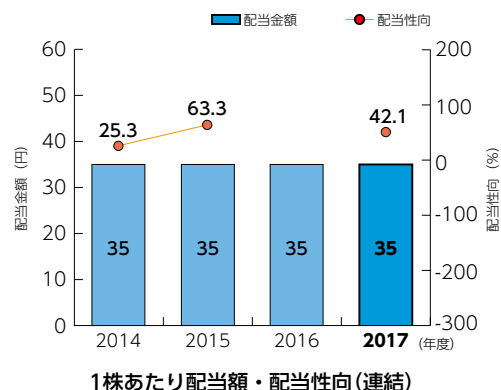
当社は2018年3月末時点で、約140百万株を発行し約2万9千人の株主を擁しています。株主総会は、2018年6月15日に本社多目的ホールで開催しています。2006年度より当日参加できない株主さまのために、議決権電子行使プラットフォームを採用し、またインターネット、携帯電話による議決権行使を可能としており、より開かれた環境の整備に努めています(第164回定時株主総会における議決権行使率 81.17%)。また、事業報告書の内容を株主総会招集のご通知に添付し、迅速な情報提供の観点から、招集通知発送の1週間前までに当社ホームページおよびプラットフォームに掲載しています。今後も発送前に株主通信で株主の皆さまに提供するなど情報の充実に努めていきます。

その他IRに関する活動として、アナリスト・機関投資家向けの定期説明会を決算、中間決算発表後に開催し、説明会資料をホームページ上で公開しています。そのほかにも個人投資家向けの説明会として、各種イベントに参加し、当社の株式への投資機会を促しています(P59「財務情報の開示」参照)。

剰余金の配当等の決定に関する方針について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元について、単独業績、配当性向、ROE(株主資本利益率)に加え、企業グループとしての連結業績等の経営指標を総合的に勘案して、長期にわたる安定的な経営基盤の確立と業績の向上による安定した配当の継続を基本方針としています。

この方針に基づき、連結配当性向30%を中長期的な目標としています。内部留保金の使途については、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、研究開発・製造設備などに戦略的に投資し、長期的な競争力の強化をめざします。



リスクマネジメント推進活動

グローバルにビジネスを展開する中で、経営を取り巻くリスクは複雑かつ多様であり、適切に対応することは健全な企業活動には不可欠です。大規模な自然災害の発生など潜在的なリスクを洗い出し、未然に防止・最小化し、リスクが顕在化した場合でも適切に対処していくことが求められています。

基本方針

当社グループは、経営を取り巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす経営資源の損失に的確に対処し、株主、顧客および役職員等の安全と経営資源の損失低減および再発の防止を図ることで、事業継続を可能にします。

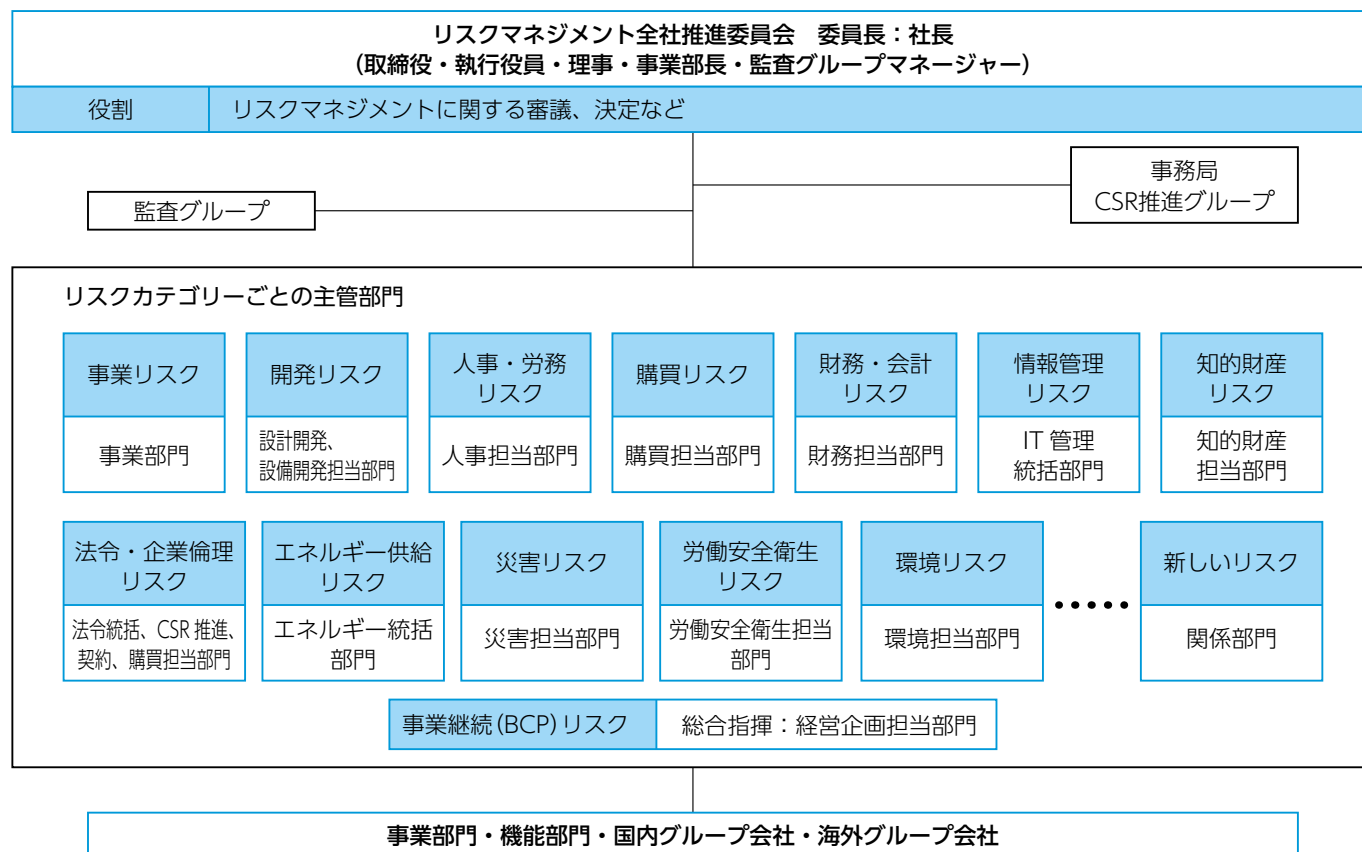
リスクマネジメント行動指針

1. 社員・取引先の安全・健康および経営資源の保全を図ります。
2. 株主・顧客・地域／国際社会の安全・健康および利益を損なわないように活動します。
3. リスクが顕在化した場合には、責任ある行動をとり、速やかな対応と復旧を図ります。
4. リスクに関する社会的要請をリスクマネジメントに反映します。
5. 誤解、理解不足や可能性のある被害の回避、低減のために必要な情報を開示します。

リスクマネジメント推進体制

当社グループは、取締役会の決議に基づき、リスクマネジメントの推進体制とマネジメントプロセスなどを定めた「リスクマネジメント規程」を制定するとともに、リスクマネジメント推進組織として「リスクマネジメント全社推進委員会」を設置しています。「リスクマネジメント全社推進委員会」は、リスクマネジメント活動全体に関わる事項について審議・決定を行うとともに、主要リスクの対策内容や進捗状況の報告などを行います。

「リスクマネジメント全社推進委員会」にて決定された方針を具体的に進めるため、それぞれのリスクカテゴリーに対するリスク主管部門を配置し、社内および当社グループ会社の状況、業務形態に応じた活動を推進しています。



※それぞれの部門に推進責任者を配置

リスクマネジメントの推進

基本方針およびリスクマネジメント規程に基づき、当社グループは、リスクカテゴリーごとの責任部署の設定と責任体制の強化および役職員等への研修の実施など、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開します。このリスクマネジメント推進活動は、リスクマネジメント担当執行役員としてCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるリスクマネジメント全社推進委員会（事務局：CSR推進室CSR推進グループ）へ報告されます。

CSR推進室担当執行役員は、内部監査等により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに当該危険の内容およびそれがもたらす損失の程度を把握し、組織的に迅速な対応を指揮するとともに損失の未然防止を図ります。また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および損害の拡大の防止を行い、損失の最小化に努めます。



リスクマネジメント
全社推進委員会を年に2度開催

リスクアセスメントとリスクへの対応

当社グループでは、安定的な事業活動の継続を目的とした活動を推進しています。定期的にリスクアセスメントを行い、リスクを抽出し、その中から、事業部門においては事業競争力の強化を図るためのテーマ、機能部門においては経営に重大な被害をもたらすテーマを重要テーマとして取り上げ、リスク低減を行っています。これらのリスクマネジメント活動は各部門の方針管理と一体化して取り組んでいます。

事業継続計画

当社は、当社事業場が存在するエリアでの大規模災害発生に伴う生産リスクを重要なテーマの一つと捉え、発生時に備えた対策に取り組んでいます。地震災害などの発生時の対応としては、人命を第一とし、次にお客さまへの製品の供給を早期に復旧することと考えています。

災害発生時の、従業員の安否確認、サプライヤーからの材料供給、設備障害、ユーティリティ障害発生など具体的なリスクテーマに対して、主に対処する部門が中心となり、しくみの構築を進めています。大規模災害として当社事業場および国内関連会社で被災する可能性のある南海トラフ地震のもと被害想定し、目標復旧時間を設定して対応を進めています。2017年度は、被害想定のもと改めて各事業場を建屋の倒壊、爆発・火災などの観点で震災リスク評価を行い、リスク箇所を抽出して対応計画を進めています。

コンプライアンス推進活動

企業として法令および企業倫理を遵守することは、事業活動を行ううえで最も基本的で重要なことです。重大な企業不祥事や不正行為により、信頼が失墜しビジネスの機会を失うケースもあります。企業活動に重大な影響を与える法令や倫理に反する行為がないように、役員社員一人ひとりの誠実な行動が求められます。

基本方針

「国内外の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守（以下コンプライアンス）」を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。

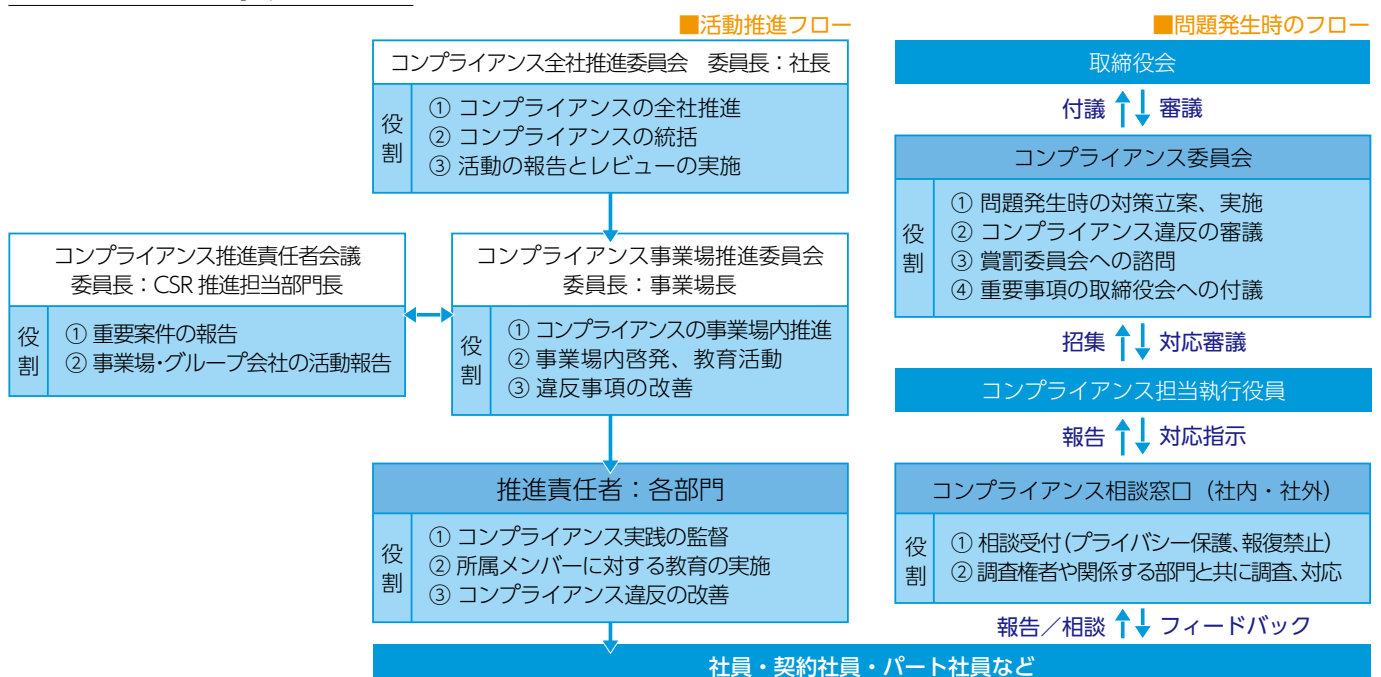
イビデングループは1998年12月に社員行動基準を制定、2003年8月にコンプライアンス推進規程を制定し、コンプライアンス推進活動をスタートさせました。今後も、コンプライアンス意識の徹底を図り、すべてのステークホルダーから信頼・評価される企業経営をめざします。

コンプライアンス推進体制

当社グループは、基本方針、コンプライアンス規程およびコンプライアンス実践の基準を定める社員行動基準に基づき、当社グループのコンプライアンス推進活動（コンプライアンス関連規程の整備、コンプライアンス活動実践状況の確認、役職員等に対する啓発活動・研修等の実施）を積極的に展開しています。このコンプライアンス推進活動は、コンプライアンス担当執行役員であるCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるコンプライアンス全社推進委員会（事務局：CSR推進室）へ報告されます。また各部門、事業場でのコンプライアンス推進のために、部門ごとに部門推進責任者が配置され、活動の推進および徹底のために推進責任者会議を開催しています。推進責任者は、コンプライアンス実践の監督および所属メンバーに対する教育の実施、コンプライアンス違反の改善などの役割を担っています。

当社グループは、全役職員等がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、職制を通じた正規の報告ラインに加え、コンプライアンス相談窓口を設置しています。コンプライアンス相談窓口には、役職員等が相談窓口担当者に顕名で通報できるものと、外部専門家に匿名で通報できるものがあり、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止の保障など、通報者の権利保護につき十分に配慮しています。コンプライアンス担当執行役員は、役職員等への研修に際し、コンプライアンス相談窓口制度のさらなる周知徹底を図ります。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議し、特に取締役との関連性が強いなどの重要な問題は取締役会に報告されます。

コンプライアンス推進のフロー



コンプライアンス全社推進委員会

当社は、2003年8月に代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス全社推進委員会」を設置し、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透を図っています。当委員会では、コンプライアンスの全社推進活動、統括、活動のレビューが行われ、ここで決まった方針・計画は、各事業場に報告され、それぞれの活動へ展開されます。また、国内・海外グループ会社にもそれぞれ同様の推進体制が整備されており、全社推進委員会の決定事項が各会社へ報告され、それぞれの活動へ展開されます。

コンプライアンス全社推進委員会は、毎年1回以上開催することとされており、2017年度は5月に開催しています。またイビデンの各事業場では、年度の初めに設定した事業場ごとの活動目標と計画を、毎月定期的に事業場推進委員会を開催して進捗の確認をしています。その他のグループ会社でも活動目標を定期的にレビューしています。

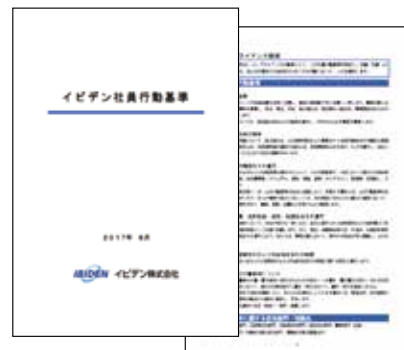
コンプライアンス活動のマネジメント

当社は、コンプライアンス規程のもと、コンプライアンス活動の推進する会議体や法令、企業倫理に関わる基準の遵守に関する社内の運用ルールを文書化しています。主に管理者層が会社としてのしくみを適切に構築し、運用するための基準を「社会的責任管理基準」に明記し、社内の具体的な規程や要領などを作成しています。また役員および社員等、一人ひとりがコンプライアンスを誠実に実践するための基準として「社員行動基準」を制定しています。これらの基準は、グローバルに事業を展開する中で、国際ルールやステークホルダーからの期待や要請事項、進出した各国の法規制の遵守を踏まえて定期的な内容の見直しを進めており、見直した内容を社内のしくみや教育にも反映させることで、会社および一人ひとりのレベルの向上を進めています。

社員行動基準

当社の社員行動基準は、役員、社員一人ひとりに配布していますが、当社ウェブサイト上で公開しており、誰でも閲覧することができます。また当社構内で就労する請負事業者様にも配布し、社員行動基準に則った活動をお願いしています。

海外の主要生産拠点を含むグループ会社でも、各社の社員行動基準の遵守に向けた教育を推進しています。また社員に配布している冊子には、担当部署、相談先を記載しており、各項目で疑問や不明点があった場合に問い合わせしやすいように配慮しています。当社グループは、役員社員一人ひとりが社員行動基準を誠実に実践し、国際社会から信頼される企業集団、よき企業市民となるよう努力していきます。



イビデン社員行動基準
(2017年8月改訂)

コンプライアンス教育

コンプライアンス活動の推進には、継続的に社員の意識を高いレベルに維持することが不可欠です。当社は入社時の教育から、階層別教育として定期的に研修を受けられる体系づくりを行っています(P23「人財の育成」参照)。これらの研修では、「社員行動基準」に違反する行為について、その発生原因、予防対策をグループで討議するなど、実際の場面に応じた対応を、一人ひとりが意識して考える訓練を行っています。新入社員に対しても、CSRとは何か、コンプライアンス違反をすることとは何かを、身近な事例をもとに議論して認識を深めています。また、各種法令や税務を含む専門教育をすすめており、こうしたコンプライアンス教育では、社員が理解できていることが重要で、テストなどを通じた理解度の確認を行い、理解の促進を進めています。なお、外国人労働者を雇用する拠点では、適切な理解を促すために、社員行動基準や教育研修は、外国人労働者の母国語に合わせて提供しています。

2017年度は、当社構内で従事する全従業員、国内グループ会社社員を対象にe-Learningシステムでの研修を開講し、全員が修了しています。今後も継続してグループ全体でコンプライアンス、CSRに関する教育を推進していきます。



コンプライアンス教育（新入社員）

日常的な反復トレーニングの実施

コンプライアンスの徹底には繰り返しの教育による意識の向上が必要です。

社員行動基準の内容をより理解できるようにするため、社員行動基準に違反するケースや遵守のためのポイントをまとめた「啓発事例（ケースブック）」を発行し、社員のコンプライアンス意識の向上を図っています。新しい啓発事例を継続的に発行し、当社内のイントラネットや、多くの社員が集合する食堂などに掲載したりすることで、社員の意識向上を図っています。

当社の事業場では、朝礼などの毎日のミーティングの時間を使い、全ての職場で啓発事例の読み合わせを行っており、日常活動から気をつけるべき点の啓発を全社員が参加して行っています。

経営層・管理者のコンプライアンスと不正防止

コンプライアンス体制の確立には、全役員、マネジメント層が率先して取り組むことが不可欠です。役員の就業規則の中で、法令や社内標準の違反、利益相反行為などの禁止事項や、果たすべき責任を明確にしています。また社員行動基準は、役員も含めて遵守すべきコンプライアンスの基準として制定されています。不正防止はもちろんのこと、取締役が遵守すべき競業取引および利益相反取引の制限など、役員として特に注意すべき内容も含まれています。

米国連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法（UKBA）などの、グローバルに事業を進めるうえで遵守すべき各国の贈収賄防止法があり、国内外でビジネスを行ううえでの影響力と留意点を認識しなければなりません。

当社グループのビジネスは官公庁との直接的な接点が少なく、各拠点での腐敗リスクの評価結果から、不正行為による摘発リスクは高い状態ではありませんが、絶対に不正行為を起こさないため、高次の権限による承認が無ければ接待交際が実施できないなど、各拠点の実情に合わせた汚職防止のしくみを適切に構築しています。2017年度は公正なビジネス慣行の徹底のため、社会的責任管理基準上のポイントに関わる職場の巡視を、当社の全管理者が継続的に実施し、国内グループ会社の管理者に対してもe-Learning教育と、職場内の巡視をスタートしています。

内部通報制度

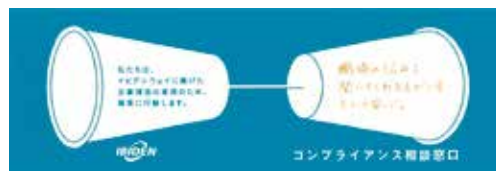
当社グループ内においてコンプライアンスに抵触する恐れを社員が知った場合、通常、上司一部下からなる職制ラインでの報告、相談、対応を基本にしていますが、通常の職制ラインを通じて報告できないような場合にも早期に問題を解決するため、「コンプライアンス相談窓口（以下相談窓口という）」を設置しています。相談窓口は、相談者の匿名性の確保とプライバシー保護、不利益処遇禁止の保障など、通報者の権利保護を基本とし、構内で働くすべての人が利用できる窓口を整備しています。

相談窓口を通じて相談しやすい環境を作るため、社内・弁護士事務所・外部機関など複数の相談窓口の整備を行い、また利用方法などを記載したカード

の配布や、ポスター掲示での周知を行っています。相談窓口は、その後の調査を迅速に実施することと、相談者保護の観点から基本は顕名で受付をしていますが、匿名での相談も可能にしています。

相談案件への対処は、社内で匿名性を保持して調査、対処を進めるように手順を整備し、重要案件については担当役員が直接調査、対処にあたるようになっていきます。また、調査結果は受け付けた相談窓口から相談者に報告されます。相談受付から相談後の調査・フィードバックまでの流れはコンプライアンス教育などで社員全員に説明し、制度への理解を深めるとともに、調査をする調査権者の教育や相談・調査後の報復行為の有無の確認などを相談窓口担当者が行うことで、窓口の信頼性向上に取り組んでいます。

2017年度の相談窓口の認知度は、当社および国内グループ会社の従業員に実施したe-Learning調査で98%に達し、その後の再周知により100%の従業員に認知されています。特にハラスメントに関して早期発見、早期対処のために、当事者だけでなく、周囲が問題を見かけたら相談するよう、日本国内で啓発を実施しています。

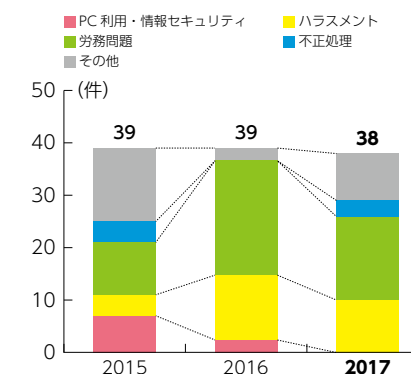


全社員に配付されるコンプライアンス相談窓口カード

コンプライアンス相談窓口の利用実績と対応

2017年度は、日本国内のグループ全体で38件（2016年度39件）の相談がコンプライアンス相談窓口に寄せられました。案件のうち16件が相談案件の当事者本人以外からの相談です。

相談内容では、上司と部下の関係で言葉遣いや指示の仕方などハラスメントに発展する恐れのある内容の相談が10件（2016年度13件）寄せられています（P21「パワーハラスメント防止の取り組み」参照）。多くが当事者以外からの相談で、ハラスメントなどに対する社内で監視し撲滅しようという機運が根付いてきたといえます。これらのハラスメント・労務問題の案件は、人事部門、ハラスメント相談員が対応を進め全て対応されています。また労務問題は、上司からの説明不足が原因となった相談が合わせて多く寄せられています。こうした問題では、上司と部下の相互理解が重要で、管理者が適切な対応をとれるよう職場でのコミュニケーション強化の取り組みを進めています。



コンプライアンス相談窓口 相談受付数*
 (イビデンおよびイビデン国内グループ会社)
 *相談受付数：内容が重複する案件、事実と確認できない内容を含む

活動のセルフチェックと意識調査

国内グループ会社を含む全社員を対象に、毎年社員行動基準の実践状況のセルフチェックとコンプライアンス意識に関する調査を行っています。セルフチェックでは、管理者を含む全社員が社員行動基準の各項目についての実践状況を診断し、それをまとめることで各グループ会社、事業場でのコンプライアンス課題を明確にしています。ここで出た課題は、グループ会社や事業場の次年度の改善活動へ展開されます。また、理解度が低い項目については、コンプライアンス啓発事例の発行などを行うことで理解度の向上を図るなど、教育内容とも連動させています。

意識調査では、職場、上司への満足度や職場でのコンプライアンス違反リスク事項などを様々な面から評価し、職制ごと、グループ会社・事業場ごとの特徴を分析しています。結果は、次年度のコンプライアンス活動や教育内容に反映しています。今後も、理解の向上とリスク課題への対策を進め、社内のコンプライアンス違反に関する姿勢を厳格にし、ルール違反を許さない風土作りを、しくみと教育の徹底で進めます。

情報セキュリティ対策

当社の営業・技術・経営に関する情報は、貴重な資産であり、技術開発型企業である当社にとって、その情報の適切な管理と漏洩防止は重要な課題と責務です。また顧客や取引先の秘密情報の漏えいは、顧客や取引先の信頼を奪い、当社にも損害を与えます。情報セキュリティ管理を実現するために、当社は「情報管理規程」のもと、情報セキュリティ推進体制の構築を行い、営業秘密情報、個人情報、情報技術（IT）などの当社の保有する情報資産を利用するにあたり、その活用と保全に関して遵守すべき基本事項を規定しています。当社全体の情報の保護と活用の向上を図るため、経営企画本部担当役員を委員長とする、情報セキュリティ委員会を設置しています。

また当社における個人情報については、人事担当部門が主管となり、関連法令を遵守したうえで、個人情報の適切な管理を実施し、課題の確認と是正を進めています。個人情報保護方針を定め、個人情報の収集・管理・利用などに必要な手続きを定めています。なお当社の個人情報保護方針は、当社ウェブサイト上に公開しています。

顧客データの改ざんなどが社会問題となる中で、当社グループでは2017年度からデータの誠実性に関わる監査を導入し、顧客へ提供するデータの改ざんや不正な扱いが発生しないよう取り組みを進めています。



ウェブサイト上の個人情報保護方針

法令遵守の体制と実績

法令遵守は企業活動として基本的なものです。常に最新の法令情報で展開しなければなりません。当社はコンプライアンス規程のもと、法務部門が中心となり影響のある法令をリストアップし、改廃状況をモニタリングしており、改正・公布された段階で各法令を主管する部門などに通知し、対応が必要な場合は、その結果確認を行うしくみにしています。

さらに当社グループに特に影響が大きいものを重要法令として抽出し、その中でも特に影響の大きいものは「最重要法令」として選定しています。重要な法令としては、財務、税務関連、IT統制関連、労働雇用や政治資金関連、輸出入取引関連、その他コンプライアンスに関するものを抽出しています。さらに最重要法令については、遵守事項の明示と、教育による周知活動、定期的に遵守状況についてレビュー、監査といったマネジメントを行い、法令違反を防止するための取り組みを徹底しています。2017年度は、不正行為などに関して事業活動に大きな影響を与えるような法令違反の実績はありませんでした。

サプライチェーンでのCSRマネジメント

事業をグローバルに展開する中で、国際社会からの信頼を獲得するためには、当社グループだけでなく、サプライチェーン全体で、社会からの要請に応えていく、責任ある取り組みが必要です。当社グループの主要事業は、部品を供給するサプライチェーンの中流に位置していますが、当社グループに資材等を供給する取引先や人的、技術的な支援をいただく人材派遣業者、請負事業者の皆さまとともに、イビデングループの基本方針に基づき、CSR活動を推進することが、企業価値の向上、サプライチェーン全体の持続的な成長につながるものと考えています。

購買基本方針

1. 法令・社会規範を遵守し、お取引先さまと相互協力と信頼関係の構築に努めます。
2. お取引先さまに対して、公正な取引の機会を提供します。
3. 購買活動を通じて、人権、環境などの社会的責任を果たしていきます。

イビデングループお取引先さまCSRガイドライン

グローバルに進展する事業を、取引先と持続的な成長につなげていくため、2008年に当社の購買基本方針に基づいた「お取引先さまへのお願い」を公開し、2009年には、環境負荷が低減された部品や材料を調達するグリーン調達のしくみとして、イビデングループグリーン調達ガイドラインを公開しています（P39「化学物質の適切な管理」参照）。さらに、顧客や業界、国際社会からサプライチェーン全体に求められている項目、当社グループとして管理していく必要のある項目を、労働、安全衛生、環境保全、倫理・公正取引といった側面に分けてまとめた、「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン」を2011年に発行しました。CSRガイドラインは2017年8月に、外部環境の変化を踏まえて要請項目の見直しを実施しました。



イビデングループ
お取引先さまCSRガイドライン
(2017年8月改訂)

取引先との協働とコミュニケーション

CSRガイドラインは、全ての取引先が確認できるよう、当社ウェブサイト上に公開しています。また、主要な取引先に対してCSRガイドラインの説明会を実施し、当社グループはもとより、資材供給や工程請負、労働者派遣などの取引先とともに、取り組むべき具体的な課題を共有しています。そして、取引先での活動上の課題確認や改善に向けた活動のため、取引先に対するCSR調査ならびにCSRに関する現地訪問・監査を実施しています。

なお、新しい取引先に対しては、取引基本契約書の中でCSRガイドラインの遵守を誓約いただいたうえで、後述のCSR調査で取り組み状態を確認し、取引を行っています。

CSR調査は、資材供給、工程請負、構内工事業者、労働派遣会社の各取引先に対して、取引内容、金額や取引の重要性などのリスクを考慮したうえで、リスクに合わせて実施しています。当社のCSR調査は毎年実施しており、2017年度は、約250社を対象として実施しました（取引金額の90%以上をカバー）。調査回答時には各社からCSRガイドラインの遵守と継続的な改善について宣言をもらっています。2017年度は、当社から取引先への調査の結果、当社が特に遵守を要請している項目についての資材取引先の遵守率は平均約97%です。活動が不足している項目については、改善計画の提出を要請し、次年度の更なるレベル向上をお願いしています。

特に重要性の高いと判定される取引先に対しては、労働、安全衛生、環境保全、倫理・公正取引面の監査など、直接サイトを訪問して実際の取り組みを確認し、改善を進めています。2017年度は、資材供給サプライヤー10社を対象に、オンサイトでのCSR監査を実施しました。なお、2017年度に実施したCSR調査および監査の結果から、従業員に対する深刻な権利の侵害や、生命の危機につながる重大な違反事項は特定されていません。

イビデン・お取引先さまコンプライアンス通報窓口

当社は、2011年度に当社と取引先の関係において、コンプライアンス上の問題点がある場合、取引先自らがこの窓口に通報することができる、取引先向けのコンプライアンス通報窓口を開設しました。社内向けの窓口と同様に、通報情報についてはプライバシーに十分配慮して取り扱われるとともに、通報されたことを理由として不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

2017年度も継続的に、取引先向けの通報窓口の周知を行っており、まだ利用の実績は少ないものの取引先の認知と、その活用は進んでおり、今後も課題の早期発見と早期解決に向けて、取引先説明会で継続的な周知を行います。

責任ある資源調達（紛争鉱物）の対応

人権侵害や環境破壊の助長につながる、紛争地域および高リスク地域での違法な資源採掘が国際社会で大きな問題になっています。イビデングループも紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）をはじめとする責任ある資源調達の問題に強い懸念を持っており、当社グループが提供する製品に対する社会的責任として取り組んでいます。

CSRガイドラインの中で、紛争地域で行われる違法な採掘や、それによる人権侵害に加担するような資源調達を回避するように努めることを明記しています。当社のビジネスにおいて、こうした違法行為や人権侵害に加担することをできる限り避け、紛争地域で違法採掘された鉱石を使用しないことはもとより、対象となる資源の供給ルートについて、合理的な調査の実施と、誠実な開示を進めていきます。

紛争鉱物問題への対応は、購買担当部門の協力のもと、CSR推進室が中心となり実施しています。購買担当部門で収集した取引先の情報を、CSR推進室で集約し、内容を確認・分析し、当社の紛争鉱物使用状況をまとめています。外部からのお問い合わせについては、営業部門がこれを受け、CSR推進室長の承認のもと情報を提供しています。

当社は、取引先説明会で紛争鉱物に対する課題と、当社の姿勢を説明し、取引先への調査票を通じて製錬および精製所の特定をはじめとした供給ルートの確認を行っています。また一部の取引先や関係する製錬会社を訪問し、取り組みについての説明と供給ルートとそのトレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）の確認を行っています。当社は対象となる資源供給ルートの調査において、RMI*のConflict Mineral Reporting Templateを使用して実施しており、対象鉱物を利用する取引先には定期的に更新を要請しています。

当社が供給するパッケージ基板やプリント配線板には、スズ、金が含まれるものがあります。2017年度も継続的に紛争鉱物を利用する取引先に対するデューデリジェンス調査を実施し、供給される鉱物に由来するすべての製錬所を特定しています。スズは主に東南アジア圏の製錬所に由来しており、金は日本のリサイクルメーカーを中心とした精製所に由来しています。これらの製錬所・精製所は全て、RMIの紛争鉱物フリープログラムまたは同等のプログラムを遵守していることが第三者機関より検証されていることを確認しています（2018年6月現在）。このことから、コンゴ民主共和国およびその周辺の紛争地域での紛争に加担するような鉱物を使用している証拠は確認されていません。

今後も、定期的なサプライチェーンの情報更新と、認証製錬所使用を推進することで、当社のサプライチェーンの中で紛争や人権侵害などに加担する調達が行われないようにリスク管理を継続していきます。

*RMI (Responsible Mineral Initiative)：350以上の企業や団体が加盟する、紛争非関与鉱物など責任ある調達を企業と連携して促進する国際団体。

“人と地球環境を大切にする”という企業理念のもと、社員一人ひとりの創造性と個性を尊重し、多様な人財が知恵・能力をフルに発揮できる企業風土を大切にしていきます。

人財経営の考え方

基本的な考え方

社員は事業を展開し、社会に価値を提供する主体です。一人ひとりが経営方針や事業戦略をよく理解し、会社の成長と社会に貢献できる役割を持つことで、満足度、達成感が得られる「活き活き職場」をめざします。

その実現の施策の一つとして、一人ひとりの創造性と多彩な個性が発揮される人事制度や研修を取り入れています。

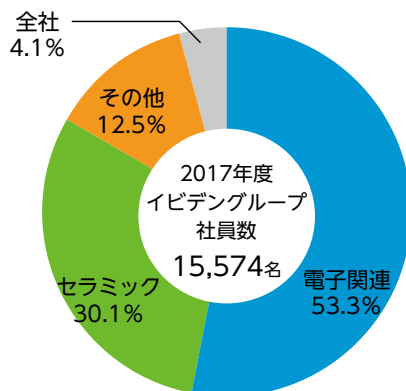
社員の構成と事業別社員割合

社員の構成（イビデン）

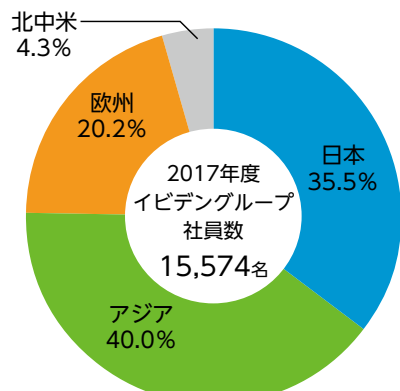
		2016年度		2017年度	
		男	女	男	女
社員数	名	3,162	382	3,131	384
管理職	名	319	0	320	1
役員*	名	32	0	36	1
平均年齢	歳	39.2	38.8	39.9	39.5
平均勤続年数	年	16.2	16.8	16.8	17.4
新規採用者	名	51	7	51	12
離職者数	名	126	17	96	12

*取締役、執行役員、理事を含む

事業別社員数の割合（イビデングループ）



地域別社員数の割合（イビデングループ）



- 2018年3月31日現在
- 臨時従業員数（平均1,779名）を含みません。
- 地域別社員数はグループ会社拠点の所在地域を元に算出しています。

人権の尊重

グローバルに事業を進めることで、人権に対する認識の違いや、人権問題に対する法令による支援が異なる場合に遭遇することがあります。そうした場合でも、人権侵害に対する企業の加担を回避し、人権を促進かつ尊重する役割が、企業の重要な社会的責任の一つとして求められています。

労働者の権利の尊重

当社グループは、国際的に宣言されている労働者の基本的な権利を尊重し、人権侵害に加担しないことを明確にしています。「イビデン社員行動基準」の中では、こうした基本的な姿勢が明文化されており、役員・社員が、労働における基本的原則および権利を尊重し、労働基準法など各国の雇用関係法令および就業規則を遵守するとともに、社会良識・ルールに従った行動をとるように記載されています。

人権侵害を回避するしくみ

当社ならびに国内関連会社では、社内文書として「イビデン社会的責任管理基準」を作成し、その中で当社として人権課題への対応として、整備すべきしくみと、管理者として注意すべき事項をまとめています。強制労働を回避するための禁止事項や、児童労働を回避するために、労働者が最低年齢に達していることを確認する手順などが含まれ、イビデンマネジメントシステムの中で確実に運用されるように、必要に応じて実際に運用する機能部門や、事業部門の手順書に落とし込まれます。一例として、年齢の確認については、採用手順書の中に盛り込まれています。

人権教育

当社では、人権の尊重を確かなものにするために、特に労務面の管理者や採用面接に携わる管理者、担当者に対して、公正採用、人権課題に関する教育を実施して人権侵害に対する注意を促しています。

また全社員に対しても、社員行動基準を通じた、労働者の権利についての周知を進めています。新入社員教育または受け入れ教育時に、一人ひとりが人権課題を理解し、行動に反映できるよう教育を行っています。また、グループ会社においても、社員行動基準や就業規則をはじめとした方針の周知と徹底を進め、全社員が正しく理解できるよう教育しています。

パワーハラスメント防止の取り組み

日本国内の事業場では、パワーハラスメントの撲滅に向けた取り組みを進めています。1998年からコンプライアンス相談窓口を設置し、役員および社員に対するハラスメント研修を進めています。

具体的には大きく分けて、次の5つの活動で、予防措置・対処・再発防止を進めます。

1. 既存の相談窓口の周知徹底と利用しやすい環境整備（P15「内部通報制度」参照）
2. 人事HOTLINEの活用促進による問題の早期把握と対処
3. ハラスメント委員会およびハラスメント相談員による問題の情報収集、調査と、予防・是正措置の実施
4. 役員および従業員に向けた研修・啓発活動の実施（2017年度 管理者695名受講 受講率94%）*
*イビデンおよび一部の国内グループ会社を含む、海外出向者を除く管理者が対象
5. 過重労働に対する取り組みと働き方への意識改革（P26「働きやすい職場に向けた労使協業」参照）

上記以外にも、社員にハラスメントに関するアンケートを実施しました。調査結果をもとにハラスメントに対する施策の効果確認と見直し、社員一人ひとりが安心して生き活きと仕事ができる環境づくりにつなげていきます。

サプライチェーン、グループ内の活動アセスメント

人権侵害への加担は、当社グループ内だけの課題ではありません。当社グループ内はもとより、サプライチェーン全体で人権に対して取り組むことが重要だと考えており、当社の直接の取引先とともに課題に対して取り組んでいます。（P17「サプライチェーンでのCSRマネジメント」参照）。

リスクとなる事象として、移民労働者が多く就労する拠点での移民労働者の債務労働の問題が挙げられます。定期的な内部監査で、移民労働者の採用過程や就労環境で金銭の過剰な徴収など問題行為が無いことを確認しています。日本国内の外国人技能実習生など移民労働者に対する管理に問題がないか、当社関連会社ならびに構内請負事業者とともに取り組みました。債務労働など深刻な事態は確認されませんでした。就業規則や社内ルール上で表現の見直しを行っています。2017年度、CSR調査ならびに内部監査を通じて、当社グループならびに取引先において、労働者の基本的権利を侵害する事例は発見されませんでした。今後も定期的に内部・外部の第三者による監査を実施し、CSRガイドラインに則った遵守状態の維持に努めます。

公正な評価と処遇

公正な評価・処遇のための方針

一人ひとりの仕事の成果を公正に評価し、人事を明朗かつ公正に行います。公平公正な評価が行われる人事制度のもと、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土を作ります。

当社では、全社員の活性化につながる職務等級制度を採用しており、仕事を職務成果の大きさ・重さなどにより、等級評価し、職務等級を設定しています。また資格と職務等級に応じて、付きうる役職の関係を明確にしています。同じ職務等級の評価ランクであれば、性別、年齢、人種・国籍などの属性に関わりなく、公正に処遇されます。全社員にこれらの、職務等級およびその評価制度についてまとめた労務管理ガイドブックを配付しており、労務管理ガイドブックは法律や制度の変更等を反映して定期的に改訂し、社員へ最新の情報を提供するように努めています。

公平公正な人事評価

当社では、「成果主義」の考え方に基づいた目標管理評価制度を導入しています。事業の競争力を高めるためには、社員一人ひとりが高い目標にチャレンジし達成すること、組織力を向上させることが重要であると考えます。また、高い目標を達成できた成功体験は、さらなる社員の成長を促します。

会社業績に連動したチャレンジ目標を設定し、その結果とプロセスを公平・公正に評価し、個人の成果を処遇に直接反映させています。また、目標設定・中間面接・評価面接を通じて、短期的な目標だけでなく、中・長期的に将来なりたい姿を上司と部下で話し合いイメージを共有するなど「上司と部下のコミュニケーション」を図り、目標管理の中で「部下育成」に役立てています。

仕事・職務を基準にした職務等級制度を基本に、目標管理評価制度によるチャレンジングな目標設定と公平・公正な評価の実施、成果が報酬に連動する報酬制度、ならびに人材育成制度、その他諸制度により、最適な人材配置と社員にとって働きがいのある職場づくりを行っています。

公正な評価・処遇に向けて

当社では、人事労務部門が、目標管理評価制度・報酬制度などの人事諸制度を策定し、これに基づき公平・公正な評価による適切な処遇を推進しています。公平・公正な評価を行うために、役職者をはじめとする評価者に対して評価者訓練を定期的実施するとともに、目標設定の対象者に対しても全員に、目標設定のための訓練を実施しています。さらに全社員に目標管理評価制度、報酬制度の詳細の解説を含んだ労務管理ガイドブックを配付して制度の周知・徹底に努めています。海外出向者の評価者で評価者研修を受講できない方には、e-learningを利用した教育とウェブ会議を通じたポイント説明を行い、公正な評価がなされるよう取り組んでいます。また考課フィードバック制度を導入し、社員本人が人材育成支援システムを利用して、自身の最終考課結果を確認できる仕組みを作り、透明性の高い評価制度を実現します。フィードバックの適切な運用のため、評価者へは、e-learningを利用した研修を実施することで適切に運用されるようにしています（e-learning評価者の研修受講率：90.5%）。

人財の育成

グローバルに活躍する人財の育成

創立100周年を越えて、今後も永続的に成長・発展し続ける企業への体質強化に結びつく人財育成体系の構築をめざしています。そのために、競争力強化に貢献できる人財、異文化マネジメントできる人財を育成します。

特に海外出向者、海外長期出張者に対しては、海外スタッフとのコミュニケーションスキルを向上させ、現地化推進を促進するための異文化研修や、実践的な語学力のスキルアップに取り組んでいます。また、海外スタッフに対する日本での研修の実施など、海外のコア人財の育成にも力を入れています。

イビデンの人財育成体系

永続的に成長・発展し続ける企業への体質強化に結びつく人財育成体系を構築するために、資格ごとの人財像を明確にし、全社共通教育、選抜教育、環境／労働安全衛生教育、専門教育と大きく分類して実践しています。全社共通教育では、グローバル人財、CSR経営のほか、当社独自の仕事の進め方の理解と、マネジメントツールを駆使して中長期のビジョンを描ける人財の育成を行います。環境／労働安全衛生教育では、快適で安全な職場環境づくりを推進できる人財を育成します。専門教育では資格と職種に対応する人財像、能力・スキルを明確にし、改善スキルとマインドを兼ね備えた職種別のスペシャリスト人財を育成します。



研修での演習風景



新人研修の成果発表

実際の教育の実施に当たっては、人事担当部門が、中期経営計画や、経営層・受講者のニーズを分析・加味し、全社教育体系を作成します。

教育体系に基づき年間の教育計画と教育内容を策定し、教育を実施します。それぞれの教育を実施した後、結果を収集、記録、解析し、次回教育計画などに反映、改善します。また、受講結果は、上司や教育管理システムを通じてフィードバックされ、それぞれの職場での業務やOJT（職場で実務を行いながらのトレーニング）などに反映されます。



人財育成体系図

2017年度の研修実績（イビデン）

・総研修時間 56,464時間/年 一人あたりの研修時間 15.8時間/年・人

キャリア形成の支援

当社は、社員一人ひとりに応じたキャリア形成を支援する制度を採用しています。上司との面談の中で、現在または将来的に社員が伸ばしたいスキルや、上司の期待と支援方針を話し合うことで、キャリア形成を支援していきます。また社員の能力開発を支援する制度として自己啓発型の通信教育の受講支援制度を設けています。

当社では労使協業で、毎年ライフプラン研修を実施しています。30歳・40歳・50歳を節目の年齢とし、公私に渡る生涯設計に必要な各種制度について研修を実施しています。30歳・40歳研修では、キャリア形成についてのグループワーク、資産形成についての講話、健康増進など、人生を多面的に見つめ直す内容を実施しています。50歳研修では、定年退職年齢が実質的に引き上げられたことに伴い、これからの生き方・働き方を改めて考える内容で開催しています。

人財開発センターの開設

当社の技術力を次の100年に向けて伝承し続けるため、技術開発本部内に技術者育成を専門に行う人財開発センターを設立いたしました。人財開発センターでは、技術開発本部内の4つの開発センター（自動車機能製品開発センター、将来モビリティ製品開発センター、先進セラミック開発センター、バイオマテリアル製品開発センター）や電子・セラミック事業本部に関わる技術者育成ならびに開発支援・指導を行っています。技術者に必要な基礎教育から専門分野にまたがる教育を行い、次世代の開発につながるスキルを持った人財を育成することで、技術力の向上を図っています。



人財開発センターのプロセス設計教育の様子

多様な働き方の尊重

当社は、グローバル化や価値観の多様化が進む中で、多様な人財が個々の能力を発揮でき、生きがい・働きがいを感じることが出来る職場環境・風土の実現をめざしています。

ワークライフバランスの取り組み

当社では、企業の社会的責任として次の世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整備するため、仕事と子育ての両立をサポートするなど、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）への取り組みを積極的に進めています。

2017年度に育児休業制度を利用した人数は23名です（P26グラフ「育児休業、介護休業取得者数」参照）。

産休・育休の取得前には人事による制度説明会、休業からの復職前には上司も交えての三者面談を実施しており、2017年度には11名、開始から延べ100名を超える社員に実施しています。面談では今後の働き方や家庭・職場の状況について双方で確認することで、復帰後のアンマッチを軽減することに繋がっています。また、復帰後には保健師面談を実施しており、人事や上司には相談しにくいことも個別に相談できるしくみを取り入れています。2017年度は、復職率^{*1}は94%、復職後の定着率^{*2}は100%です（2016年度はいずれも100%）。

^{*1} 復職率は、「育児休業後の復職人数」を、「育児休業後に復職予定の人数」で割った割合。

^{*2} 定着率は、「復職後12カ月後の在籍数」を、「2016年度の復職した人の総数」で割った割合。

また、仕事の繁閑に応じて社員自らが一日あたりの労働時間を調整できるフレックスタイム制は、多くの社員が利用しており、会社全体で多様な働き方が広がっています。

2013年度に導入した海外出向帯同者の再雇用制度により退職・帯同した社員は6名で、うち3名は帰国し再雇用されました。海外で得た経験が、再雇用後の業務に役立っています。

今後も、社員が明るく生き活きと働ける職場環境の実現のために、多様な働き方を互いに認め合う企業風土を醸成していきます。また、裁量労働など勤務形態の見直しや年休取得の促進を強化していきます。

女性活躍の推進

当社の女性活躍推進活動は2010年度よりスタートし、2012年度までをフェーズⅠ＜意識改革・導入期＞、2013年度からはフェーズⅡ＜見直し・定着期＞と位置付け、両立支援制度の改善や研修開催等の活動を実施してきました。

2017年度は、第2ステージとして、改めて社長メッセージを発信し、両立支援の環境整備のみでなく女性社員のキャリア登用についても積極的に活動していくことを表明しました。

これらの取り組みにより、女性の意識や企業風土が変わってきたこと、さらに近年女性を積極的に採用してきたことを受け、全女性社員における総合職比率は増加しています。しかし、総合職に占める女性の割合は依然として低く、また係長級の女性は2017年度末時点で3名、課長級以上は2名となっています。2018年度には女性リーダーの更なる登用を計画しており、職域を拡大した女性がより多く活躍することにより、企業風土の活性化を図っていきます。

イビデン株式会社 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が管理職として活躍できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間

2. 当社の課題

- ① 係長級の女性はいるが、課長級以上がない
- ② 総合職系の女性比率が低い

3. 目標

管理職（ミドルマネージャー以上）に女性を5名以上登用する

4. 取組内容と実施時期

取組1：女性のキャリアアップに繋がる教育と制度の見直しを行う

16年度：研修プログラムの検討を行う（管理職候補者、若手、上司）

17年度：研修プログラムを開始する

18年度：コース変更の基準を整備し、柔軟性のある運用を行う

取組2：女性社員が活躍する職場を拡大する

16年度：女性社員が中心となり業務を進めるモデル職場の検討を行う

17年度：モデル職場に女性社員を配置する

19年度：モデル職場を増加し全社的に運用する

取組3：男女雇用機会均等の採用活動を行う

16年度～：女子学生に対する訴求力の高い採用活動を展開する

◆活動の三つの柱

【企業風土の醸成】

会社内全体の意識改革をするためにイベントや啓発研修の実施、社内報による活動の周知を行っていきます。

【キャリア育成・登用】

意欲のある女性の能力を更に伸ばすことができるような教育プログラムの導入や女性社員の目標となるようなロールモデルの育成・紹介を行っていきます。

【両立支援】

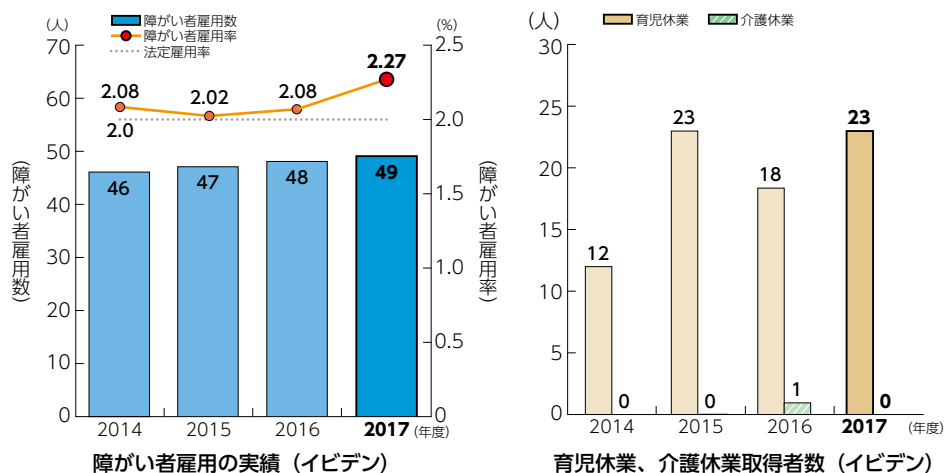
男女ともに子育てしながら働くことができるよう、法定以上の育児休業や短時間勤務制度を設定し、家庭との両立をサポートする支援制度を導入しています。また、育児休業を取得する女性社員に対し、復職前面談を実施し、復帰後のアンマッチを低減する取り組みを行っています。

障がい者雇用

障がい者が地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要で、当社でも、障がいを持つ社員が活躍しています。日本国内では、障害者雇用率制度に基づく雇用義務が定められており、2013年4月より、民間企業では1.8%から2.0%に引き上げられています。当社の2017年度の障がい者雇用率は2.27%で、49名が在籍しています（P26グラフ「障がい者雇用の実績」参照）。今後もノーマライゼーションの理念を尊重し、能力を発揮できる環境を整えていきます。

働き方の支援

当社は、豊富な経験を持つ社員が貴重な戦力として能力を発揮できるように、2004年度に定年後の再雇用制度を制定しています。働くことを通じた社会生活の充実を支援しています。



働きやすい職場に向けた労使協業

当社は、働きやすい職場づくりの実現に向け、お互いの信頼関係のもと労使一体となり協業活動をしています。2017年度も継続して労使間の話し合いの中で、時間管理、働きやすい職場づくり、人事制度の充実の分野で、正確な時間管理の徹底、過重労働の削減、年休取得の促進、コミュニケーション促進、心と身体の健康促進、目標管理評価制度の充実といった具体的な協業テーマを挙げて取り組みを進めました。中央労働協議会、労使懇談会、労使委員会を毎月開催し、協議テーマの進捗状況についてレビューを行い、社員全員が職場環境の改善に向けて協議、活動しています。

労働時間管理

日本では、働き方改革が推進され、長時間労働の是正が重要な課題に位置づけられています。国による労働時間に関連する法規制の強化が進む一方で、長時間労働が原因とされるメンタル疾患や労働災害が深刻な問題となっており、長時間労働の是正に向けたさらなる努力が、企業に求められています。

当社では、長時間労働の是正を労使間の協業テーマに掲げ、社員の時間管理意識の向上をめざし、正確な労働時間の記録を推進するためにチェック基準を強化し活動をしてきました。また管理職向けに労働時間管理に関する研修を開催し、これまで以上に部下の労務管理に関する意識を高めています。一方、働き方改革として「19時までには帰宅しよう」の啓発活動を継続して推進しています。

働きやすい職場づくり

コミュニケーション促進のために労使一体となった活動を継続しています。イビデンウェイの浸透を図るために週1回の読み合わせを継続し、管理職を中心としたイビデンウェイを考える会を開催することで牽引するリーダーの啓発を行い、当社グループの行動精神の理解を深める活動に取り組んでいます。さらに労務管理の視点から主任・班長等現場管理者向けの職場コミュニケーション能力を向上させる研修をスタートさせました。また、相談窓口の充実によるハラスメント情報の吸上げ強化やハラスメント委員会による防止・再発対策を推進しています。

労使間のコミュニケーション

当社では、上記の中央労働協議会を通じて、経営方針、生産計画に関する事項、採用方針に関する事項などが労働組合に説明されたり、社員に重大な影響を及ぼす事項などが協議されたりします。またそれ以外にも、労使関係ならびに会社事業活動の円滑化を目的に、使用者と労働者との間で、事業場毎に開催している労使懇談会をはじめ、さまざまなレベルで対話の場を設けています。

労働関連法令遵守の徹底

当社グループは、労働基準法など各国の雇用関係法令を遵守し、社会良識・ルールに従った行動をとります。遵守すべき法令については、改廃状況などのモニタリングをしており、各国や地域において労働関連法令の遵守活動を推進しています。また人事労務部門が、国内のグループ会社に対して定期的にモニタリングを行い、遵守状況の確認を行っています。

2017年度は、当社において過重労働等の労働時間管理に関する件で監督官庁より指導を受けており、今後過重労働の削減に向けた取り組みを強化します。その他、賃金および社会保障に関する関連法令をはじめ、労働法に関連する法令違反の指導は、グループ全体においてありませんでした。

労働安全衛生の取り組み

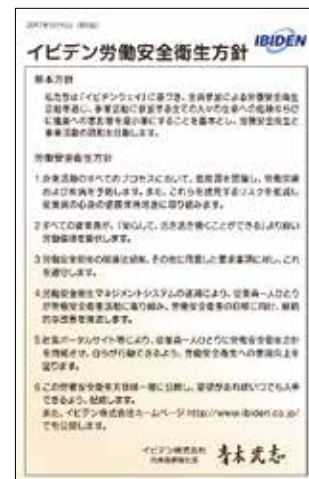
私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、労働安全衛生基本方針を定め、中期の計画として「労働安全衛生目的」を策定し、具体的な年度ごとの全社活動指針に従い、労働安全衛生に取り組んでいます。

労働安全衛生の基本方針

私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、全員参加による労働安全衛生活動を通じ、事業活動に参加するすべての人々の生命への危険ならびに健康への悪影響を最小限にすることを基本とし、労働安全衛生と事業活動の調和をめざします。

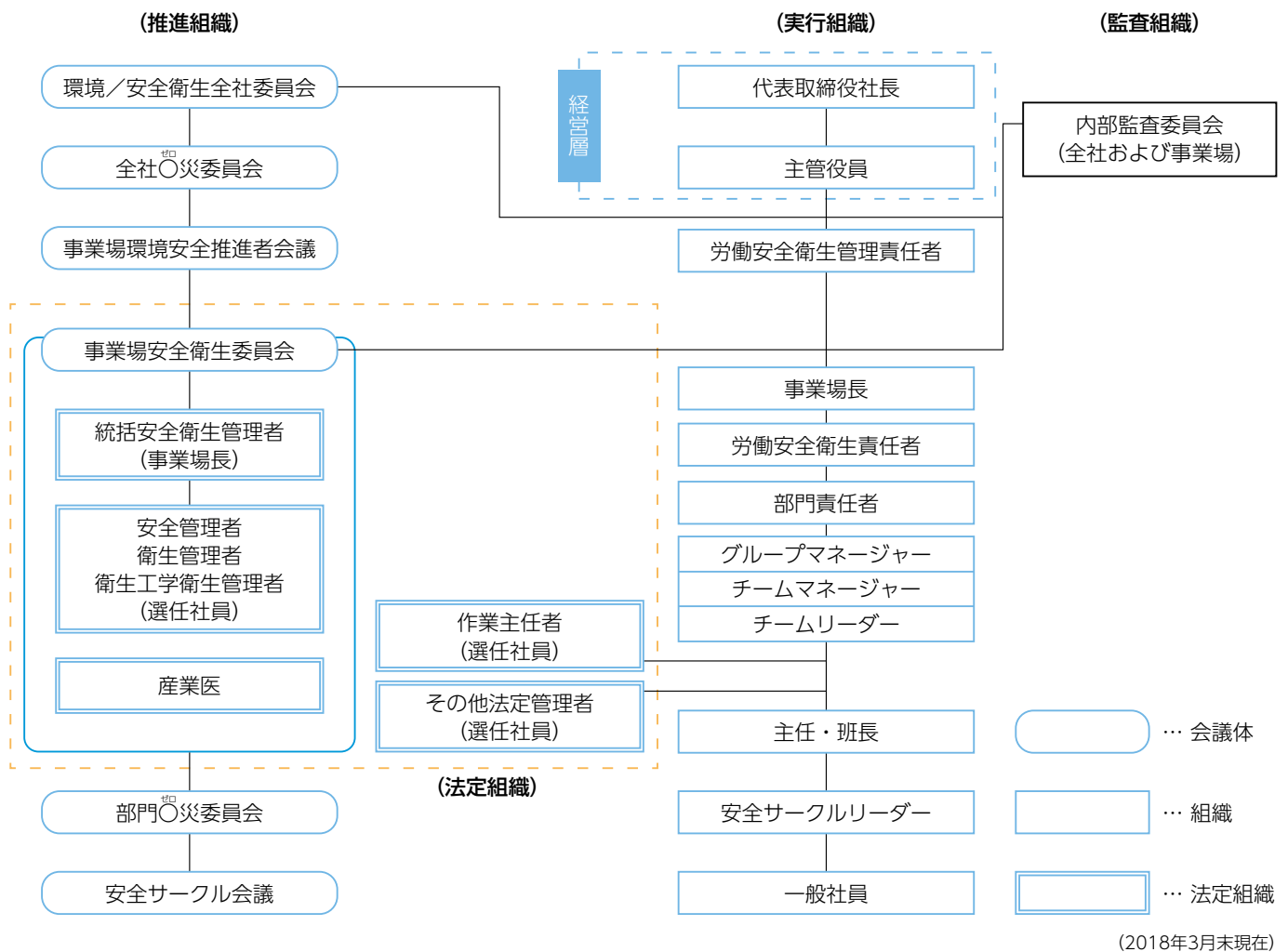
労働安全衛生方針

1. 企業活動のすべてのプロセスにおいて、危険源を認識し、労働災害および疾病を予防します。また、これらを誘発するリスクを低減し、従業員の心身の健康保持増進に取り組めます。
2. すべての従業員が、「安心して、活き活き働くことができる」、より良い労働環境を提供します。
3. 労働安全衛生の関連法規制、その他に同意した要求事項に対し、これを遵守します。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により、従業員一人ひとりが労働安全衛生活動に取り組み、労働安全衛生の目標に向け、継続的な改善を推進します。
5. 社員ポータルサイト等により、従業員一人ひとりに労働安全衛生方針を周知させ、自らが行動できるよう、労働安全衛生への意識向上を図ります。
6. この労働安全衛生方針は一般に公開し、要望があればいつでも入手できるよう、配慮します。



社員携帯用の労働安全衛生カード

労働安全衛生マネジメント組織



活動のレビューと推進のためのコミュニケーション

毎年1回以上開催される環境/安全衛生全社委員会には、社長、役員、理事および関連会社社長が参加し、環境/労働安全衛生方針に従った活動状況の共有と課題認識を目的に実施しています。また委員には労働組合委員長が含まれます。毎月開催される全社〇災委員会は、各事業場長および関連会社推進責任者が参加し、イビデングループ全体の活動のPDCAを回すための共通認識の場として実施しています。さらに、毎月開催される事業場の委員会からすべての職場の安全サークル（小集団活動）へ展開しています。サークル活動には全社員が参加しており、社員から職場の危険箇所やヒヤリハットの事例を挙げたり、労使で安全衛生に関する目標の進捗状況を確認したりするなど安全衛生に関するコミュニケーションと職場の改善活動を行っており、労使一体となって推進しています。

当社の安全衛生マネジメント活動は、事業場構内で働く構内請負事業者や、工事業者の方とともに進めています。勉強会などを通じて、安全衛生に関する法令、ならびに当社の基準や構内の作業ルールについての情報共有や、意見交換を行い、事故の無い職場環境づくりを推進しています（P33「マネジメントシステム認証取得状況」参照）。

労働安全衛生の活動指針と結果

労働安全衛生の活動指針

2017年度は、「再発防止」、「災害予防」、「衛生管理」、「防災」を活動の柱とし、イビデングループ全体として全員が「人間第一」を意識して、安全で快適な職場を築き、ハツラツと働くことができるよう労働安全衛生活動に取り組みました。

1. 再発防止：顕在化した災害/誘因事故はイビデングループ内で再発させない
 - (1) 災害発生時、徹底的な原因解析により真因を追求し、対策実施を図り、グループ全社へ展開する
 - (2) パトロール指摘事項/ヒヤリハット/危険予知の危険有害情報をリスクアセスメントに組み込み体系的にリスクコントロールできるようにする
2. 災害予防：潜在リスクの抽出による災害予防を図る
 - (1) リスクアセスメント、ヒヤリハット、危険予知の有効性を向上させ、すべての災害をゼロにする
 - (2) 爆発・火災、ボヤを発生させないよう、すべての原因を想定して防火管理を構築する
3. 衛生管理：作業環境改善・コミュニケーション向上により風通しのよい職場づくりを推進する
 - (1) 「いきいき健康づくり Next Health 105 Plan」に基づき全員参加の活動をする
4. 防災：大規模災害初動対応のしくみ構築と運用を行う
 - (1) 大規模災害時の人命確保のため、防災管理レベルを強化する

重点実施活動

1. 基盤活動

(1) 職場安全サークル活動（ヒヤリハットなど）

イビデン構内で働くすべての職場単位で職場安全サークル活動を実施しています。毎年、サークル活動のガイドラインと評価基準をアップグレードして、安全活動のレベルアップを推進しています。また、サークル活動を通じて、職場の安全ポイントを反復学習し、全員の意識を向上させて安全行動・安全作業を徹底する活動を進めています。

2017年度実績：100%のサークルで月2回以上の危険予知トレーニングを実施（うち88.5%で月3回以上実施）、またサークル会議の議事録をすべてのサークルで残すことで欠席者へも伝達するしくみを構築。

(2) 安全パトロール（職制、事業部安全管理部門、事業場） ※メンバーとのコミュニケーションが基本

職場安全サークル単位で行う職制自主点検、事業場長、管理者および労働組合員が行う事業場安全衛生パトロールなどの安全パトロールを毎月1回以上の頻度で定期的に実施しています。また、安全第一の基本的な考え方、取り組み方の徹底を目的に、本部長による安全巡視を年2回、部門長による当月の強化項目に特化した安全巡視を毎月実施し、活動を推進しています。

(3) 安全教育による意識の向上

当社グループでは、健康と安全・法遵守を最優先とする企業風土の醸成のために、安全衛生ルール遵守のための教育訓練を推進しています。全社員が安全に関する教育を受講できるように、新しく業務に就かせる時の教育訓練など体系的に安全教育に取り組んでいます。また、イビデンでは、危険体感型の安全教育を導入し、知識の教育から災害の怖さを体験し、危険を肌で感じることで安全意識の自覚と、危険回避能力の習得につなげています。

2017年度実績：危険体感教育 管理監督者向け73名受講、作業向け995名受講



安全教育（危険体感訓練）

2. 専門活動

(1) 環境保安アセスメント（安全設計、遵法、完成検査のしくみ）の徹底

イビデン安全衛生環境基準（ISS）に従った安全設計、工事安全管理、認定検査員による完成検査および関連法令に従った各種届出を行うしくみを徹底しています。また、工事安全管理のレベルアップとして「イビデン工事安全推進会」を開催し、法改正情報の確実な伝達と周知徹底、請負工事安全基準の徹底を推進しています。

2017年度実績：法的届出納期遵守率100%



イビデン安全衛生環境基準(ISS)

(2)安全衛生リスクアセスメント（設備と作業の両面から評価する）

毎年すべての現場を対象に安全衛生リスクアセスメント（RA）を実施しています。実施にあたり毎年RAトレーニングを全事業場で実施し、実際の作業観察をしながら、リスク抽出のポイントやリスクの見積り方を教育しています。また、結果重大性の高い項目に関して、専門部門と責任者が現地で、リスク評価の妥当性を確認しています。

また、全社特定リスクとして、「挟まれ・巻き込まれ」、「有害物との接触」、「転倒」、「墜落・転落」、「爆発・火災」、「激突」、「切れ・擦れ」を挙げ、計画的にリスク低減ができるよう毎月の全社〇災委員会でレビューを行っています。

2017年度実績：全社特定リスク低減100%完了（イビデン事業場：計画を前倒し完了）

(3)構内請負会社

当事業場の構内請負会社に対する労働安全衛生活動の推進として「イビデン構内請負安全衛生推進会」を年3回実施し、当社の環境労働安全衛生方針、行政方針の説明や法改正情報の共有、安全衛生に関する勉強会を行うことで、各社の労働安全衛生の管理レベル向上を図っています。継続的に、環境・安全・衛生に関するコンプライアンスに着目した請負会社の相互監査を実施し、現地現物で活動を確認し、お互いの良いところ、改善すべきところを指摘し合い、レベル向上に努めています。



構内請負会社の監査

管理指標（労働災害発生状況）

(1)イビデン国内事業場の労働災害件数：2017年度10件（17%減少、微傷災害を含む）

特定災害を徹底して対策する活動を継続することで、特定災害に対する危険源は改善されつつありますが、災害ゼロには至っていません。

(2)国内関連会社の労働災害件数：2017年度19件（46%増加、微傷災害を含む）

休業災害を含め災害件数、程度ともに増加傾向です。特に休業災害（前年2件から7件に増加）など程度の高い災害が急増しており、対策が急務です。これまでのイビデン国内グループの労働災害を分析すると、再発率が2割以上と高く同様の労災が繰り返して発生しています。

こうした状況から、2018年度以降イビデングループにおける労働災害ゼロをめざして取り組みを進めます。取り組みの一例として、災害発生時の問題点の特定と真因分析により、類似災害が再発しない本質的対策が打てるよう推進します。

(3)海外主要生産会社の労働災害発生件数：2017年度26件（4%増加、休業（4日以上）以上の労働災害）

継続的に、毎月グローバルEHS会議を本部と各主要生産拠点間で実施し、各社の「問題点を指摘」、「課題解決の提案」、「支援、指導」、「有効性のための監査」のPDCAを回しています。

(4)請負工事の労働災害発生件数：2017年ゼロ災害達成（2016年度3件）

今後も良好な結果が継続できるよう、「イビデン請負工事安全衛生推進会（年3回）」を実施して、関連法令および当社ルールの遵守、当社災害予防活動への積極的な参加の促進、グループ演習による意見交換などを行い安全衛生管理レベルの向上を推進します。

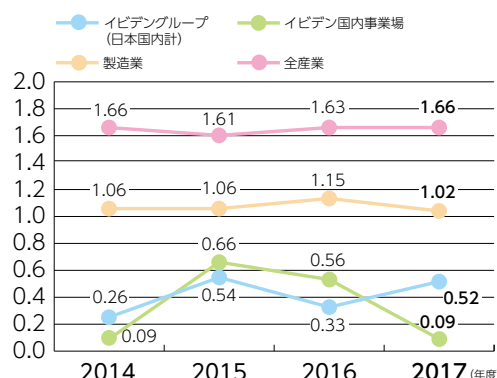
労働災害発生件数の推移（日本国内）

	イビデン国内事業場		国内関連会社		日本国内合計	
	2016	2017	2016	2017	2016	2017
死亡	0	0	0	0	0	0
休業*	4	1	2	7	6	8
不休	2	1	2	7	4	8
微傷	6	8	9	5	15	13

*障害が残る災害を含む

労働災害発生件数の推移（海外グループ会社 生産拠点）

	アジア（日本を除く）		欧州・中米		海外グループ会社合計	
	2016	2017	2016	2017	2016	2017
死亡	0	0	0	0	0	0
障害	0	0	0	0	0	0
休業4日以上	6	6	19	20	25	26



労働災害発生率*（イビデンおよび国内グループ会社）
*100万延べ実労働時間あたりの労働災害発生数（休業災害以上）

社員の健康増進への取り組み

イビデングループ「いきいき健康づくり Next Health 105 Plan」

厚生労働省の方針で「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21〔第二次〕）」が推進される中で、当社および国内グループ会社では2013年度から2017年度の5ヶ年計画で「Next Health105プラン」を推進し社員の健康増進に取り組みました。2018年度以降は新たに「Smart Health 110Plan」として活動を推進します。

★Health105プラン

《活動理念》

- (1) 健康は「自らが守る」ことが基本であり、会社はそれをサポートする
- (2) 「社員の健康水準」・「企業の健康度」は企業の発展性や社会貢献のバロメーター
- (3) 健康寿命を延ばす
- (4) 生活習慣病を克服する

《狙い》

- (1) 社員の心身の健康維持・向上
- (2) 労働生産性の向上
- (3) 医療費の削減

衛生部会を中心に各事業場と連携し、目標の達成に向けた活動を展開しています。食堂においては健康食イベントを開催し、社員の健康意識の向上に努めました。各事業場では社員の運動習慣化をめざし、ウォークラリーやボーリング大会、グランドゴルフ大会、フィットネスルーム設置など、事業場の特色に合わせて実施しています。

また、メンタルヘルス不調による休職者を発生させないよう、一人ひとりが自分の心や身体のストレス度合いをチェックできる“ストレスチェックシステム”の活用を推進しています（セルフケア）。早期発見・対応のための事例集の作成、産業医による勉強会や階層別研修で管理監督者の啓発を行っています（ラインケア）。“ストレスチェックシステム”の入力結果に基づき、産業医による組織分析、問題点の抽出と経営層への提言を行っています。それ以外にも、組織変更に伴う異動者に対して心のケアをする体制を構築しています（産業保健スタッフによるケア）。

一連の活動が評価され、当社と当社グループ会社のタック株式会社、イビデンエンジニアリング株式会社およびイビデン物産株式会社は、社員の健康管理を経営的な視点で捉え実践している企業として経済産業省及び日本健康会議から「健康経営優良法人2018」の認定を受けています。

Health105プラン（2013年度～2017年度） 管理指標と目標（イビデン）

項目	管理指標	2017年度	2018年度
		実績	目標
適正体重維持者の増加	BMI 18.5～24.9	65.5%	80.0%
運動習慣者の増加	30分以上 2回以上／週	17.6%	20.0%
喫煙率の低下	喫煙率	31.1%	30.0%
ストレス対処能力の向上	メンタル不調者	0.80%	0.50%

ビジネスの中で環境保全を意識し、資源とエネルギーのロスを徹底して排除し、効率的に社会の発展に役立つことをめざします。環境負荷を低減する技術・製品を提供することで地球環境保全に貢献していきます。

環境ビジョン

私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、全員参加による環境負荷低減活動により、事業活動において発生する地球環境への影響を緩和し、次の世代へと受け継がれていく企業としての役割を果たし、地球環境との共存をめざします。

環境方針

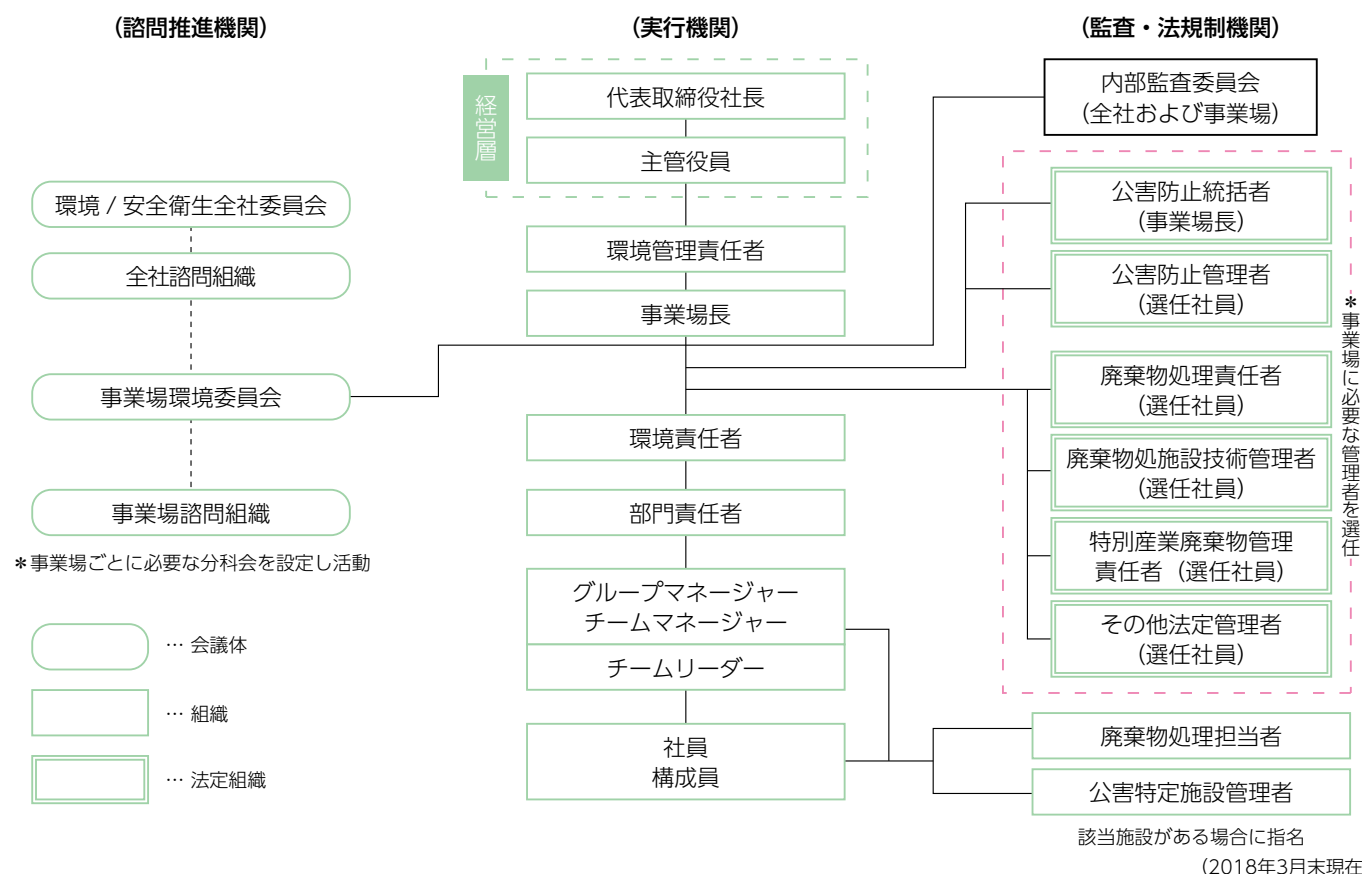
1. 企業活動のすべてのプロセスにおいて、環境への負荷低減を考慮することで地球環境の保全に貢献します。特に、「水の恵み」を大切にします。
2. 地球温暖化防止のため、クリーンエネルギーの積極的かつ有効な利用と省エネ・省資源に関する環境技術の開発および改善を継続的に推進します。
3. 国内・海外の環境関連法規制等を遵守します。また、自主基準を設定し、環境管理レベルの向上に努めます。
4. 環境マネジメントシステムの運用により、従業員一人ひとりが環境保全活動に取り組み、環境目的および目標に向け、継続的な改善を推進します。
5. 社員ポータルサイト等により、従業員一人ひとりに環境方針を周知させ、自らが行動できるよう、地球環境保全への意識向上を図ります。
6. この環境方針は一般に公開し、要望があればいつでも入手できるよう、配慮します。



社員携帯用の環境カード

環境マネジメント組織

地球環境との共存の価値観のもと、グループ全体で環境経営を推進しています。社長をトップとした全社環境マネジメントシステムを構築し、各事業場においても事業場長を中心とした環境委員会を整備し、環境経営を推進しています。



上記以外に、各事業部門より指名された環境保全推進者による会議の開催、海外の主要生産8拠点と実施するグローバル環境会議、各部門の省エネ推進者が集う省エネ推進会議などによりグループ全体で環境保全の情報共有に取り組んでいます。

マネジメントシステム（ISO14001・OHSAS18001^{*1}）認証取得状況

当社グループの活動・製品およびサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するための手段として、ISO14001およびOHSAS18001のマネジメントシステムを構築し認証の取得を進めています。

当社の事業に直結した関連グループ会社とともに2000年1月にISO14001を、2003年3月にOHSAS18001を認証取得しました。2014年度から、当社はISO14001とOHSAS18001、品質マネジメントなど会社全体のマネジメントシステムをイビデンマネジメントシステム（IMS）として統合し、運用をスタートさせています。

また当社のマネジメントシステムは、半期に一度の内部監査ならびにマネジメントシステムの外部認証に対して毎年外部機関による監査を受け、マネジメントシステムが正しく構築・運用されていることを確認しています。また、内部・外部監査で確認された指摘事項を改善することで、当社マネジメントシステムの更なるレベルアップにつながります。

当社事業場では事業場長を専任化し、事業場長を中心に、事業場ごとの環境委員会および安全衛生委員会を通じて、活動のマネジメントサイクルを回しています。また、毎月の事業場長会議を通じて、事業場間の活動の情報交換を行い、イビデン全事業場のレベルアップを図っています。

*1 OHSAS18001：労働安全衛生マネジメントシステム規格。OHSASは「Occupational Health and Safety Assessment」の略。

日本国内グループ会社のISO14001およびOHSAS18001認証取得状況

イビデングループ（日本国内）のISO14001およびOHSAS18001認証取得状況						
名称	イビデン ^{*2}	イビデンエンジニアリング（本社）	イビデングリーンテック	イビデン物産	イビデン産業	イビデン樹脂
ISO14001認証	2000年1月	2002年10月	2004年3月	2005年5月	2005年9月	2009年6月
OHSAS18001認証	2003年3月	2013年10月	2013年1月	2013年5月	2012年8月	2013年3月

*2 大垣、大垣中央、青柳、河間、大垣北、衣浦、神戸、本社、エネルギー統括の各事業場で取得、イビデンエンジニアリング（水処理部門）、イビデングラファイト、イビデンケミカル、イビケン（建装部門）のグループ会社を含みます。

海外グループ会社のISO14001およびOHSAS18001認証取得状況

イビデングループ（海外生産拠点）のISO14001およびOHSAS18001の取得状況								
名称	イビデンフィリピン	イビデンエレクトロニクスマレーシア	揖斐電電子（北京）	揖斐電電子（上海）	イビデンハンガリー	イビデンDPFフランス	イビデンボルツェンファブリックフラウエンタール	イビデンメキシコ
ISO14001認証	2003年6月	2013年3月	2003年7月	2005年2月	2007年4月	取得予定	2002年2月	2018年4月
OHSAS18001認証	2013年8月	2013年3月	2007年3月	—	2014年9月		2016年4月	取得予定

環境および労働安全衛生関連法令の遵守

当社グループの事業では、多くの事業場が化学物質を取り扱っており、かつ日本国内の事業場は、一部が市街に面しているため、排気、排水および騒音には特に注意を払い対応をしています。著しい環境影響を及ぼす可能性がある運用および活動について、国や自治体の要求基準に合わせた自主的な基準を設定して、その遵守状況を定期的に監視し測定しています（P45-49「事業場別環境測定実績データ」参照）。また事業場長が中心となり、当社事業場の活動について地域の方とコミュニケーションをとる機会を設けており、地域の皆さまに、より一層安心していただける事業運営を心がけています。2017年度、監督官庁より安全衛生に関する是正勧告に該当する事案を2件受けて、速やかに改善を行っております。その他、環境測定の計測値に違反する排出などは発生しておらず、事業場から外部環境に重大な影響を与える漏えいなどの流出災害、環境および労働安全衛生関連法令、規制に関する違反による罰金・制裁などの実績はありませんでした。今後も、事業場からの、流出・騒音・臭気による地域住民への環境影響を防止するため、パイプエンド管理の強化を推進し、当社グループで、確実に法令遵守できるように、化学物質管理委員会を通じて化学物質の漏えいによる土壌汚染リスクの継続監視と懸念個所の調査・改善・維持管理を行います。

環境活動の指針

2017年度は、「環境リスク低減」「省エネルギー」「資源循環」を活動の柱とし、事業リスクを最小化し、事業競争力向上に寄与できるよう、次の活動指針のもと全員参加で環境保全活動に取り組みました。

1. 環境リスク低減・早期発見と先手改善により事業リスクをヘッジする
 - ・化学物質規制のグローバル管理により関連法規制を遵守する
 - ・事業場からの流出・騒音・臭気による地域住民への環境影響を防止するためパイプエンド管理を強化する
2. 生産変動に追従したエネルギーの有効利用と不要エネルギーを徹底削減する
 - ・エネルギーコスト削減は、事業部方針・事業場環境方針と連動した組織活動を推進する
 - ・製造条件のMTS*の明確化・適正化、運用管理条件の明確化により、競争力のあるコストをめざす
3. 生産変動に追従した資源の適正使用・廃棄物の削減・廃棄物の順法管理
 - ・産業廃棄物の有価化・リサイクル化推進と最終処分に至る遵法管理を実施する

*MTS：モジュールターゲットスペック (Module Target Spec) の略語。良品を作るための工程ごとの設計の狙い値。

気候変動問題への対応

気候変動問題は世界的に関心が高まっており、今後も排出に関わる関連法規制の強化などが想定されます。当社グループが操業していく上でも、エネルギーや資源コストの上昇などの事業活動に影響を与えるリスク要因となる課題です。一方で、世界的な規制に対応できる製品を開発していくことで、こうした課題解決に向けた貢献と、同時にビジネスの拡大をめざせる機会であり、気候変動問題は当社にとって重要性の高い課題です。

気候変動に関するリスクは、リスクマネジメント推進体制の中で、環境リスクとして環境担当部門である環境安全衛生部がリスクカテゴリーの主管部門となっています。気候変動に関連したリスクや機会の評価を特定するプロセスは、エネルギーに関する規制リスクなどを省エネ推進会議の中で行っており、活動方針は全社の重点活動項目や主管部門の方針管理に落とし込まれます。

こうした中で、日本での地球温暖化対策推進法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）など、各国の法規制への対応を進めており、自家発電におけるクリーンエネルギー化の取り組みと、生産活動における省エネルギー活動の取り組みにより温室効果ガスの直接排出削減に取り組んでいます。

クリーンエネルギーへの取り組み

当社グループの歴史は、地元・大垣の振興を図るため、揖斐川の上流に水力発電所をつくり、その電力供給により産業を誘致しようという構想から始まります。1912年に電力事業会社である揖斐川電力株式会社として設立されますが、時代の変化とともに、電力を利用した電気化学工業会社に転進します。以来、カーバイドやカーボン、建材、セラミック製品、電子製品と事業を拡げ、地域とともに発展を遂げてきました。

現在も、岐阜県の揖斐川上流に、東横山、広瀬、川上の三つの水力発電所を所有しています。水力発電は、水の位置エネルギーを利用しており、CO₂などの温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーです。創業以来100年近くにわたりクリーンエネルギーの供給を続け、事業を支えています。

<水力発電施設の改修と電力需要者へのエネルギー供給>

イビデンの保有する三つの水力発電施設（東横山・広瀬・川上発電所）は、計画的に改修工事を実施し、隧道*の改修や最新の発電機への更新等により発電出力の維持向上に努めています。当社の水力発電所は、再生エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の基準を満たすものです。大垣北事業場敷地内に当社と電力会社の送電網を接続するための施設を設け、各水力発電所の発電分を売却用として運用し、地域の電力需要者へ提供し、CO₂排出の改善に寄与しています。

こうした当社の水力発電施設を発展させてきた技術を活かし、当社グループ会社のイビデンエンジニアリングでは、水力発電設備、変電設備、太陽光発電設備など各種エネルギーソリューション事業を展開し、環境、省エネ等に寄与する提案を幅広く行っています（P41「製品、事業での環境貢献」参照）。

*隧道（ずいどう）：発電所まで水を送るためのトンネル



広瀬水力発電所（2012年度更新完了）
発電能力 8,900キロワット



川上水力発電所（2014年度更新完了）
発電能力 4,400キロワット



東横山水力発電所（2015年度更新完了）
発電能力 14,600キロワット

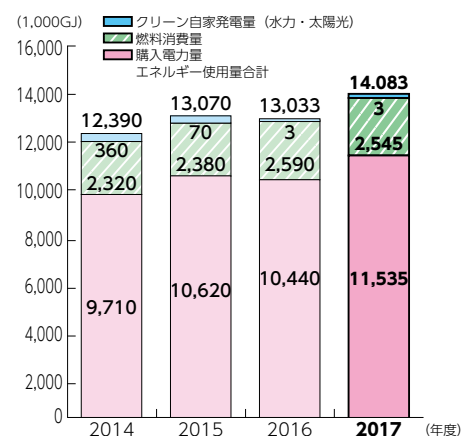
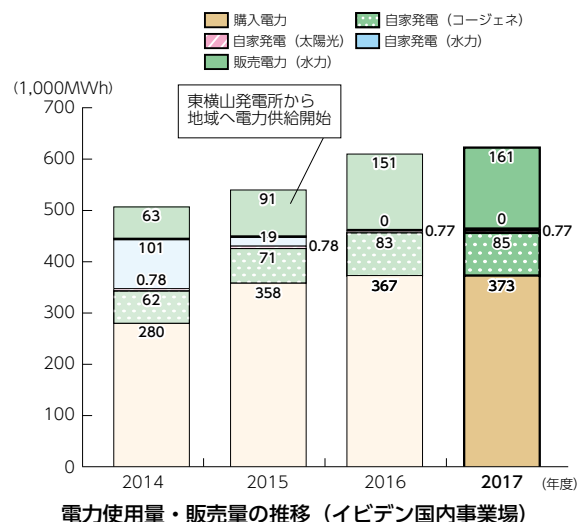
また、事業場内の貯木場に導入した水上フロート式の大規模な太陽光発電システム、エネルギー効率に優れたコージェネレーションシステムを、事業場に導入し自家発電に取り組んでいます。自家発電の改善として、水力発電の能力アップ、コージェネレーションシステムの効率改善に取り組んでいます。自然エネルギーの拡大と、環境性能に優れたコージェネレーションの効率改善を継続的に進めています。

省エネルギー活動

当社グループは、電子関連の製造工程での温度管理やセラミック関連での電気炉など、生産活動において大きなエネルギーを消費しており、省エネルギーの活動は重要な課題の一つです。すべての生産部門でエネルギー使用量とエネルギー原単位の管理を行い、それぞれ目標を設定し、グループ全体で改善を進めています。

毎月省エネ推進会議を開催し、生産部門、および関連する機能部門が集まって議論を重ね、活動計画の作成、進捗の報告、改善情報の共有を目的とした事例発表、マネジメントによる助言により、全員参加で省エネ改善のPDCAサイクルをまわしています。省エネ推進会議では、エネルギーコストの上昇などのリスク要因についてもモニタリングを行っており、エネルギー効率を上げることが当社の競争力に直結するものと考え改善に取り組んでいます。

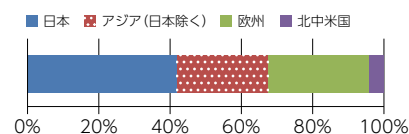
2017年度は、生産時のエネルギーロス、生産休止時のエネルギー使用を最小化するため、生産量変動に迅速に追従した、エネルギーの効率的な使用を推進しました。設備の新設・移設時などに環境アセスメントの中で、エネルギー使用量や断熱施工など対応すべき点を評価し、省エネ設計を徹底しています。



エネルギー使用量*1*2の推移 (イビデングループ)

*1：購入電力のエネルギー量は、一次エネルギー換算係数として、日本の係数 (9.76GJ/千kWh) を使用して換算、その他は、3.6GJ/千kWhで換算して算出しています。

*2：集計の見直しを行い、昨年度から数値を修正しています。



エネルギー使用量の地域別割合 (イビデングループ)

GHG排出量の推移

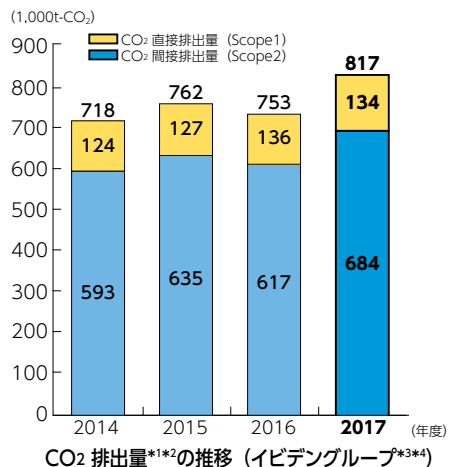
省エネ活動の成果は、温室効果ガス (GHG) であるCO₂排出量、CO₂排出原単位 (生産量あたり) に影響します。

生産量*あたりのCO₂排出量の原単位指数は、2017年度は2012年度を100とした場合と比較して、104と前年比で2ポイント改善しましたが、基準年と比較して悪化しています。これは、2015年度から東横山水力発電所で発電した電力の電力需要者への供給が始まったことと、製品の高機能化に伴うエネルギー消費量の増加や、新規製品の立ち上げなどに伴う製造稼働時間が長かったことが原因です。

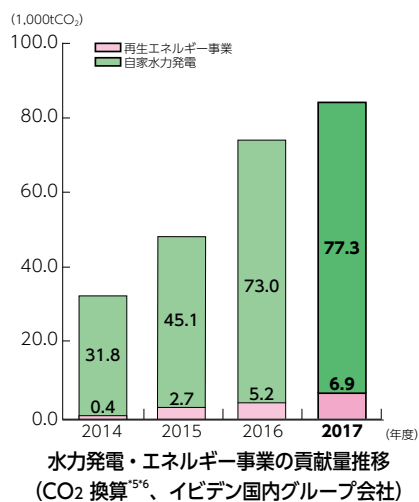
*生産量を算出するにあたり、換算生産量を使用しています。

2018年度以降の中期のCO₂排出目標は、2018年度から2022年度の期間で、2017年度対比換算生産量あたりの原単位を5%削減 (2017年度) することを目標としています。今後も省エネの徹底によるエネルギー使用量の削減などで目標達成を目指します。

なお、水力発電による自家発電電力、およびグループ会社での再生エネルギー事業により、社会に約84,200t-CO₂相当分を、温室効果ガスの排出がないクリーンエネルギーとして社会へ供給しています。



- *1：燃料、電力量の集計見直しを行い、昨年度の報告から数値を修正しています。
- *2：算出時の排出係数は、日本国の環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」ならびにガス供給会社提供の係数を使用しています。
- *3：CO₂排出量は、国内外の生産に関わる拠点をカバーした数値です。
- *4：イビデン国内事業場、海外主要グループ会社の2016年度のCO₂排出量実績は、外部機関により検証されています。



- *5：改善活動の内容をCO₂削減量に換算した推定量です。
- *6：自家発電の電力販売分、および太陽光発電・小水力発電などエネルギー事業で発電貢献した電力総量を、電力事業者による発電係数から比較し、CO₂排出削減効果を算出した値
(電力会社のCO₂排出係数－発電事業の排出係数×発電事業における発電量)

資源循環の取り組み

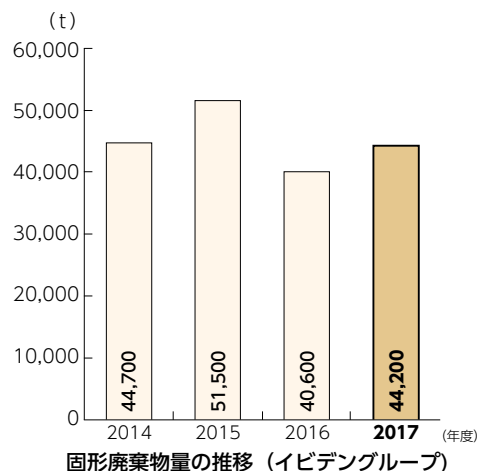
廃棄物量の削減活動

当社は、限られた資源を有効に利用することも企業の大きな責任と考え、グローバルに省資源の活動に取り組んでいます。資源循環として、発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) の3R活動を推進し、資源効率の向上をめざしています。2004年以降、固形廃棄物のゼロエミッション*を継続して達成しています。

また、当社グループでは、生産量あたりの廃棄物の排出を管理する指標を策定し取り組みを行っています。2013年度から2017年度の期間で、グローバルで年間2%の改善を目標として活動を進めています。2013年度以降、産業廃棄物の量とコストの見える化からの気づきを促進し、廃棄物管理の現地確認を推進しています。また、廃プラスチックなどの分別について事業場間の差をなくし、従来廃棄物であったものの有価物化を促進しています。

2017年度は、前年に比べ生産量が大きく増加しており、廃棄物量は前年比で増加していますが、産業廃棄物の有価・リサイクル化を推進することで、生産量あたりの廃棄物量は、2012年度を100とした割合で83 (目標: 90) と2017年度の目標を達成しています。なお廃棄物管理に関する法令遵守については電子マニフェストによる管理を推進し、継続して100%近い遵守状態を維持しています。2018年度以降は、固形廃棄物量の換算生産量あたりの原単位を、2022年度までの5年間で、2017年度対比5%削減 (2017年度) することを目指しています。削減目標を達成できるよう、今後も生産変動に追従した資源の適正使用と廃棄物の削減を推進します (グラフ「固形廃棄物量の推移」参照)。

*当社のゼロエミッションは、「生産工程から発生する固形廃棄物の直接埋め立てゼロ」と定義しています。

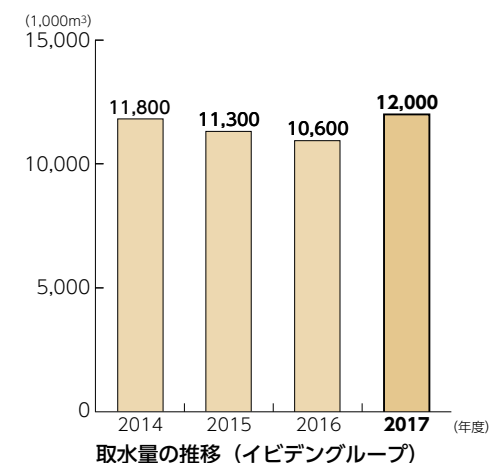
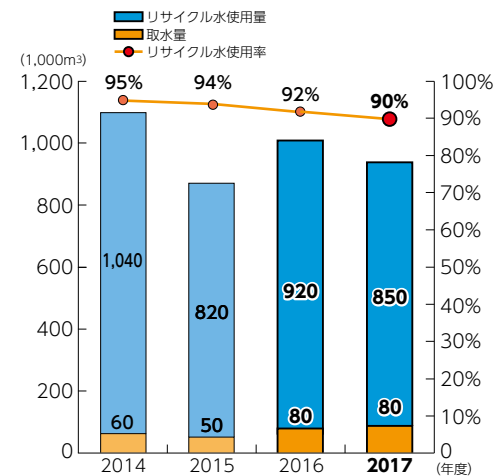


水資源の有効利用 (節水の取り組み)

電子関連製品の製造過程では、洗浄などで大量の水を消費します。国内生産拠点が集まる岐阜県大垣市は揖斐川水系などの恩恵を受け地下水が豊富ですが、グローバルな観点では、水資源へのアクセスは深刻な問題です。当社グループは、3Rの考え方を基本にグループの環境技術、生産技術一体で活動を実施することで、使用している工業用水の量を削減しています。また、排水・廃液の適切な管理と水資源の3R活動を確実に進めるため、毎月関係部門が議論し、進捗の確認と報告を行っています。

世界資源研究所 (WRI) が発表するデータなどを参照し、社内で水資源のリスク評価を行っており、水資源リスクの高いグループ会社として揖斐電電子北京・イビデンメキシコを特定しています。特に水資源利用の大きい揖斐電電子北京では、2012年から工業団地内のリサイクル水の利用を拡大しており、水のリサイクル率は90%を継続的に超えています (グラフ「取水量とリサイクル水使用量の推移 (揖斐電電子北京)」参照)。

また、当社グループでは生産量あたりの取水量を削減する取り組みを行っており、2013年度から2017年度の期間で、グローバルで年間2%の改善を目標として活動を進めました。水使用の多い工程の見直しを進め、取水量の多い事業場で取水量が減少したことで、2017年度の実績は2012年度を100とした割合で、72 (目標90) と目標を達成しています。今後も全工場で節水やリサイクル活動に取水量原単位の削減に継続的に取り組みます (グラフ「取水量の推移」参照)。



化学物質の適切な管理

製品含有物質および製造プロセスでの化学物質規制への対応

製造工程では様々な化学物質を使用します。これらは環境汚染、人体への影響を及ぼす可能性があり、化学物質の管理はリスク要因です。また各国の化学物質に関する規制は厳格さを増しており、遵法の観点からも、当社グループにとって重要な課題の一つです。当社はこうした化学物質の持つリスクを未然に防ぐため全廃、削減する対象の化学物質を定めて、適切な管理に取り組んでいます。社内の組織として、化学物質管理委員会を運営し、欧州でのREACH規制をはじめとする化学物質に関する社会の要請をすばやく捉え、適切に対応する体制を構築しています。また、海外生産拠点においても、化学物質管理体制の運用を開始しています。日本国内では、2016年度から義務化された化学物質に関するリスクアセスメントについて、法令の施行に先んじて実施し、リスク課題への対応を進めています。また業界団体一般社団法人日本電子回路工業会の理事として環境安全委員会に参加し、業界団体における化学物質規制等の問題について情報共有と対応を協議しています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の保管管理

当社日本国内グループでは、国の基本計画に基づき、PCB使用機器および廃棄物を、期限を前倒して完了するように計画的に対応を行っています。PCB使用機器について更新計画に沿って順次機器更新を行い、PCB廃棄物に該当する機器について法令等に基づき適正に保管・管理し適時処理施設への運搬を行い、確実な処理を促進します。2017年度は低濃度PCB廃棄物に該当する機器27基について、処理を行いました。

サプライチェーンでの取り組み

化学物質管理をはじめとする環境の取り組みなどのCSRの推進にはサプライチェーン全体の連携が不可欠です。当社は、取引先に対しグリーン調達ガイドラインを発行し、取引先の環境管理、化学物質管理に関する取り組み状況と管理体制の確認と、環境に大きな負荷を与えるおそれのある化学物質の含有状況などを調査しています。調査対象物質として既に規制されている物質以外にも、今後対象になる物質についても含有調査を行い、取引先とともにより迅速に各国の環境法規制に対応できる体制を整備しています。また、各グループ会社でも独自に調査を行えるようにガイドラインや管理体制の整備を行っており、独自に含有物質調査を実施し状況を把握しています。調査対象は、購買システムと連動させることで漏れがないように選定し、管理すべき物質について、継続して情報把握を進めています。当社が収集した化学物質含有情報は、ITシステムで管理し、問合せに迅速に対応できるようしくみを構築しています。

その他、重要な取引先に対しては、計画的なオンサイト監査を実施し、実態や運用状況の確認を行い、調査や監査の結果から、管理体制において改善が必要な点について、計画的に改善活動を推進しています（P17「サプライチェーンでのCSRマネジメント」参照）。



グリーン調達ガイドライン(第6版)

PRTR*法対象物質の排出量および移動量

国内法に関しては、PRTR法、化審法に対応できるよう、社内化学物質管理の体制を強化し、抜け落ち・漏れがないような管理のしくみを構築しています。* PRTR：Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）

■ 報告義務のある化学物質は18物質 ■ 特定第1種化学物質：2種 ■ 第1種化学物質：16種 ■ 排出量及び移動量の合計 約 411 t/年

制令番号	対象物質名	排出量				移動量		排出量及び移動量の合計 (kg/年)
		大気への排出 (kg/年)	公共用水域への排出 (kg/年)	事業所内の土壌への排出 (kg/年)	事業所内で埋立処分 (kg/年)	下水道への移動 (kg/年)	事業所外への移動 (kg/年)	
20	2-アミノエタノール	2,296	0	0	0	0	218,601	220,897
59	エチレンジアミン	0	0	0	0	0	0	0
71	塩化第二鉄	0	0	0	0	0	0	0
76	イブシロン-カプロラクタム	0	0	0	0	0	103	103
80	キシレン	14	0	0	0	0	0	14
232	N,N ジメチルホルムアミド	0	0	0	0	0	7	7
237	水銀及びその化合物	0	0	0	0	0	31	31
272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	0	742	0	0	49	56,429	57,220
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	17	0	0	0	0	0	17
308	ニッケル	0	0	0	0	0	0	0
309	ニッケル化合物	0	0	0	0	0	4,995	4,995
349	フェノール	30	0	0	0	0	0	30
368	4-ターシャリーブチルフェノール	0	0	0	0	0	23	23
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	0	0	0	0	0	0	0
405	ほう素化合物	0	0	0	0	0	2,887	2,887
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニル	0	0	0	0	0	0	0
411	ホルムアルデヒド	1,452	0	0	0	0	111,275	112,727
412	マンガン及びその化合物	0	0	0	0	0	12,040	12,040

【調査対象】当社及び当社環境マネジメントシステム内のグループ会社

【調査対象期間】2017年4月～2018年3月

生物多様性への姿勢

水の恵みからスタートした、当社グループの事業活動は、水資源の安定的な供給など生物多様性からの恵みを受けているとともに、事業活動を行うにあたって影響を与えています。気候変動による地球温暖化防止と同じく、生物多様性の保全は取り組むべき重要な課題の一つです。

社会の持続的な発展に貢献するために、「地球環境との共存」の価値観のもと、社会と連携をとりながらグローバル企業として責任ある行動をします。

生物多様性の保全とその持続可能な利用のための具体的な取り組み

当社グループのルーツである揖斐川上流域を中心に、安定した水源を支える森林保全活動の実践と、地域社会と連携した社会貢献活動を通じて、地域社会の生物多様性の保全とその持続可能な利用に貢献します。

森林保全活動地域

2008年8月にイビデンは、岐阜県、揖斐川町およびNPO法人揖斐自然環境レンジャーと「生きた森林づくり協定」を締結しました。協定に基づき、東横山地内「イビデンの森 東横山」、鶴見地内「イビデンの森 ふじはし」において、10ヵ年にわたり植樹や間伐、除伐を行い、将来も持続可能な森林の再生活動を支援しました。さらに、活動を継続すべく2018年3月に岐阜県、揖斐川町とイビデンの森の活動10年延長の協定を締結しています。

<森林保全活動対象地域（2008年度～2017年度）>



→活動内容は50ページからの「社会貢献」を参照ください。

製品、事業での環境貢献

製品のライフサイクルアセスメント

当社は、製品の開発初期段階から、安全／環境法規制、省エネ、省資源に配慮した設計活動を進めています。製品開発・設計の審査を行うデザインレビューにおいて、製品、プロセスの安全性、使用材料の環境規制／安全性、生産プロセスの省エネ配慮など環境配慮設計ガイドラインを審査項目に加えて、当社が開発・生産する製品が環境に適合しているかどうかを確認するしくみを構築しています。環境配慮設計ガイドラインを運用することで、技術開発段階で新規資材の化学物質の情報調査を行い、環境配慮設計レビューを製品のデザインレビューと連動することで定常的な活動として推進しています。また、材料検討時に収集・抽出された化学物質情報は、遵法面から規制に該当する化学物質については、代替物質の検討を行っています。

自動車排気系部品

ディーゼル車の排ガスに含まれる黒煙を99%以上捕集することができる※炭化ケイ素製DPFは、その性能や信頼性の高さから業界のスタンダード品に成長しました。また、触媒担体保持・シール材においても、市場トレンドにマッチした製品の供給で市場での高い評価とシェアを誇っています。これからも次世代に向けた高性能製品の開発や環境負荷低減に取り組んでいきます。※社内測定結果より



SiC-DPF (ディーゼル車黒煙除去フィルター)



触媒担体保持・シール材



自動車用途NOx浄化用触媒担体

再生可能エネルギーの推進事業

当社グループのイビデンエンジニアリングでは、当社創業以来の水力発電メンテナンスやコージェネレーションシステム運用の技術を活かし、エネルギーソリューション分野の事業を行っています。設計提案・施工・メンテナンスまでを一貫して行う体制を確立し、水力発電設備および変電設備から、太陽光発電システム、小水力発電等などの各種発電事業において数多くの実績を残しています。

環境問題の深刻化に伴い、再生可能エネルギーの供給が求められる中、自社開発のフロートを使用した日本最大級の水上フロート式太陽光発電所を建設し、発電を開始しました（認定出力1.99MW、年間予想発電量約2,400MWh）。太陽光発電は通常外気温が上がる夏には発電出力が下がりますが、水上フロート式は冷却効果が期待でき、野立型の発電設備に比べ、5%程度の発電量の増加が期待できます。今後もイビデングループ内にとどまらず、エネルギー問題の解決に向けた事業を推進していきます。



水上フロート式太陽光発電
(衣浦事業場 貯木場跡地)

防災と環境保護を両立する事業

山地の多い日本では、開発に伴う土木工事や災害による斜面の崩壊などが多く、必然的に多くののり面（人工斜面）が形成され、その保護がなされています。のり面保護工は、日本特有の気象や地質などの悪条件から斜面の安定を守り、土砂災害から人命を守るため、種々の工法・技術が試行され、改善され、時代と共に変遷してきました。かつての主流は防災機能に重点をおいたコンクリート主体の工法でしたが、現在では防災機能に加え、環境への配慮を取り入れた緑化工法が求められています。当社グループのイビデングリーンテックは、時代のニーズにあった技術を創出し、社会に貢献してきました。これからも「全面緑化」を可能にする新しい工法など、「防災」と「環境保全」を両立した新しい法面技術を提供し続け、人々が安心して生活できる環境を創造していきます。



GTフレーム工法®によるのり面

環境会計

1. 環境経営を支える会計

当社グループでは、環境経営の推進にあたり、環境負荷低減のために費やした経営資源とその効果を把握するため、投資額やその費用を定量的に把握して集計・分析を行い、投資効果や費用対効果を経営の意思決定に反映させる「環境会計」に取り組んでいます。

2. 集計対象範囲

会計対象期間	2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）
会計対象範囲	イビデン株式会社および国内主要生産グループ会社 （イビデンエンジニアリング・イビデングラファイト・イビケン（建装部門）・イビデン樹脂・イビデン物産）
集計方法	環境省発行の2005年版環境会計ガイドラインの基準に準拠し算出

3. 主な環境保全コスト

2017年度の投資額は2016年度に比べ約7億円、130%減少しました。

主な理由は、河間事業場のコージェネレーション施設の新設と技術開発部門の新規開発投資によるものです。

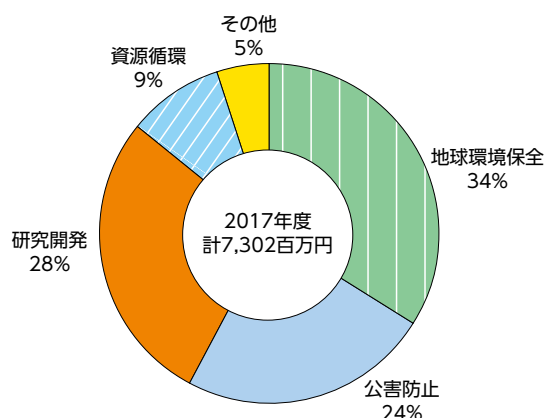
2017年度の費用額は大きな増減が無く、2016年度とほぼ同等の金額でした。

（単位：百万円／年）

分 類		投資額 注1)			費用額 注1)		
		2016年度	2017年度	前年比	2016年度	2017年度	前年比
事業エリア内コスト （事業場エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト）	①公害防止コスト	21	20	-7%	1,835	1,772	-3%
	②地球環境保全コスト	56	283	408%	2,727	2,465	-10%
	③資源循環コスト	5	4	-18%	638	672	5%
④上・下流コスト		0	0	—	50	99	99%
⑤管理活動コスト		84	94	12%	203	201	-1%
⑥研究開発コスト		357	805	125%	1,754	2,074	18%
⑦社会貢献コスト		0	0	—	20	19	-8%
⑧環境損傷対応コスト		0	0	—	0	0	—
総合計（百万円／年）		523	1,206	130%	7,226	7,302	1%

注1）投資額、費用額は全額を環境保全コストと判断できない場合は、差額集計あるいは按分集計を行っています。

4. 環境保全コストの構成比



- ・ 研究開発コストには次世代DPF等環境配慮型製品の研究開発等環境負荷抑制を目的とした研究開発費用を含みます。
- ・ 地球環境保全コストには当社の特徴である「水力発電およびコージェネ設備の維持管理費用」を含みます。
- ・ なお、水力発電関連費用および環境配慮型製品の研究開発費用に関しては、環境を主目的としたものであり適当な按分基準がないため全額集計しています。

5. 環境保全対策に伴う経済効果・実質的効果 注2)

2017年度の省エネルギーに伴う経済効果は2016年度に比べ約5億円、20%増加しました。主な理由は、例年に比べ河川水量が多かったことにより、水力発電効果額が増加したためです。

2017年度の資源循環に伴う経済効果は2016年度に比べ約2億円、18%増加しました。主な理由は、電子製造部門の生産量増加により、貴金属含有廃液等の有価物の売却益が増加したためです。

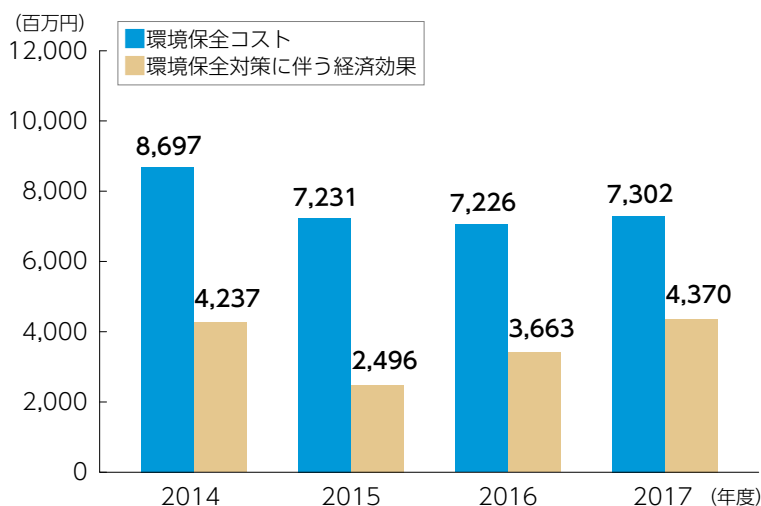
結果、実質効果全体で2016年度に比べ約7億円、19%増加しました。

(単位：百万円／年)

効果の内容		金額		前年比
		2016年度	2017年度	
実質効果	1.省エネルギーにともなう経済効果 ・ 水力有効発電、発電効率改善、空運転ロス低減、生産性向上、空調改善、蒸気エネルギーの改善、エネルギー転換、保守管理の徹底等による効果	2,515	3,018	20%
	2.資源循環にともなう経済効果 (1)廃棄物の低減 ・ 廃液処理費用・歩留まり改善・ロス改善による廃棄物削減による効果 (2)廃棄物のリサイクル ・ 有効利用による効果 ・ 貴金属付基板、貴金属含有廃液、含銅汚泥、廃プラ類の売却などによる効果	1,148	1,352	18%
	合 計	3,663	4,370	19%

注2) 環境保全対策に伴う経済効果には推定計算を含むみなし効果は含めていません。

6. 環境保全コスト・経済効果額の推移



イビデングループのインプットアウトプット（物質収支）

イビデングループは、さまざまな原材料を調達し、生産活動では、水、エネルギーなどの多くの地球資源を用いています。地球環境に優しい製品をお客さまに提供するために、グローバルで事業活動における環境負荷を把握し、中長期目標を設定し、環境負荷の低減に取り組みながら、付加価値の高い製品の提供を続けていきます。

エネルギー			
分類		単体 *1	グループ *2
	電力 (MWh) *3	373,193	1,181,770
	再生可能エネルギー	774	774
	天然ガス (1,000m³)	34,353	51,824
	LPG (t)	1,480	1,832
	灯油 (1,000ℓ)	298	298
	軽油 (1,000ℓ)	141	1,823
	重油 (1,000ℓ)	0	1,753

水資源			
分類		単体 *1	グループ *4
	地下水 (1,000m³)	5,405	7,359
	上水道 (1,000m³)	19	4,602

原材料			
分類		単体 *1	グループ *2
	金属類 (t)	1,234	6,553
	プラスチック樹脂類 (t)	5,392	10,272
	ガラス類 (t)	0	20
	セラミック原材料 (t)	13,991	52,603
	木材類 (t)	290	494
	紙類 (t)	4,233	4,966
	農産物類 (t)	0	22,289
	化学物質 (t)	73,093	131,351

*1 単体：日本国内の7事業場

*2 グループ：単体と国内グループ会社（5社）および海外グループ会社（10社）

*3 上記以外に、火力による自家発電（85,200MWh（単体））の利用があります。

*4 グループの地下水には、河川（58,000m³）を含みます。

グループの上水道には、工業団地リサイクル水（851,000m³）を含みます。

INPUT

IBIDEN

イビデングループ



OUTPUT

大気			
分類		単体 *1	グループ *2
	CO ₂ (1,000 t) スコープ1 *4	83	134
	スコープ2 *4	179	684
	スコープ3 *4,5	115	115
NOx排出量 (1,000 t)		0.06	0.10
SOx排出量 (1,000 t)		0.000	0.005

水域			
分類		単体 *1	グループ *2
	下水放流 (1,000m³)	514	2,799
	河川放流 (1,000m³)	3,097	5,876
	COD汚濁負荷量 (t)	10	68
	窒素汚濁負荷量 (t)	7	7
	リン汚濁負荷量 (t)	0.2	0.2
	外部委託廃液 (1,000 t)	14	72

廃棄物			
分類		単体 *1	グループ *2
	マテリアルリサイクル量 (t)	11,626	31,279
	サーマルリサイクル量 (t)	542	3,967
	リユース量 (t)	602	2,125
	中間処分後埋立量 (t) *3	1,816	4,790
	直接埋立量 (t)	0	1,997
	廃棄物量合計 (t)	14,585	44,158

*1 単体：日本国内の7事業場

*2 グループ：単体と国内グループ会社（5社）および海外グループ会社（10社）

*3 最終埋立量ではない。最終処分が埋立となる廃棄物の排出量

（焼却などの減容処理前の重量）。最終埋立低減の指標としています。

*4 スコープ1,2,3について

スコープ1	CO ₂ の直接的効果ガスの排出	事業場内での燃料使用による排出及びCO ₂ 以外の温室効果ガスの排出
スコープ2	CO ₂ の間接的な排出	購入電力の発電時の排出
スコープ3	その他間接排出	スコープ1, 2に含まれないサプライチェーンを通じて排出されるCO ₂

*5 スコープ3 カテゴリーごとの排出

カテゴリー	排出量 (t-CO ₂)	算定の概要
3 スコープ1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	71,040	イビデングループで使用した燃料やエネルギーの調達に伴う排出
4 輸送・配送（上流）	27,330	イビデン単体が物流事業を担当するグループ会社へ委託した輸送に伴う排出
5 事業から出る廃棄物	12,400	イビデン単体の事業場が排出する廃棄物の処理に伴う排出
6 出張	920	イビデン単体の従業員の国内出張時の回数券利用による旅客鉄道に伴う排出、および海外出張時の延べ人数が多いルートでの旅客航空に伴う排出
7 通勤	3,020	イビデングループの日本国内事業場の従業員の通勤に伴う排出

事業場別環境測定実績データ

大垣事業場

< No1 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.3	8.1

< No2 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.3	7.9
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	5	6.6	10.0
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	5.0	7.3
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	6	12
銅含有量	mg / L	3	2	1	0.29	0.49
鉛およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.03	0.01	0.01
シアン化合物	mg / L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	2.5	3.9
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.06	0.10
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.14	0.23
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100	100	100	1.2	2.6

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.15 1号	g / m³N	0.3	0.27	0.27	0.002	0.002
	No.16 1号	g / m³N	0.3	0.27	0.27	0.002	0.002
	No.17 1号	g / m³N	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003
	No.18 1号	g / m³N	0.3	0.27	0.27	0.004	0.004
	No.19 1号	g / m³N	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003
	No.20 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.003	0.003
	No.21 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.22 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.23 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.24 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.25 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.26 1号	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	ガスタービン1号	g / m³N	0.05	0.05	0.05	0.01 未満	0.01 未満
	ガスタービン2号	g / m³N	0.05	0.05	0.05	0.01 未満	0.01 未満
NOx 窒素酸化物	No.15 1号	ppm	260	260	260	89	89
	No.16 1号	ppm	260	260	260	95	95
	No.17 1号	ppm	260	260	260	86	86
	No.18 1号	ppm	260	260	260	88	88
	No.19 1号	ppm	260	260	260	98	98
	No.20 1号	ppm	150	150	150	91	91
	No.21 1号	ppm	150	150	150	47	47
	No.22 1号	ppm	150	150	150	51	51
	No.23 1号	ppm	150	150	150	47	47
	No.24 1号	ppm	150	150	150	48	48
	No.25 1号	ppm	150	150	150	49	49
	No.26 1号	ppm	150	150	150	45	45

< 騒音測定 >

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	52	55
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	49
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	50
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	57	59
北 (夜)	dB	60	60	60	52	55
東 (夜)	dB	60	60	60	45	49
南 (夜)	dB	60	60	60	46	47
西 (夜)	dB	60	60	60	55	59

青柳事業場

< No5 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.1	7.4
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	5	1.9	5.3
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	1.0	3.0
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	6	18
銅含有量	mg / L	3	2	1	0.29	0.54
鉛およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ほう素およびその化合物	mg / L	8	8	5	0.1 未満	0.10
シアン化合物	mg / L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ニッケル	mg / L	—	—	—	0.02	0.04
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	1.7	2.9
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.08	0.16
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.1	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100	100	100	1.3	2.0
セレンおよびその化合物	mg / L	0.1	0.1	—	0.01 未満	0.01

< No6 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.8	7.9
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	10	0.6	1.2
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	0.7	1.4
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	1.3	4
シアン化合物	mg / L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
フェノール類含有量	mg / L	5	0.4	0.4	0.18	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	0.8	1.1
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.06	0.10

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.2 ボイラー	g / m³N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.1 ガスタービン	g / m³N	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満
	No.2 ガスタービン	g / m³N	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満
	No.2 ボイラー	ppm	150	150	150	87	87
NOx	No.1 ガスタービン	ppm	70	70	70	21	22
	No.2 ガスタービン	ppm	70	70	70	17	24

< 騒音測定 >

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	52	53
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	50	52
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	49	55
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	49
東 (夜)	dB	60	60	60	51	53
南 (夜)	dB	60	60	60	49	51
西 (夜)	dB	60	60	60	48	52
北 (夜)	dB	60	60	60	44	47

河間事業場

< No1 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.4	7.7
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	5	1.6	4.3
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	1.1	2.9
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	4.2	16
銅含有量	mg / L	3	2	1	0.19	0.93
鉛およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ふっ素およびその化合物	mg / L	8	8	8	0.1 未満	0.1 未満
シアン化合物	mg / L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	2.3	3.5
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.05 未満	0.05 未満
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.11	0.19
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100	100	100	1.9	4.8
セレンおよびその化合物	mg / L	0.1	0.1	—	0.01 未満	0.01 未満

< No2 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.0	7.9	8
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	5	0.4	1.3
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	0.7	1.4
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	1	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	0.94	1.10
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.05	0.08

< 大気測定 >

測定項目	設備名燃料	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.13 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.14 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.15 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.16 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.17 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.18 ばいじんガス	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
NOx 窒素酸化物	No.13 ばいじんガス	ppm	150	150	150	24	24
	No.14 ばいじんガス	ppm	150	150	150	36	36
	No.15 ばいじんガス	ppm	150	150	150	29	29
	No.16 ばいじんガス	ppm	150	150	150	26	26
	No.17 ばいじんガス	ppm	150	150	150	36	36
	No.18 ばいじんガス	ppm	150	150	150	42	42

< 騒音測定 >

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	51
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	48	51
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	55	57
東 (夜)	dB	60	60	60	44	47
南 (夜)	dB	60	60	60	47	50
西 (夜)	dB	60	60	60	55	57

大垣中央事業場

< 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	6.8	7.0
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	15	5	7.3	12
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	4.7	8.0
SS (浮遊物質質量)	mg / L	200	30	30	2.9	13
銅含有量	mg / L	3	2	1	0.31	0.79
鉛およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
シアン化合物	mg / L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	60	3.0	4.8
リン含有量	mg / L	16	8	8	0.05 未満	0.05 未満
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.12	0.19
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100	100	100	1.8	3.0

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	B-1-1 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-2 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-3 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-4 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-5 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-6 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001	0.001
	B-1-7 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-8 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-9 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-10 ボイラー	g / m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
NOx	B-1-1 ボイラー	ppm	150	150	150	36	36
	B-1-2 ボイラー	ppm	150	150	150	36	36
	B-1-3 ボイラー	ppm	150	150	150	33	33
	B-1-4 ボイラー	ppm	150	150	150	33	33
	B-1-5 ボイラー	ppm	150	150	150	36	36
	B-1-6 ボイラー	ppm	150	150	150	35	35
	B-1-7 ボイラー	ppm	150	150	150	39	39
	B-1-8 ボイラー	ppm	150	150	150	34	34
	B-1-9 ボイラー	ppm	150	150	150	34	34
	B-1-10 ボイラー	ppm	150	150	150	32	32

< 騒音測定 >

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
北 (朝・夕)	dB	50	50	50	44	47
東-1 (朝・夕)	dB	50	50	50	44	46
東-2 (朝・夕)	dB	60	60	50	43	48
南 (朝・夕)	dB	60	60	60	39	44
西 (朝・夕)	dB	50	50	50	39	43
北 (夜)	dB	45	45	45	42	45
東-1 (夜)	dB	45	45	45	43	44
東-2 (夜)	dB	50	50	50	42	47
南 (夜)	dB	50	50	50	38	44
西 (夜)	dB	45	45	45	38	43

大垣北事業場

<総合排水 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.3	7.5	7.8
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	30	20	2.2	8.4
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	総量規制	総量規制	6.9	15
SS (浮遊物質)	mg / L	200	30	25	2.7	12
銅含有量	mg / L	3	2	1	0.01	0.02
ふっ素およびその化合物	mg / L	8	8	8	0.1 未満	0.1 未満
フェノール類含有量	mg / L	5	0.4	0.4	0.1 未満	0.1 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	5	5	4	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg / L	120	60	50	11.4	21.0
リン含有量	mg / L	16	8	7	1.4	2.9
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.1 未満	0.1 未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100	100	100	7.3	15.0

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
硫化水素	真空焼成炉	ppm	0.02	0.02	0.02	0.0005 未満	0.0005 未満

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
北 (朝、夕)	dB	60	60	60	45	57
東 (朝、夕)	dB	60	60	60	47	56
南 (朝、夕)	dB	60	60	60	45	53
D 棟西角 (朝、夕)	dB	60	60	60	46	58
西門 (朝、夕)	dB	60	60	60	46	49
墓前 (朝、夕)	dB	60	60	60	47	58
墓西 (朝、夕)	dB	50	50	50	43	48
北 (夜)	dB	50	50	50	44	49
東 (夜)	dB	50	50	50	45	49
南 (夜)	dB	50	50	50	44	49
D 棟西角 (夜)	dB	50	50	50	43	49
西門 (夜)	dB	50	50	50	45	47
墓前 (夜)	dB	50	50	50	45	49
墓西 (夜)	dB	45	45	45	42	44

神戸事業場

<西棟排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	7.5	8.2

<東棟排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	7.5	7.9

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	42	51
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	42	48
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	42	50
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	43	52
東 (夜)	dB	60	60	60	38	48
西 (夜)	dB	60	60	60	41	48
南 (夜)	dB	60	60	60	39	46
北 (夜)	dB	60	60	60	41	51

衣浦事業場

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6		6.0～8.4	7.3	7.5
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160		20	8.7	14
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160		30	15	21
SS (浮遊物質)	mg / L	200		20	10	17
銅含有量	mg / L	3		0.2	0.01	0.01
ふっ素およびその化合物	mg / L	8		3.0	0.17	0.17
フェノール類含有量	mg / L	5		0.2	0.1	0.1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	5		1	1	1
窒素含有量	mg / L	120		30	25	25
リン含有量	mg / L	16		3	1.2	1.2
溶解性マンガン	mg / L	10		3	0.01	0.01
亜鉛含有量	mg / L	2		1	0.02	0.02
溶解性鉄	mg / L	10		3	0.44	0.44
クロム含有量	mg / L	2		1	0.02	0.02
大腸菌群数	個 cm ³	3,000		1,000		9,100
ほう素およびその化合物	mg / L	10		3	0.1	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg / L	100		50	7.1	7.1

* 対策は完了しています。

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	貫流ボイラーNO1	g / m ³ N	0.3		0.3	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO3	g / m ³ N	0.3		0.3	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO4_ガス	g / m ³ N	0.1		0.1	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO5_ガス	g / m ³ N	0.1		0.1	0.001	0.001
NOx	貫流ボイラーNO1	ppm	260		100	49	60
	貫流ボイラーNO3	ppm	260		100	65	73
	貫流ボイラーNO4_ガス	ppm	150		100	14	14
	貫流ボイラーNO5_ガス	ppm	150		100	12	12
SOx	貫流ボイラーNO1	m ³ N / h	0.13		0.13	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO3	m ³ N / h	0.13		0.13	0.001	0.001

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (昼)	dB	65		65	57	61

イビデンエンジニアリング(株)

<排水処理設備 下水放流水>

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.0～9.0	5.0～9.0	5.0～9.0	7.1	7.2
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	600	600	600	3.9	14
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	—	—	—	3.0	5.7
SS (浮遊物質)	mg / L	600	600	600	7.2	19
銅およびその化合物	mg / L	3	3	3	0.02	0.05
鉛およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.1	0.01	0.04
クロム含有量	mg / L	2	2	2	0.02 未満	0.02 未満
六価クロム化合物	mg / L	0.5	0.5	0.5	0.02 未満	0.02 未満
ふっ素およびその化合物	mg / L	8	8	8	0.33	1.50
シアン化合物	mg / L	1	1	1	0.01 未満	0.01 未満
1・1・1-トリクロロエタン	mg / L	3	3	3	0.0005 未満	0.0005 未満
1・1・2-トリクロロエタン	mg / L	0.06	0.06	0.06	0.0006 未満	0.0006 未満
1・3-ジクロロプロペン	mg / L	0.02	0.02	0.02	0.0002 未満	0.0002 未満
1・2-ジクロロエタン	mg / L	0.04	0.04	0.04	0.0004 未満	0.0004 未満
1・1-ジクロロエチレン	mg / L	1	1	1	0.002 未満	0.002 未満
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg / L	0.4	0.4	0.4	0.004 未満	0.004 未満
トリクロロエチレン	mg / L	0.3	0.3	0.3	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg / L	0.1	0.1	0.1	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン	mg / L	0.2	0.2	0.2	0.002 未満	0.002 未満
四塩化炭素	mg / L	0.02	0.02	0.02	0.0025	0.0064
カドミウムおよびその化合物	mg / L	0.03	0.03	0.03	0.002 未満	0.002 未満
フェノール類	mg / L	5	5	5	0.10 未満	0.10 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	5	5	5	1 未満	1 未満
砒素およびその化合物	mg / L	0.1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物	mg / L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機燐化合物	mg / L	1	1	1	0.01 未満	0.01 未満
ポリ塩化ビフェニル	mg / L	0.003	0.003	0.003	0.0005 未満	0.0005 未満
亜鉛およびその化合物	mg / L	2	2	2	0.04	0.08
マンガンおよびその化合物 (溶解性)	mg / L	10	10	10	0.07	0.17
ベンゼン	mg / L	0.1	0.1	0.1	0.001 未満	0.001 未満
ほう素およびその化合物	mg / L	10	10	10	0.10 未満	0.10 未満
1,4-ジオキサン	mg / L	0.5	0.5	0.5	0.05 未満	0.05 未満

イビデン物産(株)

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	県の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8～8.6	5.8～8.6	6.1～8.3	7.4	7.7
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	160	100	80	2.8	8.4
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	160	160	128	7.8	21
SS (浮遊物質)	mg / L	200	90	72	4.0	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	10	10	8	1 未満	1
窒素含有量	mg / L	120	120	96	4.9	19
リン含有量	mg / L	16	16	12.8	0.1	0.3

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	県の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.1 ボイラー	g / m³N	0.3	0.3	0.24	0.014	0.014
NOx	No.1 ボイラー	ppm	180	180	114	73	73

揖斐電電子（北京）有限公司

<排水口 BDA 放流水>

測定項目	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		6.5～9	6.8～8.4	7.25	7.62
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg / L	300	150	25.61	55.0
COD (化学的酸素要求量)	mg / L	500	250	97.98	254.00
SS (浮遊物質)	mg / L	400	200	24.50	72.00
銅含有量	mg / L	1	0.5	0.27	0.64
シアン化合物	mg / L	0.5	0.25	0.01	0.02
ニッケル	mg / L	0.4	0.2	0.06	0.23
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg / L	10	5	0.06	0.13
動物植物油	mg / L	100	25	0.73	1.51

<大気測定>

測定項目	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値
スクラパー 排ガス	H₂SO₄	5	4.5	0.59	1.99
	HCl	30	25	1.31	3.39
	HCN	0.5	0.45	0.11	0.18
脱臭塔	アンモニア	30	25	0.84	1.01
	硫化水素	5	4.5	0.10	0.16
一般排風口	粉塵	20	18	2.06	7.20
	トルエン	12	10	0.16	0.44
	NMHC (メタン炭化水素)	20	18	2.63	15.10

<騒音測定>

測定場所	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値
敷地境界 (昼)	dB (A)	65	64.5	55.0	57.8
敷地境界 (夜)	dB (A)	55	54.5	49.0	53.00

イビデンエレクトロニクスマレーシア(株)

<排水口 放流水>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)	pH	5.5 - 9.0	6.2-8.3	6.6	7.0
Biochemical Oxygen Demand, BOD	mg / L	50	50	7	17
Chemical Oxygen Demand, COD	mg / L	200	100	37	56
Total Suspended Solids, TSS	mg / L	100	100	29	50
Copper	Cu	1	0.5	0.16	0.50
Lead	Pb	0.5	0.5	0.01	0.05
Chromium (Hexavalent)	Cr ⁶⁺	0.05	0.05	0.01	0.01
Cyanide	CN	0.1	0.1	0.01	0.01
Nickel	Ni	1	1	0.04	0.12
Color	色	ADMI	200	15	29
Oil & Grease	油分	10	10	5.0	5.0
Iron (Dissolved)	Fe	5	5	0.56	1.06
Manganese (Dissolved)	Mn	1	1	0.10	0.12
Formaldehyde	ホルムアルデヒド	2	2	0.05	0.10

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Daytime (7 am - 10 pm)	日中	dB	70	70	60.8
Nighttime (10 pm - 7 am)	夜間	dB	60	60	58.7

イビデン樹脂(株)

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.1 ボイラー	g / m³N	0.3	0.3	0.24	0.007	0.007
	No.3 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.005	0.005
	コージェネレーション		70	70	60	43	45
NOx	No.1 ボイラー	ppm	180	180	144	43	43
	No.3 ボイラー		180	180	144	54	58
SOx	No.1 ボイラー	m³N / h	7.07	7.07	5.65	0.03	0.03
	No.3 ボイラー		3.68	3.68	2.95	0.03	0.03

イビデンフィリピン(株)

<排水口 工業団地処理場への放流水>

測定項目	単位	工業団地基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)	pH	6.5 - 9.0	6.7-8.8	7.3	8.3
Biochemical Oxygen Demand, BOD	mg / L	500	400	172	327
Chemical Oxygen Demand, COD	mg / L	800	700	353	640
Total Suspended Solids, TSS	TSS	350	280	13	35
Copper	銅	1	0.8	0.14	0.38
Lead	Pb	0.3	0.24	0.10	0.16
Chromium (Hexavalent)	Cr ⁶⁺	0.1	0.08	0.02	0.07
Cyanide	CN	0.2	0.16	0.08	0.15
Nickel	Ni	0.5	0.4	0.13	0.28
Color	色	150	120	73	126
Oil & Grease	油分	5	4	1.6	3.5
Iron (Dissolved)	Fe	10	8	0.1	0.3
Manganese (Dissolved)	Mn	1	0.8	0.07	0.11
Formaldehyde	ホルムアルデヒド	1	0.8	0.17	0.44

<大気測定>

測定項目		単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Nitrogen Oxides (NOx)	NOx	mg / m ³	2,000	1,600	39	42.0
Sulfur Dioxide (SOx)	SOx	mg / m ³	1,500	1,200	4	5.0
Particulate Matter (PM)	PM	mg / m ³	150	120	7	7.0
Carbon Monoxide (CO)	CO	mg / m ³	500	400	16	17.0

<騒音測定>

測定場所		単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Morning (5am - 9am)	早朝	dB	65	56	55	57
Daytime (9am - 6 pm)	日中	dB	70	57	54	56
Evening (6 pm - 10 pm)	夕方	dB	65	55	54	54
Nighttime (10 pm - 5 am)	夜間	dB	60	56	52	52

イビデングラファイトコリア(株)

<大気測定>

測定項目	単位	国の規制	自主基準	平均値	最大値
NOx	ppm	200	200	1	8
SOx	ppm	400	400	14	231
PM	mg / m³	100	100	1	3

イビデンハンガリー(株)

<排水口 放流水>

測定項目	単位	国の基準	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
pH(水素イオン濃度)	-	6.5-10.0	6.5-10.0	6.5-10.0	8.5	8.8
Electrical conductivity	μS/cm	2,500	2,500	2,500	1,158	1,455
Volume of sediment	ml/L	-	-	-	5未満	5
Available chlorine	mg/L	30	30	30	0.2未満	0.2
Chemical Oxygen Demand	mg/L	1,000	1,000	1,000	246	298
Biochemical Oxygen Demand	mg/L	500	500	500	117	124
Total inorganic nitrogen	mg/L	120	120	120	18	29
Total nitrogen	mg/L	150	150	150	26	32
Ammonium	mg/L	100	100	100	18	29
Total phosphorus	mg/L	20	20	20	3.9	7.5
Sulphate	mg/L	400	400	400	21	25
Organic solvent extract (grav.)	mg/L	50	50	50	11	15
Phenols	mg/L	10	10	10	0.02	0.04
Fe	mg/L	20	20	20	0.8	0.9
Mn	mg/L	5	5	5	0.03	0.06
Sulphide	mg/L	1	1	1	0.01未満	0.02
Total dissolved solid	mg/L	2,500	2,500	2,500	826	1,108
Total solids	mg/L	2,500	2,500	2,500	520	676
Fluoride	mg/L	50	50	50	0.2	0.3
Total hydrocarbons (TPH, C5-C40)	μg/L	-	-	-	2,761	5,800
Tars	mg/L	5	5	5	2未満	2.0

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
Nighttime (22 pm - 6 am)	dB	40	40	40	35	40

イビデンポルツェランファブリックフラウエンタール(株)

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
pH(水素イオン濃度)	pH	6.5 - 8.5	6.5 - 8.5	7.3	7.6
Temperature	Temp. °C	30	30	19.4	1.1
Chemical Oxygen Demand	COD mg/L	80	80	39	44
Total Suspended Solids, TSS	TSS mg/L	70	70	7	10
Iron (Dissolved)	Fe mg/L	2	2	0.52	0.66
Aluminium	Al mg/L	2	2	0.22	0.31
Ammonium	NH ₃ mg/L	10	10	6.04	6.82
Fluoride	F mg/L	20	20	1.70	2.40

<大気測定>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Nitrogen Oxides (NOx)	mg/Nm ³	350	120	39	40
Particulate Matter (PM ₁₀)	mg/Nm ³	20	20	0.9	1.7
Carbon Monoxide (CO)	mg/Nm ³	100	100	1.2	1.2
Ammonia	mg/Nm ³	30	10	9.1	9.7

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Day time (6am - 10 pm)	日中	dB 55		51	54
Night time (10 pm - 6 am)	夜間	dB 45		42	45

* イビデン DPF フランス㈱の測定データは、後日ウェブサイト上で開示します。

イビデンメキシコ(株)

<排水分析>

測定項目	単位	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
pH(水素イオン濃度)	-	6.5 - 8.5	6.5 - 8.5	8.1	9 ¹
Temperature	°C	20 - 35	20 - 35	24.0	28.0
Biochemical Oxygen Demand,	mg/L	350	350	171	327
Chemical Oxygen Demand	mg/L	630	630	423	606
Total Suspended Solids	mg/L	350	100	21	37
Total Nitrogen, Kjeldahl	mg/L	80	30	7.0	13.1
Total Nitrogen	mg/L		30	7.1	13.0
Total phosphorous	mg/L	25	20	1.8	5.1
Oils and greases (Organic solvent extract)	mg/L		50	6	11
Settleable solids (10 min)	mg/L	3	3	0.8	4 ¹
Total arsenic	mg/L		0.2	0.02	0.02
Total cadmium	mg/L		0.2	0.02	0.02
Total cyanide	mg/L		2	0.03	0.03
Total copper	mg/L		4	0.02	0.02
Hexavalent chromium	mg/L		1	0.03	0.10
Total Mercury	mg/L		0.01	0.001	0.001
Total Niquel	mg/L		2	0.02	0.02
Total Lead	mg/L		0.5	0.02	0.02
Total Zinc	mg/L		10	0.1	0.2
Fecal coliforms	NMP/L	1.00E+07	1.00E+07	211	2,400
Electrical conductivity	mS/cm		1,500	761	825
Total dissolved solids (total salt 600°C)	mg/L		1,000	509	677
Flotating material	-		不検出	不検出	不検出
Sulfates	mg/L		35	12.5	34.9
Active substances to methylene blue	mg/L		2	0.50	1.7
Phenols	mg/L		0.01	0.01	0.03
Total phosphate	mg/L	5	5	5	15 ¹
Free chlorine	mg/L		1.5	0.1	0.2
Amoniacal nitrogen	mg/L		18	0.7	3.0
Total alkalinity	mg/L	250	250	184	223
Helmint Eggs	Eggs/L	0	0	0	0

*1：対策は完了しています。

<大気測定>

測定項目	単位	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
CO	ppm	500	500	183	324
NOx	ppm	375	375	8	118
Hg	ppm	0.025	0.025	0.0089	0.0089
Dust	mg/m ³	1,500	1,500	22	39
CO ₂ from electric consumption	ton	25,000			31,709 ²

*2：法規制要求に従い 25,000 トンを超える排出は、環境庁に報告しています。

<騒音測定>

測定場所	単位	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
North(Morning)	dB	68	68	48	50
South(Morning)	dB	68	68	52	54
East(Morning)	dB	68	68	56	56
East(Night)	dB	65	65	56	57
West(Morning)	dB	68	68	51	53

社会貢献

各国や各地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を通じて、国際社会から信頼される企業をめざします。

社会貢献の考え方と推進体制

基本方針と考え方

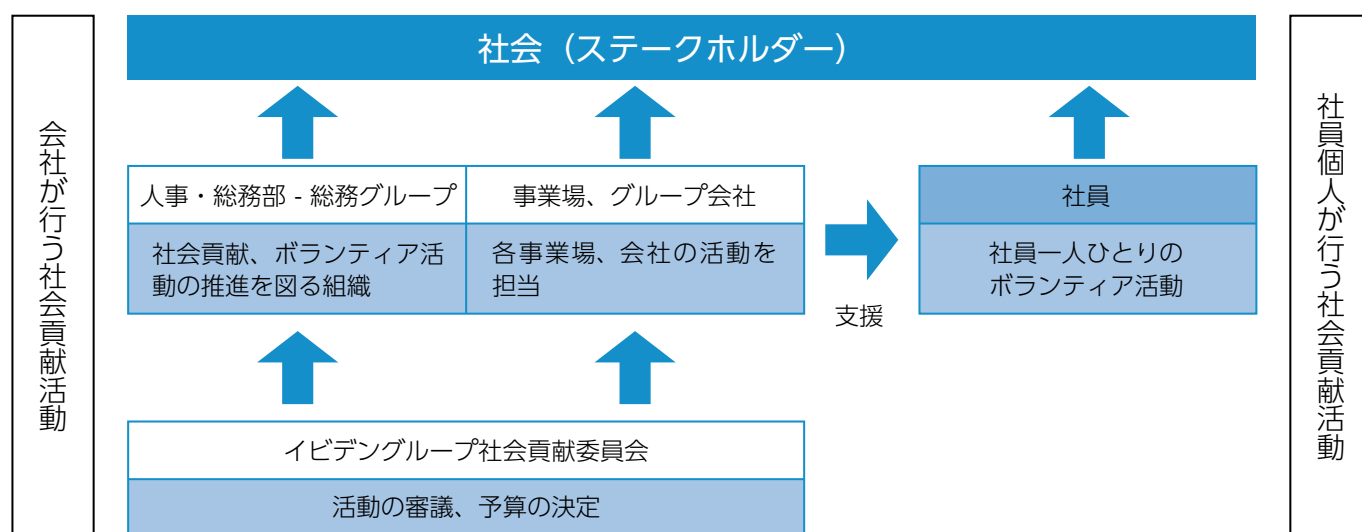
企業の強みを活かし生活環境整備、地域人材育成などの活動を行い、またはこれらの活動を行っている団体活動への参加、支援など各国や各地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を行うことで、国際社会から信頼される会社をめざします。

「地球環境保護活動」「青少年育成活動」「社会福祉・地域貢献活動」「災害支援活動」を重点分野とし、イビデングループの社会貢献活動を推進するとともに、社員が自主的、自発的に取り組む営利を目的としない社会貢献ボランティア活動を奨励しています。

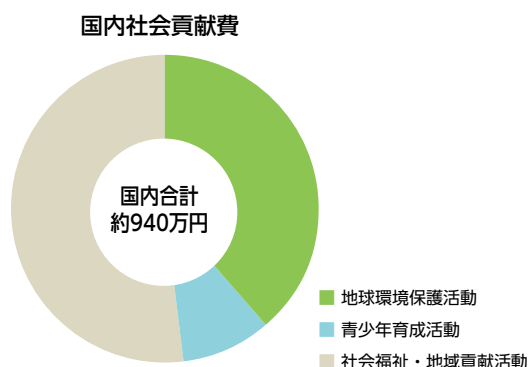
社会貢献活動の推進体制

人事・総務部内に社会貢献担当を設置し、方針、計画の立案と活動の企画運営を行っています。また、社会貢献規程を制定し、イビデングループが行う重点活動分野と、社会貢献活動を円滑に運営するための社会貢献委員会の設置、会社が行う社会貢献活動と社員が活動する社会貢献活動団体を助成するための社会貢献基金制度を設けています。ボランティア活動についての表彰、報奨に関する内容についても審議を行います。

社会貢献推進体制図



社会貢献活動の分野別支出（イビデン国内グループ）



*自主的な社会貢献活動・プログラムの費用を集計しています。

地球環境保護活動

地球環境との共存の価値観のもと、地球環境の保護につながる活動を展開しています。

地球環境保護活動の事例

【森林づくり活動「イビデンの森」】

2008年度より地球環境保護活動の一つとして、当社グループの起源である水力発電事業のゆかりの地、東横山を中心拠点とした森林づくり活動を進めています。10年間にわたり揖斐川町の約40haの地域で植樹や下草刈り、間伐/除伐などを行い、地域住民や社員、家族、OB・OGと共に将来に持続可能な地球環境との共存をめざす活動を展開しました。

また、自治体・地域の皆さま、NPOと連携して、自然観察会や郷土文化を活用した地域交流を行っています。2017年度までの10年間で40回の活動を実施して3,200名以上(スタッフ除く)が参加し、延べ1,300本以上の植栽、補植活動を行いました。

さらに、活動を継続すべく2018年3月に岐阜県、揖斐川町とイビデンの森の活動10年延長の協定を締結しました。

今後も参加者との輪を広げ、地域に愛される森林づくりの活動として展開していきます。



森林再生活動としてだけでなく、社員やその家族および地域住民による森林整備の体験活動の場として利用しています。



地域の皆さまと連携して、里山体験の活動を開催しています。

【地域の美化活動を展開】

当社国内グループでは1992年から各事業場周辺の美化活動を積極的に実施しており、海外グループ会社でも独自の活動を展開しています。また、当社グループの社員やOB・OGが主催し、行政と連携した地域清掃活動も積極的に参加しています。



河川清掃活動

青少年育成活動

将来を担う次世代を育成していくために、青少年育成活動を展開しています。

青少年育成活動の事例

【水から学ぶイビデンツアー】

当社では、創業以来稼働している水力発電所の見学とものづくり体験を通して、発電の仕組みや自然エネルギーの力を学ぶツアーを、NPOと協働で開催しています。2017年度は、一般公募の小学生30名が水の流れを利用して電気ができるしくみなどを学びました。また、夏休みの記念として、発電所を見学した資料をまとめた独自の新聞づくりを、本社の展示室を利用して行っています。



イビデンツアー風景

【ボランティア奨学金プログラム】

イビデンフィリピン株式会社では、2009年度より社員ボランティアから寄付を募り、高等学校と連携して奨学金プログラムによる貧困家庭の高校生に向けた年間を通じた教育支援活動を行っています。2017年度は、社員108名が178名の生徒を支援しています。また、この活動にイビデン株式会社での「ちょボラ活動」(P54参照)の収益金も充てています。



ボランティア奨学金プログラム

【養護施設への支援】

イビデングラフィットコリア株式会社では、韓国の慶尚北道浦項市にある養護施設の学生のために、定期的な掃除や物品寄付、奨学金支援などサポートしております。



奨学金支援



施設清掃

社会福祉・地域貢献活動

地域社会との連携と地域の発展に貢献していくために、社会福祉・地域貢献活動を展開しています。

社会福祉・地域貢献活動事例

【国内外における社内献血活動】

当社国内グループでは、日本赤十字社が主催する「献血サポーター」に登録し、安定的に貢献できるように、社会献血活動を実施しています。また、海外グループ会社でも多くの社員が献血活動に参加しています。



イビデンDPFフランス献血活動

【大垣市十万石まつりへの参加】

当社グループは、毎年10月に開催される大垣市十万石まつりの「企業みこし」に参加しています。毎回100名以上の社員が参加し、地域の皆さまとともに祭りを盛り上げ、地域活性化を推進しています。また、「企業みこし」終了後に、会場となる駅前通りの美化活動にも取り組んでいます。



十万石まつり

【いびがわマラソンを支援】

当社グループは、毎年11月に揖斐川町で開催される「いびがわマラソン」の公式スポンサーとして同大会を支援しています。また、揖斐川町内にある当社事業場の駐車場の貸し出しや、周辺の交通整理および給水所などのボランティアスタッフとしても参加協力しています。



給水ボランティア

【「イビデン杯ママさんバレーボール大会」の支援とイビデン女子バレーボール部による教室開催】

当社女子バレーボール部はバレーボールを通じた地域貢献活動として、近隣の小・中・高校生やママさんに技術指導などのバレーボール教室を開催しています。2017年度は年24回1,500名の方を対象に行いました。また、当社のグループ社会貢献委員会では、西濃地区ママさんバレーボール連盟と協働して「イビデン杯ママさんバレーボール大会」を毎年開催しています。2017年度は、12回目の開催で、27チーム300名の皆さまが参加しています。



中学生のバレーボール教室

【地域の人材育成への貢献】

地域産業の活性化に寄与するために、当社のこれまでの業務経験を活かし、地域の保全士育成などの技術系の人材育成プログラムの開催に協力しています。また地域の大学が主催する環境関連の講座に講師として参加するなど、多様な側面から地域の人材活性化の一助を担っています。

災害支援活動

地域の人々の生活と社会基盤の復旧・復興の一助を担うために、災害支援活動を展開しています。

災害支援活動事例

【メキシコ中部地震被災者支援】

イビデンメキシコ株式会社では、被災者に寄り添った活動として、義援金の拠出や従業員で物資を募り地域団体への寄付を行いました。



復興支援物資の収集活動

社員の社会貢献・ボランティア活動推進

社員の自主的、自発的なボランティア活動を支援、奨励しています。

【ボランティア奨励制度】

当社および国内グループ会社では、ボランティア奨励制度として、ボランティア特別休暇（特別有給休暇、年間最大7日間）があり、その他にも社会貢献委員会による社員表彰を規定しています。

【ちょボラ活動（ちょっとしたボランティア）】

当社および国内グループ会社では社員のちょっとした行動を奨励し、気軽に参加できるボランティア「ちょボラ活動」を展開しています。社員から寄せられた使用済み切手や書き損じハガキなどを、地域の福祉団体やNPOなどへ寄付したり、また、社員からペットボトルキャップを回収した収益金をイビデンフィリピン株式会社の社会貢献活動の支援に役立てるなどしています。

顧客優先を支える品質管理

基本方針

当社は弛まざる先端技術の開発により、高付加価値製品の提案、供給を通じて、快適なIT社会や環境と自動車が共存する社会の実現に貢献しています。顧客優先の考え方のもと、顧客の要求に独自技術と地球環境に配慮した設計で応え、常に安心・安全な製品を安定して提供し続けることを最大のミッションと考えています。顧客のニーズを見据えた開発の設計段階から品質をつくりこむ姿勢と、ものづくり段階での品質保全とこれらを支えるマネジメントシステムを構築し、高い顧客満足の獲得に取り組んでいます。

電子事業グループ品質基本方針：品質第一の考えのもとに、お客さまの要求を明確に把握し、イビテクノで、信頼性のある製品を生み出し、提供することにより、お客さまの満足を得ます。

セラミック事業グループ品質基本方針：お客さまの真のニーズや潜在ニーズをイビテクノで具現化、価値化すると共に絶えず品質を真ん中に置いたものづくりでお客さまに感動を提供することをめざします。

品質保証体制

当社グループでは、全社品質保証担当の役員を中心に、各事業本部に品質保証組織を設けています。

製品の品質を通じて、顧客、そして社会に貢献するために、当社は先端技術の開発、製品企画、設計、量産までのプロセスの各段階で、デザインレビューと品質保証会議を開催し、設計、仕様の検討を行っています。さらに品質向上のために国内外の事業場でのトップ診断をはじめとする指導、監査を行い、取引先に対しても品質向上のための指導を行っています。また、品質を真ん中に置いたCS*向上を目的として、品質管理担当部門のもと継続的品質改善活動を推進しています。5S・自主保全活動と標準作業の遵守で設備・人起因ロスを低減し、「現地・現物・自掛」、「クロスセクション・チームワーク」で競争力強化活動を進めています。

*CS：Customer Satisfaction 顧客満足度のこと

品質マネジメントシステム

電子事業関連では、1995年3月にISO9001認証取得以来、継続して品質マネジメントシステムのレベルアップを推進し、顧客の期待、要求を超える製品提供を実現できるように取り組んでいます。また、セラミック事業および電子事業の自動車産業に関連する事業では自動車業界の国際品質マネジメント規格ともいえるISO/TS16949の認証取得を、2003年10月より開始し、2017年度までにISO/TS 16949に替わるIATF16949:2016への移行を完了しています。

また当社は、事業競争力と顧客満足度を継続的に向上することを目的として、品質（ISO9001）、環境（ISO14001）、労働安全衛生（OHSAS18001）および企業運営上のしくみを、イビデンマネジメントシステムに統合し、運用しています。

今後も、グローバルに高品質の製品が提供できる仕組みを構築しレベルアップを推進していきます。

顧客満足度向上の取り組み

営業部門が顧客窓口として技術、苦情等の様々な情報を集め、各部門へ展開しています。各事業部門で、定期的に把握している顧客の満足度について事業部門ごとの合宿の中でレビューを行っており、経営層の指導のもと改善活動を進めています。営業部門が中心となった顧客サポートと先端技術製品の提供により、納入先の電気機器、半導体、自動車メーカー各社から高い評価をいただいています。

イビテクノ推進活動

当社は、イビデンウェイの実践により顧客満足度No.1を実現するため、全社全部門が参加するイビテクノ推進活動を進めています。

“お客さまのために”を常に考え、営業力・開発力・ものづくり力・マネジメント力の四つのイビテクノによって、イビデンの価値を向上させ、市場における競争力を付け安定した収益を確保する。そしてすべてのステークホルダーの皆さまに貢献することが狙いです。

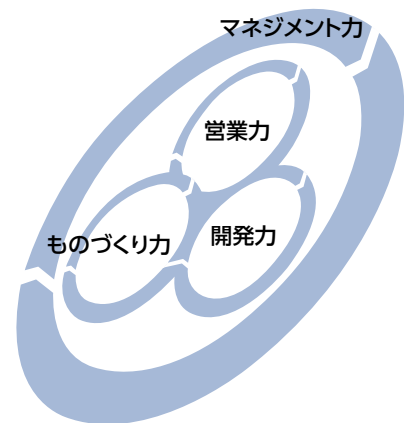
「営業力強化活動」：お客さまに価値と感動を提供できる競争力ある目標を設定する。

「開発力強化活動」：競争力あるプロセス・設備開発を自掛で実現する。

「ものづくり力強化活動」：さらなる改善と維持管理をする。

そして、この三つのイビテクノをクロスさせ、さらに「マネジメント力強化活動」で有機的に推進し、実現することで事業目標を達成させます。

また、市場における競争力の源は人財です。現地・現物・自掛で高い目標にチャレンジし、組織を超えたクロスセクション・チームワークで成果を出し、スキルと達成感とチームワーク力を向上させることで、さらに高い目標をめざしてスパイラルアップしていきます（P23「人財の育成」参照）。



図：イビテクノ推進の
スパイラルアップイメージ

CSR活動の目標・実績一覧

2017年度の活動結果と2018年度の実践項目

当社グループは、企業理念の実現に向けて、グループ行動憲章に基づくCSR活動を展開しています。イビデンマネジメントシステムならびに各グループ会社のマネジメントシステムのもと、活動のマネジメントに取り組んでいます。取り組むべき課題に対する実践状況は以下のとおりです。

第一条 法令および倫理の遵守	
各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。	
2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
・IMSで法令および企業倫理遵守体制の継続運用 ・管理者によるイビデン社会的責任管理基準に基づく職場巡視の継続実施（イビデン管理者93.7%が実施） ・国内グループ会社管理者へイビデン社会的責任管理基準の理解向上 ・社員行動基準の教育と遵守状況モニタリングの継続実施（約6,100名参加（イビデンおよび国内関連会社社員、構内請負事業者））	・IMSで法令および企業倫理遵守体制の継続運用 ・管理者によるイビデン社会的責任管理基準の理解向上と、基準に基づく職場巡視の実施 ・社員行動基準の教育と遵守状況モニタリングの継続実施
・管理者に向けた不正防止の教育と自職場のチェックを継続実施 ・監査グループによる不正行為防止の監査の継続 ・贈り物・接遇に関する社内ルールの再徹底 - 事業に重大な影響を与える法令違反実績なし	・管理者に向けた不正防止の教育と自職場のチェックを継続実施 ・監査グループによる不正行為防止の監査の継続 ・贈り物・接遇に関する社内ルールの再徹底
・セキュリティゾーンの継続運用による物理セキュリティの維持 ・情報漏えいリスクに対する教育・周知の強化 - 重大な情報漏えいの実績なし	・セキュリティゾーンの継続運用による物理セキュリティの維持 ・情報漏えいリスクに対する教育・周知の強化

第二条 ステークホルダーとともに発展する会社	
ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。	
2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
・大規模災害時の初動対応に関する防災管理の標準化と対応訓練の実施	・大規模災害時の初動対応に関する訓練の計画的実施
・労使間コミュニケーションによる協業テーマと改善課題の抽出、および課題への対応実施（イビデン） ・地域の自治会などとの情報交換の継続実施	・継続的な労使間コミュニケーションの実施 ・地域との情報交換の継続実施
・お取引先さまCSRガイドラインの改訂と周知（2017年8月改訂） ・お取引先さま向けのCSR調査、監査の継続実施 - CSR調査での遵守率 89.9%*重大違反事項なし（イビデン） *調査項目全体での遵守率の平均	・お取引先さまCSRガイドラインの改訂と周知 ・CSR調査、監査の継続実施と改善活動フォローアップによるサプライチェーンのレベル向上の継続
・イビデンツアー継続開催、家族・地域の学生向け工場見学会の開催 ・スポーツや文化イベントでの交流や、植樹活動など、地域に合わせた社会貢献プログラムの展開	・地球環境保護活動、青少年育成活動、社会福祉・地域貢献活動、災害支援活動、各プログラムの継続的な展開 ・地域に合わせた社会貢献プログラムの継続的な展開

第三条 お客さまへの感動の提供	
お客さまに感動を提供するために、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビデクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。 ※感動とは、お客さまの潜在的ニーズを把握して、期待以上の応えを与えること。	
2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
・お客さま満足度モニター・課題抽出 - 主要顧客から継続的な品質や持続性など側面に対する高評価の獲得	・お客さま満足度モニター・課題抽出
※その他に、市場要求のモニター、新分野への挑戦、既存分野の改革・改善などについて内部目標を設定して取り組んでいます。	

第四条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
・社員行動基準、社会的責任管理基準の改訂（2017年8月）と周知（改正詳細のE-ラーニング受講率：イビデン管理者97%） ・国内関連会社の管理者に対する社会的責任管理基準の周知 ・グループ会社間の活動課題の共有化によるグループ全体のレベル向上 ・CSR推進責任者会議での継続的な事例共有（イビデンおよび国内関連会社）	・社員行動基準、社会的責任管理基準の改訂と周知 ・国内関連会社の管理者に対する社会的責任管理基準の周知 ・海外グループ会社の活動課題把握とレベル向上 ・CSR推進責任者会議での継続的な事例共有
・イビデンウェイ浸透活動の展開 ・E-ラーニングシステムを活用した、社員行動基準に関する教育の実施 - E-ラーニング受講率92.3%（イビデンおよび国内関連会社）	・イビデンウェイ浸透活動の展開 ・定期的な社員行動基準に関する階層別教育の実施
・コンプライアンス相談窓口など各種ホットラインの継続的な啓発活動 - コンプライアンス相談窓口相談件数 38件（イビデンおよび国内関連会社） ・啓発事例を活用した違反発生、再発の予防 ・ハラスメント委員会によるハラスメントの防止の啓発、教育および指導 ・ハラスメントに関する継続的な教育の実施	・コンプライアンス相談窓口などホットラインの継続的な周知・啓発活動 ・ハラスメントに関する継続的な階層別教育の実施
・IMSのグループ会社への展開にむけた内部監査実施	・IMSのグループ会社への展開により、全社方針の徹底と内部統制の強化を同時並行に推進

第五条 地球環境との共存

全ての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
<省エネ活動> ・生産時のエネルギーロスの最小化 ・生産休止時のエネルギー使用量の最小化 - エネルギー使用量原単位 前年比 11%削減（イビデン国内事業場） - CO₂排出量原単位 2012年度比 4%増加（目標未達）	<省エネ活動> ・エネルギーの効率運用の推進 ・省エネ新技術を既存/新規設備に導入しエネルギー使用量削減 - CO₂排出量原単位 2017年度比 5%削減（2022年度）
<資源循環> 生産変動に追従した資源の適正使用・廃棄物の削減 廃棄物の順法管理 - 固形廃棄物発生原単位 2012年度比 17%削減（目標達成） - 取水量原単位 2012年度比 28%削減（目標達成）	<資源循環> 生産変動に追従した資源の適正使用・廃棄物の削減の継続 廃棄物の順法管理 - 固形廃棄物原単位 2017年度比 5%以上削減（毎年1%削減） - 取水量原単位 2017年度比 5%以上削減（毎年1%削減）
<環境リスク管理> ・化学物質管理委員会での関連法規制のグローバル管理実施 ・事業場からの流出・騒音・臭気に対するパイプエンド管理継続実施 - 重大な流出事故発生なし	<環境リスク管理> ・化学物質関連法規制のグローバル管理による関連法規制の遵守 ・事業場からの流出・騒音・臭気による地域住民への環境影響を防止するため、パイプエンド管理レベルの強化
・岐阜県、揖斐川町と「イビデンの森」の活動10年延長の協定を締結	・協定延長後の「イビデンの森」森林保全活動の実施

第六条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくりまします。

2017年度の実践項目と結果	2018年度の実践項目
・Good JC活動による仕事の効率的な働き方の推進 ・残業モニタリングの強化、特に19時以降の残業や勤務インターバルの管理強化 ・女性管理者の任命 - 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に認定（イビデン） - 育児休業後の復職率94%、定着率100%（イビデン）	・効率的な働き方の推進と職場内コミュニケーション強化 ・実労働時間削減の取り組みの強化 ・仕事と育児・介護の両立のための支援策の充実（イビデン） ・女性向けのキャリア研修の開催、社内向け情報発信の強化（イビデン）
・目標設定・評価者への教育コンテンツの見直しと継続的な訓練実施（イビデン）	・目標管理評価制度でフィードバックを定着（イビデン）
・災害発生時、徹底的に原因解析し、対策を全社へ展開 ・管理者によるリスクアセスメントの有効性確認の実施 ・爆発・火災撲滅のための総点検を実施し、問題箇所に対策実施 - 労働災害発生度率 0.52（イビデンおよび国内グループ会社） - 休業災害（4日以上）の労災発生件数 26件（海外グループ会社）	・安全体制を見直し、部門責任者による安全巡視の実施 ・労働災害再発ゼロをめざし、発生災害に対する本質的な対策の実施 ・現場重視の安全サークル活動を推進し、活動の有効性を向上
・イビデングループ健康経営宣言 ・「Health105プラン」のもと健康づくりと健康管理活動 - ホワイト500認定（イビデン、タック、イビデンエンジニアリング、イビデン物産）	・新中期計画「Health110プラン」のもと、衛生部会を中心とした、健康経営活動を推進

会社情報

企業情報

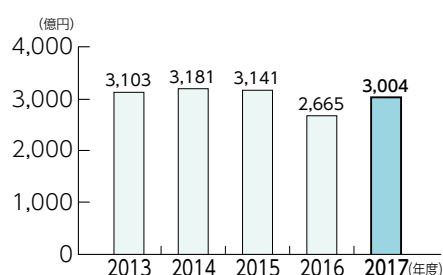
商号	イビデン株式会社
創立	1912年（大正元年）11月25日
資本金（2018年3月末現在）	64,152百万円
代表者	代表取締役社長 青木 武志
従業員数（2018年3月末現在）	【連結】15,574名 【単独】3,515名
事業所所在地	本社 〒503-8604 岐阜県大垣市神田町2-1 Tel: 0584-81-3111（代）
支店	東京
事業場	大垣、大垣中央、青柳、河間、大垣北、神戸（以上岐阜県）、衣浦（愛知県）
関係会社数（2018年3月末現在）	連結子会社37社（国内17社、海外20社）

主要な事業内容

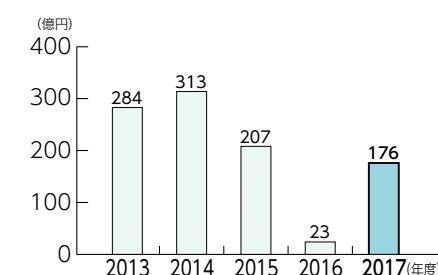
事業区分	主要な製品および事業
電子事業	プリント配線板、パッケージ基板
セラミック事業	環境関連セラミック製品、特殊炭素製品、ファインセラミックス製品、高温断熱ウール
その他事業	住宅設備機器、メラミン化粧板、化粧板関連加工部材
	法面工事・造園工事等の土木工事の設計・施工、各種設備の設計・施工
	合成樹脂加工業、農畜水産物加工業、石油製品販売業、情報サービス等の各種サービス業

財務概況（連結）（2018年3月末現在）

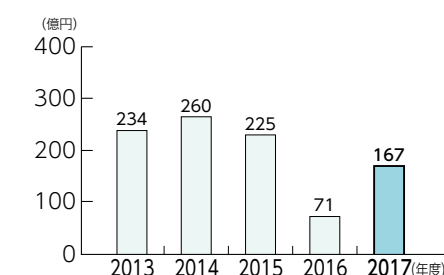
売上高



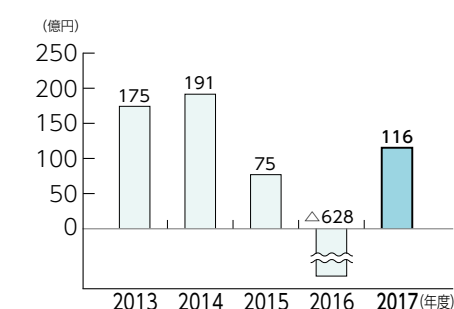
経常利益



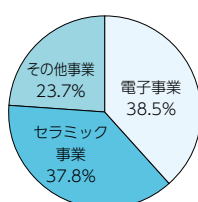
営業利益



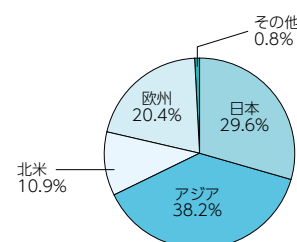
当期純利益



事業別売上高割合



地域ごとの売上高割合



※売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

財務情報の開示

当社は、すべての株主や投資家に対し、公正、正確かつ理解しやすい情報の適時開示に注力しています。情報開示の基準は東京証券取引所・適時開示規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の運営・業務および財産などについての項目、すでに開示された重要な会社情報の内容の変更、中止についての項目とし、積極的かつ公平に開示する方針です。また、適時開示規則に該当しなくとも、投資判断に重要な影響を与える会社情報については、できる限り正確、迅速に、適切な方法で開示します。



株主・投資家向けサイト
<https://www.ibiden.co.jp/ir/index.html>

重要な子会社

国内	所在地	主要な事業内容
イビデングリーンテック株式会社	岐阜県 大垣市	特殊工事の設計・施工
イビデンケミカル株式会社	岐阜県 大垣市	化学製品の製造・販売
イビケン株式会社	岐阜県 大垣市	物品販売
イビデングラファイト株式会社	岐阜県 大垣市	炭素製品加工
イビデン産業株式会社	岐阜県 大垣市	物品販売
タック株式会社	岐阜県 大垣市	情報サービス
イビデン樹脂株式会社	岐阜県 揖斐郡	合成樹脂加工
イビデン物産株式会社	岐阜県 本巣市	農畜水産物加工
イビデンエンジニアリング株式会社	岐阜県 大垣市	設備の設計・施工
株式会社イビデンキャリア・テクノ	岐阜県 大垣市	人材派遣

海外	所在地	主要な事業内容
イビデンU.S.A.株式会社	米国	米国内投資・金融・物品販売
マイクロメック株式会社	米国	炭素製品加工
イビデンメキシコ株式会社	メキシコ	セラミック製品製造
イビデンヨーロッパ株式会社	オランダ	欧州域内投資・金融・物品販売
イビデンハンガリー株式会社	ハンガリー	セラミック製品製造
イビデンDPFフランス株式会社	フランス	セラミック製品製造
イビデンボルツェランファブリックフラウエンタール株式会社	オーストリア	セラミック製品製造
イビデンアジアホールディングス株式会社	シンガポール	アジア域内投資・金融
イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社	マレーシア	電子機器製造
揖斐電電子（北京）有限公司	中国	電子機器製造
イビデングラファイトコリア株式会社	韓国	炭素製品製造
イビデンフィリピン株式会社	フィリピン	電子機器製造
揖斐電電子（上海）有限公司	中国	物品販売
イビデンシンガポール株式会社	シンガポール	物品販売
イビデンコリア株式会社	韓国	物品販売
台湾揖斐電股份有限公司	台湾	物品販売

上記の重要な子会社を含め、連結対象子会社は37社です（2018年3月末現在）。

役員・組織図

取締役

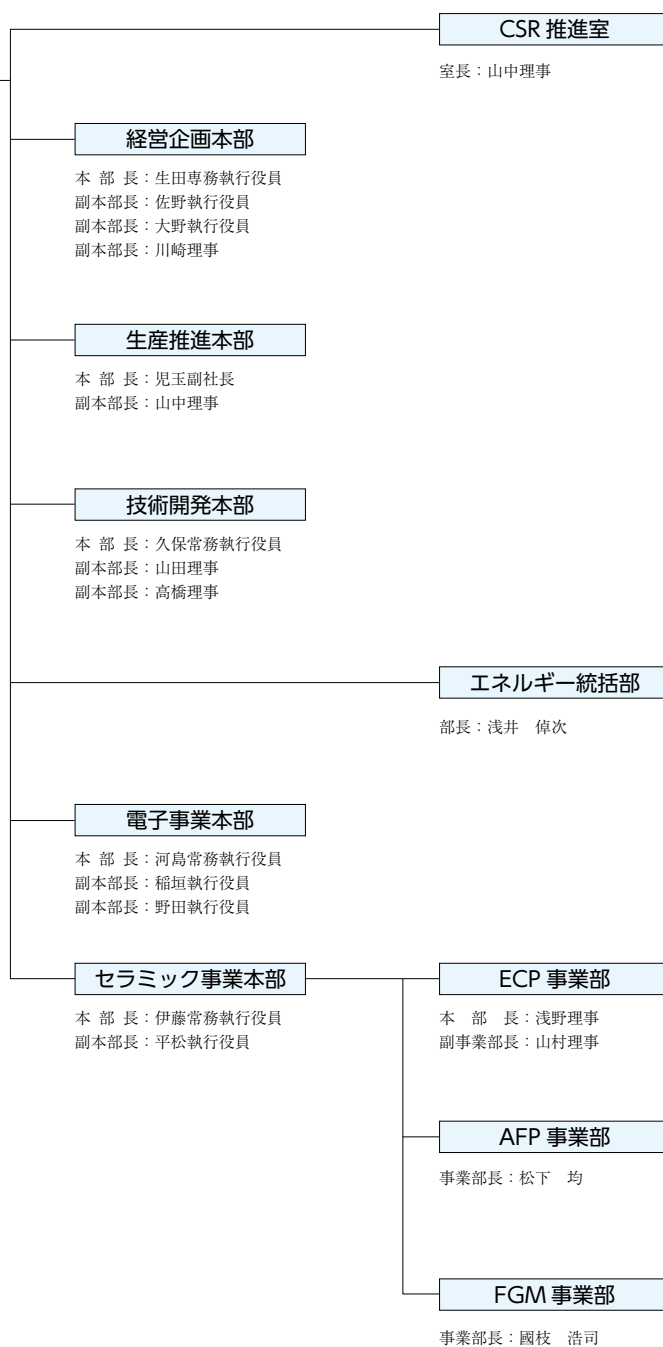
代表取締役会長	竹中 裕紀
代表取締役社長	青木 武志
代表取締役副社長	児玉 幸三
取締役専務執行役員	生田 斉彦
取締役（社外）	山口 千秋
取締役（社外）	三田 敏雄
取締役（社外）	吉久 光一
取締役常勤監査等委員	阪下 敬一
取締役常勤監査等委員	桑山 洋一
取締役（社外）監査等委員	加藤 文夫
取締役（社外）監査等委員	堀江 正樹
取締役（社外）監査等委員	川合 伸子

執行役員

常務執行役員	伊藤宗太郎
常務執行役員	河島 浩二
常務執行役員	久保 修一
執行役員	遠藤 本鎮
執行役員	平松 靖二
執行役員	佐野 尚
執行役員	稲垣 靖
執行役員	野田 宏太
執行役員	大野 一茂

取締役会

監査等委員会



(2018年6月16日現在)

CSRレポート編集方針

基本的な考え方

イビデングループは、CSRが企業経営に強く結びついているという認識のもと、グローバルにCSR経営を推進する中で、「内部統制」「人財経営」「環境経営」「社会貢献」の四つの視点から、活動レベルの継続的向上を行っています。「イビデンCSRレポート2018」は、ステークホルダー（利害関係者）の皆さまの関心事や社会的な課題を踏まえて、当社グループの四つの視点のテーマ活動を、活動方針、推進体制、活動の指標および実績といった視点から、皆さまに分かりやすく報告することを目的に発行しています。

報告期間

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の活動を中心に、一部それ以前からの取り組みや、直近の活動報告を含みます。

発行時期

2018年9月（次回：2019年8月発行予定、前回：2017年8月発行）

参考ガイドライン

- ・ISO26000：20100（社会的責任に関する手引き）、
 - ・GRI「サステナビリティレポーティングスタンダード（以下「GRIスタンダード」という）」、
 - ・環境省「環境報告ガイドライン（2012年度版）」、環境省「環境会計ガイドライン2005年度版」
- ※巻末にGRIスタンダードとの対照表を掲載しています。

記載に関する補足

環境経営の原単位データについて、原単位の基準となる換算生産量の基準を、2015年度より現在の製品構成に合わせて見直しています。その他、データ上の修正などが発生している場合は、個々に修正理由を記載しています。

CSR情報の開示場所

イビデングループのCSR報告はホームページおよび本レポートを通じて行っています。また、ホームページ上では、イビデングループの事業報告および連結財務諸表を含む財務面情報、CSR情報の各種方針・管理指標を含む非財務面の情報を、幅広く、適時公開しています。

Webサイト

イビデングループ ホームページ <https://www.ibiden.co.jp/>

イビデングループ CSRホームページ <https://www.ibiden.co.jp/csr/>



報告事項の決定プロセス

① 報告テーマのリスト化

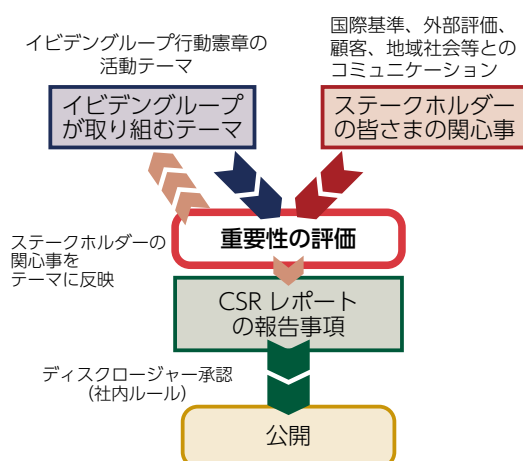
イビデングループ行動憲章に基づき、イビデン社会的責任管理基準の項目など、当社グループがマネジメントすべき課題を抽出しています。また、RBA行動規範など業界団体で取り組むべき事項やお客さまからの要請事項、SRI（社会的責任投資）など外部評価機関の評価項目およびフィードバック、CSRレポートへのフィードバック、労使間のテーマや地域社会などその他のステークホルダーとの直接のコミュニケーション等、ステークホルダーの皆さまの関心事についてテーマを抽出し、GRIスタンダードの項目に対照させてリスト化しています。GRIスタンダードの項目に分類できないテーマは新たな項目としてリストに追加しています。

② 重要性の評価

これらの項目についての課題を、イビデングループへの影響度、ステークホルダーにとっての重要度から評価し、重要度を算出し、上位項目を重要性の高い項目として抽出しています。

その結果、①でリスト化された報告テーマの中から独自に抽出した三つの項目を含む20の項目を重要性の高いテーマとして抽出しています。

なお、重要性の高い報告テーマは巻末のGRIスタンダード対照表の中で明示しています。



図：CSRレポート報告テーマの選定プロセス

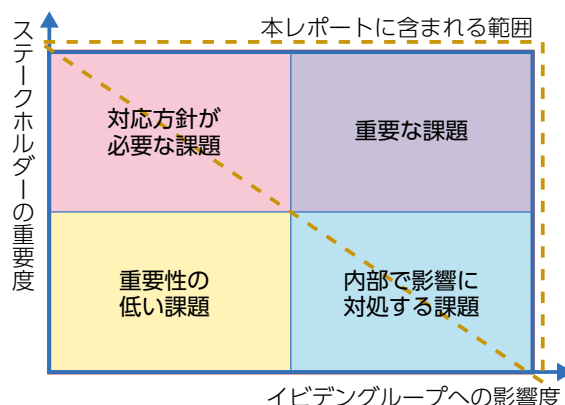
③ レポートでの報告事項

これらの重要性の高い項目を中心に、イビデングループとしてなぜ重要なのか、また、管理のしくみ、指標を報告します。それぞれの報告テーマについて、グローバルCSR経営の四つの視点（「内部統制」「人財経営」「環境経営」「社会貢献」）に分けて、内容をまとめて報告書に記載しています。

なお、本報告は、CSRに関心の高いステークホルダーの皆さまを対象として作成しています。報告の内容は、重要性の高い報告テーマに限らず、幅広くステークホルダーの皆さまから当社グループへの期待や要請の大きい項目、当社が積極的な対応を進めている課題についても、当社の姿勢を理解いただくために、取り組みや考え方を一部報告しています。

④ 報告内容の公開に当たって

本CSRレポートは、上記の課題選定プロセスを経て、当社ディスクロージャー規則に基づき、ディスクロージャー委員会による承認を受けて発行しています。



図：課題の位置づけと報告範囲

報告の対象組織

原則としてイビデン株式会社（＝当社、イビデン）および国内・海外グループ会社を対象としています。イビデングループ（＝当社グループ）を対象としていない報告は、個々に対象範囲を記載しています。一部のデータは、イビデンの国内事業場を対象としており、イビデン単体と一部国内グループ会社を含み、「イビデン国内事業場」と表記しています。重要な子会社と報告範囲との関係は、以下のようになっています。

国内	内部統制	人財経営	環境経営	環境データ*2	社会貢献	備考
イビデングリーンテック	○	○	○	◎	○	
イビデンケミカル*1	○	○	○	◎	○	
イビケン*1	○	○	○	○	○	製造以外
イビデングラフィット*1	○	○	○	◎	○	
イビデン産業	○	○	○	◎	○	
タック	○	○	○	○	○	製造以外
イビデン樹脂	○	○	○	◎	○	
イビデン物産	○	○	○	◎	○	
イビデンエンジニアリング*1	○	○	○	◎	○	
イビデンキャリア・テクノ*1	○	○	○	○	○	製造以外

*1 「イビデン国内事業場」に含む国内グループ会社。イビケン は 建築部門を、イビデンエンジニアリングは一部水処理部門のみをイビデン国内事業場に含みます。

海外	内部統制	人財経営	環境経営	環境データ*2	社会貢献	備考
イビデンU.S.A.	○	○	○	—	○	製造以外
マイクロメック	○	○	○	○	○	
イビデンメキシコ	○	○	○	◎	○	
イビデンヨーロッパ	○	○	○	—	○	製造以外
イビデンハンガリー	○	○	○	◎	○	
イビデンDPFフランス	○	○	○	◎	○	
イビデンボルツェランファブリックフラウンター	○	○	○	◎	○	
イビデンアジアホールディングス	○	○	○	—	○	製造以外
イビデンエレクトロニクスマレーシア	○	○	○	◎	○	
揖斐電電子（北京）	○	○	○	◎	○	
イビデングラフィットコリア	○	○	○	◎	○	
イビデンフィリピン	○	○	○	◎	○	
揖斐電電子（上海）	○	○	○	○	○	
イビデンシンガポール	○	○	○	—	○	製造以外
イビデンコリア	○	○	○	—	○	製造以外
台湾揖斐電股份有限公司	○	○	○	—	○	製造以外

*2 ◎は原単位指標に含まれる拠点、2015年度よりイビデンメキシコ株式会社を環境データに反映しています。

その他、報告中のグラフや記載文章の中で具体的に対象範囲を限定して報告を行っています。また、サプライチェーンなど当社グループ外への影響については個々の報告の中で記載をしています。

イビデンCSRレポート2018 GRIスタンダード対照表

「イビデンCSRレポート2018」の作成にあたって、GRI*スタンダードを参照しています。報告書作成においてGRIスタンダードのフレームワークをどの程度適用したかを、準拠のオプションとして選択することが可能であり、本レポートは、「Core」をオプションとして選択しています。

*GRI:Global Reporting Initiative 国際的な持続可能性報告のガイドラインを策定している団体

Coreに準拠した報告で開示の必要な一般標準開示項目は、項目番号を青色で記載しています。

必要の無い項目についても、当社の取り組みをさらに理解していただくことを目的に対照表に掲載しています。

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
1.組織のプロフィール				
102-1	組織の名称	a. 組織の名称	P59	会社情報
102-2	活動、ブランド、製品、サービス	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	P59	会社情報
102-3	本社の所在地	a. 組織の本社の所在地	P59	会社情報
102-4	事業所の所在地	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない	P59-60	会社情報
102-5	所有形態および法人格	a. 組織の所有形態や法人格の形態	P7 P8-9 P59	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 会社情報
102-6	参入市場	a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類	P59-60	会社情報
102-7	組織の規模	a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） v. 提供する製品、サービスの量	P59	会社情報
102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	報告組織は、次の情報を報告しなければならない。 a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）	P20	社員の構成と事業別社員割合
102-9	サプライチェーン	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	P17	サプライチェーンでのCSRマネジメント
102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選定や解消を含む）	P60	重要な子会社
102-11	予防原則または予防的アプローチ	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-12	外部イニシアティブ	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	P4-5	CSR経営の考え方と推進体制
102-13	団体の会員資格	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	P4-5 P39	CSR経営の考え方と推進体制 化学物質の適切な管理
2.戦略				
102-14	上級意思決定者の声明	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P2 P3 P4-5	トップメッセージ IBIDEN WAY/To The Next Stage 110 Plan CSR経営の考え方と推進体制
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	P2 P4-5 P11-12 P57-58	トップメッセージ CSR経営の考え方と推進体制 リスクマネジメント推進活動 CSR活動の目標・実績一覧
3.倫理と誠実性				
102-16	価値観、理念、行動基準・規範	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	P3 P4-5 P13-17	IBIDEN WAY CSR経営の考え方と推進体制 コンプライアンス推進活動
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	P13-17	コンプライアンス推進活動
4.ガバナンス				
102-18	ガバナンス構造	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	P7	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
102-19	権限移譲	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	P7 P11-12 P13-17 P28 P32	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動 労働安全衛生マネジメント組織 環境マネジメント組織
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか		

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
4. ガバナンス				
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	P7	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力 viii. ステークホルダーの代表	P7 P8-9 P61	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員・組織図
102-23	最高ガバナンス機関の議長	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由		
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	P8-9 P9	現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員報酬について
102-25	利益相反	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i. 役員会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報	P7 P8-9 P9 P13-17 *	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員報酬について コンプライアンス推進活動 *第165期有価証券報告書P34「役員状況」、P37「コーポレート・ガバナンスの状況等」にて一部情報を開示しています。
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	P4-5 P57-58	CSR経営の考え方と推進体制 CSR活動の目標・実績一覧
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策	-	
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務履行の変化を含む	-	
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	P4-5 P6 P11-12	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 リスクマネジメント推進活動
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	P62-63	報告事項の決定プロセス
102-33	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	P7 P8-9 P11-12 P13-17	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	P13-17	コンプライアンス推進活動
102-35	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と提出金率の違いから生じる差額を含む） b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	P9	役員報酬について
102-36	報酬の決定プロセス	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	-	
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	-	
102-38	年間報酬総額の比率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与と所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与と所得者を除く）に対する比率	-	
102-39	年間報酬総額比率の増加率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与と所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与と所得者を除く）の増加率に対する比率	-	

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
5. ステークホルダー・エンゲージメント				
102-40	ステークホルダー・グループのリスト	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	P4-5 P6	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働
102-41	団体交渉協定	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	*	*第165期有価証券報告書P10「従業員の状況」にて一部開示しています。
102-42	ステークホルダーの特定および選定	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	P4-5 P6	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働
102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントが否かを示す	P6 P62-63	ステークホルダーとの対話・協働／ 第三者機関の診断と対応 報告事項の決定プロセス
102-44	提起された重要な項目および懸念	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む） ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	P6 P57-58	ステークホルダーとの対話・協働／ 第三者機関の診断と対応 CSR活動の目標・実績一覧
6. 報告実務				
102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	P63	報告の対象組織
102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	P62-63	報告事項の決定プロセス
102-47	マテリアルな項目のリスト	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-48	情報の再記述	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	P62	記載に関する補足
102-49	報告における変更	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	P62 P63	記載に関する補足 報告の対象組織
102-50	報告期間	a. 提供情報の報告期間	P62	報告期間
102-51	前回発行した報告書の日付	a. 前回発行した報告書の日付（該当する場合）	P62	発行時期
102-52	報告サイクル	a. 報告サイクル	P62	発行時期
102-53	報告書に関する質問の窓口	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙	お問い合わせ先 (Webサイトからの問い合わせも可能です。 https://www.ibiden.com/utility/inquiry.html)
102-54	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核（Core）オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括（Comprehensive）オプションに準拠して作成されている。」	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-55	内容索引	a. GRIの内容索引（使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する） b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める i. 開示事項の番号（GRIスタンダードに従って開示した項目について） ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由（該当する場合）	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-56	外部保証	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 報告書が外部保証を受けている場合、 i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める ii. 組織と保証提供者の関係 iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか	—	本レポート内ではありませんが、過去に掲載のイビデンおよび海外グループ会社のCO ₂ 排出量に対して、第三者検証を受けています。 検証内容についてはWebサイト https://www.ibiden.com/csr/ で随時公開します。
		a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	P62-63	報告事項の決定プロセス 報告の対象組織
		a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	P63	報告の対象組織

GRIスタンダードに基づき、重要性が高い項目を選定しています。
本レポート上の記載ページ数は以下になっています。
スタンダードに記載の項目に対して、当社が特に重要性が高いと特定した項目は青色■で記載しています。
また重要性が高いと特定され、スタンダード上明記されていない項目についても、対照表上に記載しています。

項目	項目別の開示事項		イビデン株式会社 CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
マネジメント手法				
マテリアルな項目とその該当範囲の説明	103-1	a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む i. どこでインパクトが生じるのか ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか c. 該当範囲に関する具体的な制約事項	P3 P4-5 P6 P7-19 P32-44 P57-58	To The Next Stage 110 Plan CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 内部統制／コーポレート・ガバナンス 環境経営 CSR活動の目標・実績一覧
マネジメント手法とその要素	103-2	a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. 目標およびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理メカニズム vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）		
マネジメント手法の評価	103-3	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関して行った調整		
カテゴリー：経済				
経済パフォーマンス	201-1	創出、分配した直接的経済価値	P10 P59 ＊	適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション 会社情報 ＊第165期有価証券報告書P44～「経理の状況」に記載があります。
	201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	P11-12 P35-37	リスクマネジメント推進活動 気候変動問題への対応
	201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	＊	＊第165期有価証券報告書P72～「退職給付関係」に記載があります。
	201-4	政府から受けた資金援助		
地域経済での存在感	202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）		
	202-2	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率		
間接的な経済的インパクト	マネジメント手法の開示事項（推奨事項） 1.2.1 国や地域、地方レベルの間接的な経済的インパクトを把握するために実施している取り組みを記述する 1.2.2 組織がインフラその他のサービスの必要性を判断するにあたって、コミュニティのニーズ評価を実施したかどうかを説明し、その評価結果を記述する			
	203-1	インフラ投資および支援サービス		
	203-2	著しい間接的な経済的インパクト		
調達慣行	204-1	地元サプライヤーへの支出の割合		
腐敗防止	205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	P11-12	リスクマネジメント推進活動
	205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P13-17	コンプライアンス推進活動
	205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	P13-17	コンプライアンス推進活動
反競争的行為	206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	P13-17	コンプライアンス推進活動
緊急対策	緊急災害時への備え		P11-12	リスクマネジメント推進活動
カテゴリー：環境				
原材料	301-1	使用原材料の重量または体積	P44	イビデングループのインプットアウトプット
	301-2	使用したリサイクル材料		
	301-3	再生利用された製品と梱包材		
エネルギー	302-1	組織内のエネルギー消費量	P35-37 P44	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	302-2	組織外のエネルギー消費量		
	302-3	エネルギー原単位	P35-37	気候変動問題への対応
	302-4	エネルギー消費量の削減	P35-37	気候変動問題への対応
	302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減		
水	303-1	水源別の総取水量	P38 P44	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
	303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	P38 P44	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
	303-3	リサイクル・リユースした水	P38 P44	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
生物多様性	304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	P40	生物多様性への姿勢
	304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト		
	304-3	生息地の保護・復元	P40	生物多様性への姿勢
	304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種		

側面	項目別の開示事項		イビデン株式会社　CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
カテゴリー：環境				
大気への排出	マネジメント手法の開示事項	GHG排出量目標を提示する際、報告組織は、目標達成のためにオフセットを使用しているか否かを説明し、その種類、量、基準、仕組みを明記しなければならない。		2017年度までにオフセットは使用していません。
	305-1	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	P35-37 P44	気候変動問題への対応 イビデングループの インプットアウトプット
	305-2	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ2)	P35-37 P44	気候変動問題への対応 イビデングループの インプットアウトプット
	305-3	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ3)	P44	イビデングループの インプットアウトプット
	305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	P35-37	気候変動問題への対応
	305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	P35-37	気候変動問題への対応
	305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量		該当なし
	305-7	窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物	P44	イビデングループの インプットアウトプット
排水および廃棄物	306-1	排水の水質および排出先	P44	イビデングループの インプットアウトプット
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	P44	イビデングループの インプットアウトプット
	306-3	重大な漏出	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
	306-4	有害廃棄物の輸送		
	306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域		
環境コンプライアンス	307-1	環境法規制の違反	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
サプライヤーの 環境評価	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	P17-19 P39	サプライチェーンでのCSRマネジメント 化学物質の適切な管理
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	P17-19 P34 P39	サプライチェーンでのCSRマネジメント 環境および労働安全衛生関連法令の遵守 化学物質の適切な管理
カテゴリー：社会				
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある 場合は、各側面毎に 対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P20-31 P57-58	人財経営 CSR活動の目標・実績一覧
雇用	401-1	従業員の新規雇用と離職	P20	人財経営の考え方
	401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当		
	401-3	育児休暇	P24-26	多様な働き方の尊重
労使関係	402-1	事業上の変更に関する最低通知期間		
労働安全衛生	403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	P28	労働安全衛生マネジメント組織
	403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	P29-31	労働安全衛生の活動指針と結果
	403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者		
	403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	P29-31	労働安全衛生の活動指針と結果
研修と教育	404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	P23-24	人財の育成
	404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	P23-24 P24-26	人財の育成 多様な働き方の尊重
	404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	P22	公正な評価と処遇
ダイバーシティと 機会均等	405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ		
	405-2	基本給と報酬総額の男女比		
非差別	406-1	差別事例と実施した救済措置	P13-17 P21-22	コンプライアンス推進活動 人権の尊重
結社の自由と団体交渉	マネジメント手法の開示事項(推奨事項)	報告組織は、労働組合の結成または労働組合への参加、団体交渉の実施、労働組合活動への参画に関する労働者の意思決定に影響を与える可能性があると考えられる方針がある場合、そのすべての方針について記述するのが望ましい。		
	407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー		
児童労働	408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	P21-22	人権の尊重
強制労働	409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	P21-22	人権の尊重
保安慣行	410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員		
先住民族の権利	411-1	先住民族の権利を侵害した事例		
人権アセスメント	412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所		
	412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	P21-22	人権の尊重
	412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約		
地域コミュニティ	413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	P50-54	社会貢献
	413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
サプライヤーの社会への 影響評価	414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	P17-19	サプライチェーンでのCSRマネジメント
	414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	P13-17 P17-19	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント
公共政策	マネジメント手法の開示事項(推奨事項)	1.2.1 公共政策の策定およびロビー活動への参加の焦点である重要論点 1.2.2 重要論点に対する組織のスタンス、および組織のロビー活動における立場と公開している組織の方針や目標、その他の公的な立場との相違		
	415-1	政治献金		

側面	項目別の開示事項		イビデン株式会社　CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
カテゴリー：社会				
顧客の安全衛生	416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価		
	416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例		
マーケティングとラベリング	417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項		
	417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例		
	417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例報		
顧客プライバシー	418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	P13-17	コンプライアンス推進活動
社会経済面のコンプライアンス	419-1	社会経済分野の法規制違反	P13-17	コンプライアンス推進活動
紛争鉱物	紛争鉱物への対応		P17-19	サプライチェーンでのCSRマネジメント
労働時間	労働時間の管理		P26	働きやすい職場に向けた労使協業

持続可能な開発目標(SDGs)とイビデングループの活動対照表

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで掲げられた、持続可能な世界を実現するための2030年に向けた国際目標です。

当社グループでは、これまでお客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまと、グローバルな社会課題と当社グループの事業活動とのかかわりについて、話し合いを進めてきました。2018年からの中期経営計画の中で、当社グループの事業活動とSDGsにどのような関わりがあり、どう貢献ができるかについて、改めて整理を開始しています。本CSRレポート上に掲載されている、当社グループの事業活動と関係性の高いSDGsの目標は以下のとおりです。

SDGsのゴール			関係性の高い当社の活動におけるCSRレポート2018上の掲載項目	掲載頁
環境面で関係性の高い課題	 6 清潔な水と衛生	全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	水資源の有効利用	P38
			事業場別環境測定実績データ	P45
	 7 持続可能なエネルギー	全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	クリーンエネルギーへの取り組み	P35
			製品・事業での環境貢献	P41
	 12 つばみ資源は、つかみ過ぎない	持続可能な生産消費形態を確保する	廃棄物量の削減活動	P38
			化学物質の適切な管理	P39
			イビデングループのインプットアウトプット	P44
社会面で関係性の高い課題	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	省エネルギー活動	P36
			GHG排出量の推移	P36
	 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	社員の健康増進への取り組み	P31
	 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	女性活躍の推進	P24
	 8 働きがいも、経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	人権の尊重	P21
			ワークライフバランスの取り組み	P24
ガバナンス面で関係性の高い課題	 12 つばみ資源は、つかみ過ぎない	持続可能な生産消費形態を確保する	サプライチェーンでのCSRマネジメント	P17
			(CSRレポート2018の発行)	本冊子
	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	コンプライアンス推進活動	P13



www.ibiden.co.jp

お問い合わせ先

CSR推進室

岐阜県大垣市神田町2-1

Tel. 0584-81-3147

Fax. 0584-81-2395

当社ホームページに常設されたアンケートからご意見をお聞かせください。